

安来市地域防災計画

令和5年7月



安来市防災会議

第Ⅰ部 総則

第 1 章 計画の目的.....	1
第 1 節 計画作成の目的及び基本方針.....	1
第 2 節 計画の性格.....	1
第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
第 3 章 安来市の概況.....	8
第 4 章 安来市の災害特性.....	11
第 5 章 防災ビジョン.....	17
第 1 節 防災対策における重点的な取組.....	17
第 2 節 地震防災緊急事業5箇年計画.....	19

第1章 計画の目的

第1節 計画作成の目的及び基本方針

1 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、安来市において防災上必要な諸施策の基本を定める。また、市域の災害予防、災害応急対策及び復旧復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定める。

これにより、防災対策の総合的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮し、また相互に協力して、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人一人の自覚及び努力を施すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

2 防災施策の基本方針

本計画はソフト・ハードを組み合わせて一体的に災害施策を推進するため、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、過去に起こった災害の教訓を踏まえて災害対策を講ずる。

第2節 計画の性格

1

この計画は、国の防災基本計画及び島根県地域防災計画（風水害等対策編、震災編並びに原子力災害対策編）に基づいて作成し、市域の防災対策について総合的、基本的性格を有する。なお、指定行政機関、指定公共機関等の防災業務計画に抵触するものではない。

2

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により隨時見直されるべきものであり、今後必要に応じて修正を加える。各機関は関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

3

この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有し、平素から研究、訓練等を行うなどして計画の習熟に努めるとともに、市民に対し計画の周知を図り、効果的な運用ができるよう努める。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

安来市及び市域の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務・業務を通じて市域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	事務又は業務の大綱
■安来市	<ul style="list-style-type: none"> ① 安来市防災会議及び安来市災害対策本部に関する事務 ② 防災組織の整備 ③ 防災のための知識の普及、教育及び訓練 ④ 防災に必要な物資、資材の備蓄及び整備 ⑤ 防災に関する施設、設備の整備及び点検 ⑥ 災害予警報など情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達及び被害調査 ⑦ 災害の情報の収集、伝達及び被害調査の報告 ⑧ 避難の指示、勧告 ⑨ 被災者の救出、救護及び保護 ⑩ 消防、水防及びその他の応急措置 ⑪ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑫ 緊急輸送の確保 ⑬ 被災施設の災害復旧 ⑭ 災害広報 ⑮ 自主防災組織の育成 ⑯ 災害時におけるボランティア活動の支援 ⑰ その他地域防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策 ⑱ 消防組織、消防施設及び設備の調査の実施 ⑲ 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握 ⑳ 災害時の消防、水防活動 ㉑ 被災者の救出、救護 ㉒ 避難の誘導 ㉓ 火災の警戒、予防査察及び調査 ㉔ 廃棄物等の収集処理 ㉕ 避難者の移送
■県の組織の出先機関等	
松江県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整 ② 災害時における情報収集等 ③ 安来市と県本庁等との連絡調整 ④ 管内区域の県管理の農林・土木施設の被害調査、応急対策及び災害復旧
松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 県管理の土木施設の被害調査、応急対策及び災害復旧
松江市・島根県共同 設置松江保健所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における管内区域の保健衛生対策 ② 医療及び助産
東部農林水産振興セン ター	<ul style="list-style-type: none"> ① 管内区域の農林畜産関係の被害調査及び災害対策、被災農作物の応急技術対策並びに保健衛生対策 ② 管内区域の漁港施設及び水産物等の被害調査、応急対策及び災害復旧
松江教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 管内区域の学校等の応急教育対策
教育庁文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化財関係の災害情報の収集・伝達

宍道湖流域下水道事務所	① 県管理の下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧
安来警察署	① 災害情報の収集・伝達 ② 被害実態の早期把握 ③ 避難誘導及び救出・救護 ④ 緊急交通路の確保 ⑤ 行方不明者の捜索及び検視 ⑥ 被災地における社会秩序の維持 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 広報及び各種相談の受理 ⑨ 関係機関の活動に対する支援及び協力

■消防機関

安来市消防団	① 災害時の消防活動、水防活動 ② 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握 ③ 雪害防止活動 ④ 被災者の救出、救護 ⑤ 非常警戒 ⑥ 応急復旧作業
--------	---

■指定地方行政機関

中国四国農政局	① 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること ② 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること ③ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること ④ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況のとりまとめ、営農資材の供給、病害虫駆除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること ⑤ 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業協同利用施設について災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の発生防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること ⑥ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること ⑦ 主要食糧の供給に関すること
中国地方整備局 (松江国道事務所、 出雲河川事務所)	① 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ② 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対応用機材等の提供 ③ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 ④ 災害に関する情報の収集及び伝達 ⑤ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ⑥ 災害時における交通確保 ⑦ 海洋の汚染の防除 ⑧ 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
大阪管区気象台（松江 地方気象台）	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと ② 気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと

	<p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ⑤ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</p>
第八管区海上保安本部	<p>① 海難救助 ② 海洋汚染の防止 ③ 海上における治安の維持 ④ 海上における船舶交通の安全確保</p>
中国四国管区警察局	<p>① 管区内各警察の指導、調整に関すること ② 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること ③ 関係機関との協力に関すること ④ 情報の収集及び連絡に関すること ⑤ 警察通信の運用に関すること ⑥ 津波警報等の伝達に関すること</p>
中国総合通信局	<p>① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 電波の監理及び電気通信の確保 ③ 災害時における非常通信の運用監督 ④ 非常通信協議会の指導育成 ⑤ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請</p>
中国財務局 (松江財務事務所)	<p>① 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 ② 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ③ 国有財産の無償貸付等 ④ 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p>
中国四国厚生局	<p>① 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）</p>
島根労働局	<p>① 産業災害防止についての監督、指導 ② 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ③ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ④ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 ⑤ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ⑥ 被災事業主に対する特別措置等の実施</p>
近畿中国森林管理局	<p>① 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 ② 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ③ 災害対策に必要な木材の供給</p>
中国経済産業局	<p>① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ③ 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 ④ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置</p>
中国四国産業保安監督部	<p>① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガ</p>

	ス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 ③ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国運輸局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 輸送等の安全確保に関する指導監督 ③ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ④ 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局	① 災害時における航空輸送の調査及び指導 ② 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
中国四国地方環境事務所	① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 ② 家庭動物の保護等に係る支援 ③ 災害時における環境省本省との連絡調整
中国四国防衛局	① 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ③ 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国地方測量部	① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 ② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 ③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
陸上自衛隊出雲駐屯地	① 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

■指定公共機関

日本郵便株式会社 中国支社	① 被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除等 ② 被災者あて救助用郵便物の料金免除 ③ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 ④ 被災者の支援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 ⑤ 災害協定に関すること ⑥ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ⑦ 簡易保険福祉事業団に対する災害援助活動の要請 ⑧ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本電信電話(株) 島根支店	① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ② 緊急を要する電報及び電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ中国支社島根 支店	① 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保 ③ 被災電気通信施設、設備の応急復旧
KDDI(株)	① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンク(株)	① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
中国電力(株) 中国電力ネットワー ク(株)	① 電力供給の確保
西日本旅客鉄道(株)	① 鉄道による緊急輸送の確保 ② 鉄道の安全管理及び事故対策
日本貨物鉄道(株)	① 鉄道による緊急輸送の確保

	② 鉄道の安全管理及び事故対策
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	① 陸路による緊急輸送の確保
日本赤十字社 島根県支部	① 医療、助産、その他の救助の業務の実施 ② 避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 ③ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ④ 義援金品の募集及び配分
国立病院機構 中国四国グループ	① 医療、助産等救護活動の実施
日本銀行	① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤ 各種措置に関する広報
日本放送協会	① 気象等の予報及び警報等の放送 ② 災害応急対策等の周知徹底 ③ その他災害に関する広報活動
西日本高速道路(株)	① 道路等の防災管理及び災害復旧 ② 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い

■指定地方公共機関

報道機関	① 防災知識の普及と各種予警報等の周知 ② 情報、応急対策等の周知
------	--------------------------------------

■公共的団体等

島根県農業協同組合 やすぎ地区本部 しまね東部森林組合	① 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力 ② 農作物の災害応急対策の実施 ③ 物資輸送の協力 ④ 共同利用施設の防災対策及び復旧 ⑤ 被災組合員に対する融資のあっせん
安来商工会議所	① 物資流通及び物価安定への協力 ② 災害対策資材・救助物資の確保への協力あっせん ③ 被災組合員に対する融資のあっせん
ボランティア団体	① 避難所における炊出し及び保育等ボランティア活動
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校	① 児童生徒等の避難保護 ② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 ③ 被災者の一時収容措置についての協力
病院・診療所等	① 負傷者等の医療、助産、救護
神社・寺院等	① 被災者の一時収容措置についての協力 ② 応急教育措置についての協力
指定文化財の管理者	① 指定文化財等の防災管理
安来市社会福祉協議会	① 被災生活困窮に対する生活福祉資金の融資あっせん ② ボランティアセンターと災害ボランティアとの調整

社会福祉施設経営者	① 被災者の保護についての協力
一般運輸業者	① 緊急輸送に関する協力
金融機関	① 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
危険物等施設の管理者	① 危険物の保安措置
L P ガス取扱い機関	① L P ガスの防災管理 ② L P ガスの供給
建設業協会	① 災害発生時における緊急措置の協力 ② 応急復旧における各種作業への協力

市民・事業所	① 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、自主的安全対策の推進 ② 災害予防施策への協力、防災訓練等への参加 ③ 災害発生時における緊急措置の協力・各種活動への自主的参加
--------	---

第3章 安来市の概況

1 位置等

本市は、島根県東部の中海に面し、国道9号、432号、JR山陰本線、山陰自動車道が通る国土幹線軸に位置する。市の東部は鳥取県米子市及び南部町に接し、南部は鳥取県日南町及び島根県奥出雲町、西部は雲南市及び松江市にそれぞれ隣接し、松江市中心部までは約20kmの距離にある。市域は東西22km、南北28km、総面積は420.93km²の広がりを持つ。伯太川・飯梨川沿いや支流の谷底平野及び自然堤防沿いに集落が立地し、沿岸の沖積平野部を中心市街地が形成されている。

2 地形条件

(1) 位置と地勢

安来市は、島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、北は汽水湖である中海を隔て松江市、境港市（鳥取県）、東は米子市（鳥取県）、南部町（鳥取県）、南は日南町（鳥取県）、奥出雲町、西は松江市、雲南市に接している。

南部は中国山地に連なる豊かな緑が覆い、そこを源流とする飯梨川、伯太川が下流域に広大な三角州平野を形成している。

また、これらの河川の豊富な水を利用し、布部ダム、山佐ダムが築かれ、県東部地域の水瓶として機能している。

(2) 気候

本市の気候は、日本海側気候地域に属し、冬に雪が多い北陸型に近い。また、山沿いは平野部に比べ、年間平均気温が低く、冬季の降雪量が多い。

(3) 面積

総面積は、420.93km²（うち可住地面積は94.08km²）で、南北およそ28km、東西22kmの南北にやや長い台形状である。

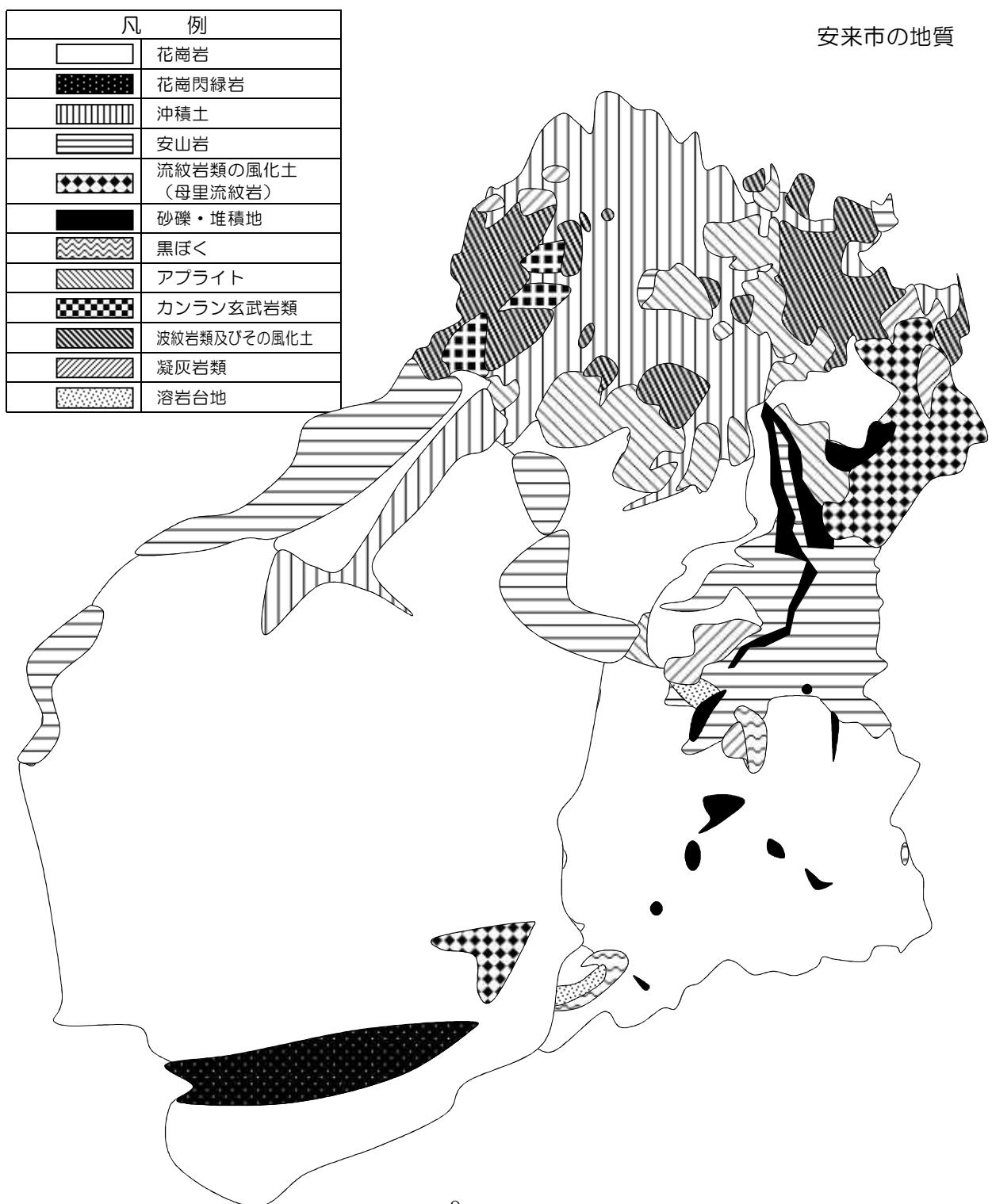
地目別面積をみると、民有地の約68%が山林原野、約27%が農地、約5%が宅地となっている。



3 地質条件

本市域の地質は、広島変動に伴う第三紀前期の深成岩類（いわゆる中国花崗岩）を基盤とし、花崗岩類（アブライト質岩を含む）で構成される山地・丘陵が多い。その周縁には、安山岩・玄武岩など火山岩類や凝灰岩類が分布し丘陵を形成する。

なお、流域の花崗岩類は風化による変質が著しくマサ土地域となっており、かけ崩れ等が起こりやすい地質条件にある。また、真砂砂鉄採掘等による多量な流送土砂により河床上昇を引き起こし、特に飯梨川等は天井川化し氾濫しやすい傾向を持つ。他方、中海沿岸の沖積平野部では高い地下水位及び砂層のゆるい堆積となっており、干拓地は、強振動の際に液状化現象を起しやすい条件にある。



4 気象条件

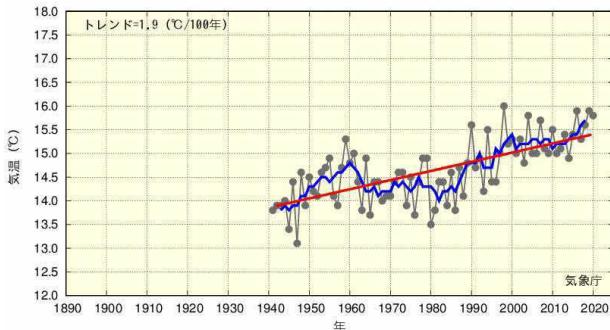
大きくは山陰型の気候で、冬に寒さが厳しく、冬期多雨・多雪の北陸型気象と夏期多雨の北九州型気象の中間的な気候を示している。冬期は西よりの季節風が強く、中国山地の影響を受け陰うつな天候が続くのが特徴である。

松江における平年値（1991 年～2020 年）は、年平均気温は 15.2°C、年降水量の平年値は 1791.9mm となっている。

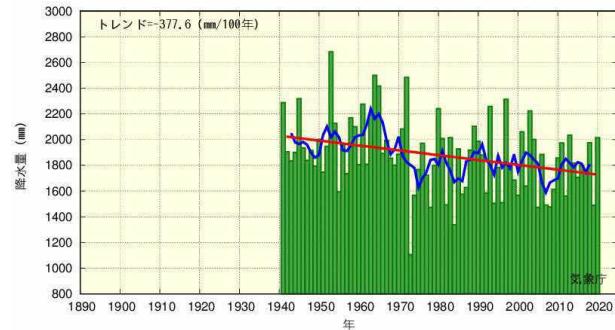
なお、松江における年平均気温は、数年～数十年の様々な周期の変動を繰り返しながら上昇している。また、年降水量には、1950 年代～1960 年代に雨が多くたため、減少傾向が現れている。

※気象庁では、西暦年の 1 の位が 1 の年から続く 30 年間の平均値をもって平年値とし、10 年毎に更新される。

松江の年平均気温



松江の年降水量



5 人口及び世帯

平成 16 年の新市施行以前から、旧市町でも昭和 60 年をピークに微減を続け、令和 2 年は 37,062 人（国勢調査）となっている。世帯数については令和 2 年には 12,835 世帯、一世帯当たりの人員は 2.88 人となっている。

人口及び世帯の推移（国勢調査）

安 来 市	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口	31,637 人	30,520 人	43,834 人	41,836 人	39,528 人
世 帯 数	8,695 世帯	8,789 世帯	12,872 世帯	12,820 世帯	12,805 世帯
一世帯当たりの人員	3.64 人	3.47 人	3.40 人	3.26 人	3.08 人

	令和 2 年	
総 人 口	37,062 人	
世 帯 数	12,835 世帯	
一世帯当たりの人員	2.88 人	

広瀬町	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	9,613 人	9,205 人
世 帯 数	2,556 世帯	2,589 世帯
一世帯当たりの人員	3.76 人	3.56 人

伯太町	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	5,684 人	5,530 人
世 帯 数	1,433 世帯	1,429 世帯
一世帯当たりの人員	3.97 人	3.87 人

第4章 安来市の災害特性

本市は、天井川などの河川状況及び低平な沖積平野からなる地形条件により、集中豪雨や台風などの際には浸水被害などの影響を受けやすい。また、マサ土化した丘陵地の直下に住宅等が立地する箇所も多く、土砂災害の危険性が高い。地盤については、山地・丘陵地と沖積平野・人工地盤に区分され地区別に大きく異なるが、沖積層及び干拓地域では、大きな地震の際に強震動や液状化による被害を受けやすい。

1 風水害等

(1) 災害気象

本市に災害をもたらす気象の代表的なものには、梅雨期の豪雨、夏季の台風及び冬の降雪があげられる。台風の直撃は太平洋岸に比較し少ないが、進路によっては本市も中海の水位上昇等に伴う高潮等の影響を受ける。

また、昭和39年7月の梅雨末期の集中豪雨（18日午前9時からの24時間雨量は304.8mm）では市内各地での山崩れによる住宅全・半壊35戸、田頬川・吉田川などの中小河川の氾濫による床上浸水138戸など大きな被害を受けている。この災害では大雨注意報の時点で氾濫・土砂崩れが多発し、各地で緊急避難を実施する切迫した状況に追い込まれた。昭和47年7月にも、梅雨前線の停滞による豪雨（降り始めからの総雨量400mm）で、中小河川の氾濫、山崩れなどにより大きな被害を受けた。

この他に、昭和38年1月の豪雪、昭和46年の豪雪、平成18年豪雪を起因とする農作物・交通被害などがあげられる。

(2) 想定災害

想定災害は、県下において既往の風水害のうち最大規模であった災害、昭和58年7月豪雨（いわゆる山陰豪雨）、平成3年の台風第19号による大雨・豪雨による被害に基づき、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮する必要がある。

想定される豪雨・台風の規模等

災害名 年月日	山陰豪雨 (昭和58年7月20～23日)	台風第19号 (平成3年9月27～28日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 91.0mm(浜田)23日01時40分 ・日最大雨量 331.5mm(浜田)23日 ・総降水量の最大値 521.5mm(浜田) 19日21時20分から 23日15時20分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速・風向 56.5m/s(松江) WNW 27日23時04分 ・最大風速・風向 28.5m/s(松江) W 27日23時00分 ・総降水量の最大値 54.5mm(浜田) 26日18時40分から 28日08時30分まで

2 地震災害

(1) 過去の地震災害

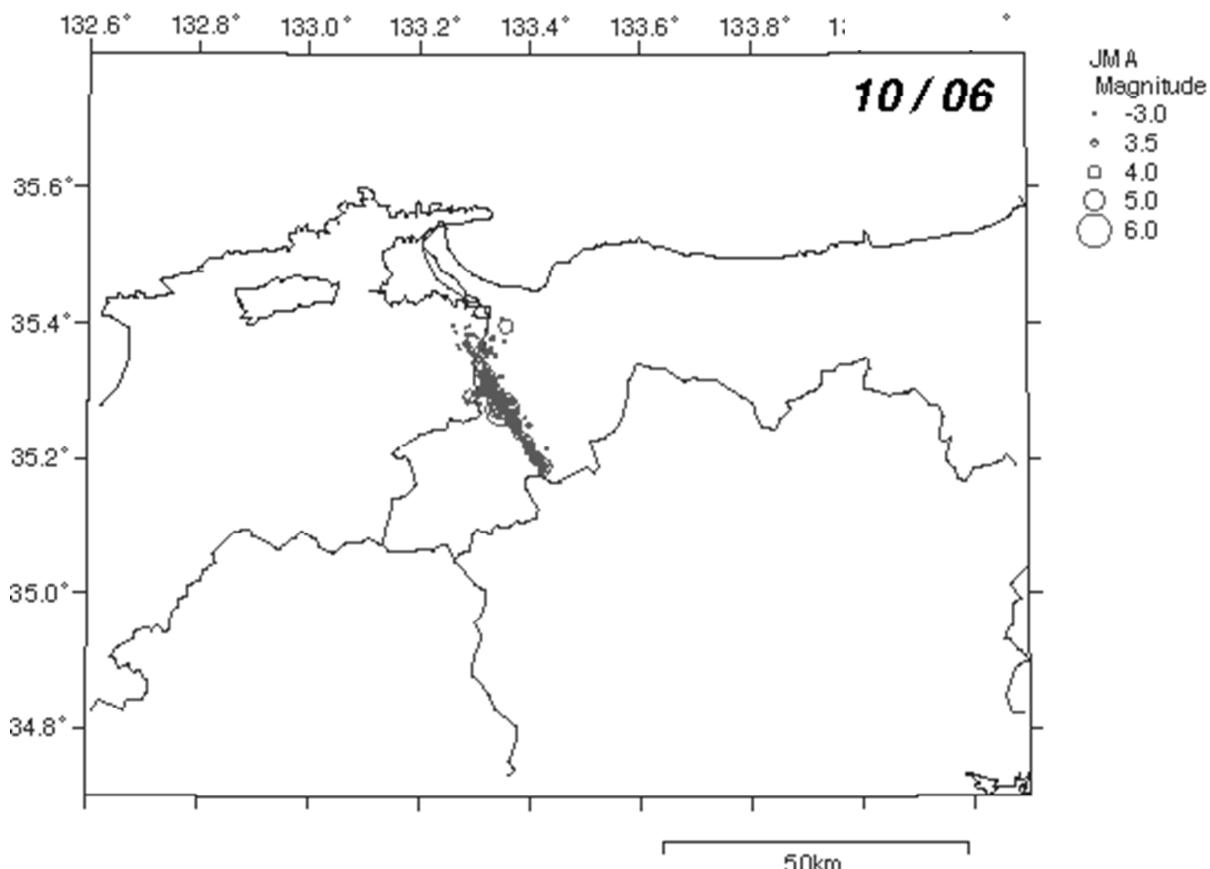
歴史資料によると、本市周辺では西暦880年の出雲地震（M7）、西暦1872年の浜田地震（M7.1）の大規模な地震が発生している。

最近では、平成12年10月6日に発生した「鳥取県西部地震」（M7.3）により、島根県東部は震度5強の強いゆれを観測した。消防庁の確定報（平成14年10月10日）によると、この地震により、鳥取県での重傷者は31名、軽傷者は110名、島根県での重傷者は2名、軽傷者は9名に達し、建物の損壊、山崩れによる山林や農作物への被害、ライフラインや交通網等にも大きな被害を及ぼすとともに、県と市町村の連絡体制等、様々な課題も残るものとなった。本市においても、強振動による住宅、擁壁・ブロック塀の倒壊、急傾斜地の崩壊、中海沿岸の干拓地沿岸で液状化現象による道路陥没等が起こり、大きな被害が生じた。

鳥取県西部地震による本市の主な被害（旧市町合算）

人的被害	重傷2人、軽傷4人
住宅等被害	全壊32世帯、半壊570世帯、一部破壊3,156世帯、公共建築物被害119棟
道路等被害	道路被害81箇所、河川被害6箇所、かけ崩れ20箇所
その他被害	水道本管漏水95箇所、ブロック塀等被害2,470箇所

平成12年10月6日の震源分布（地震調査研究推進本部）



(2) 安来市周辺の想定地震と被害想定結果概要

「島根県地震・津波被害想定調査報告書」（平成 30 年 3 月）による想定される地震は、表 1-1 に示す 10 地震である。なお、本市に最も被害をもたらすと予想されるのは、鳥取県沖合 (F55) 断層の地震で、その被害想定概要は、表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 想定地震

	想定地震名	マグニチュード (M j)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

注) マグニチュード (M j) : 気象庁マグニチュード

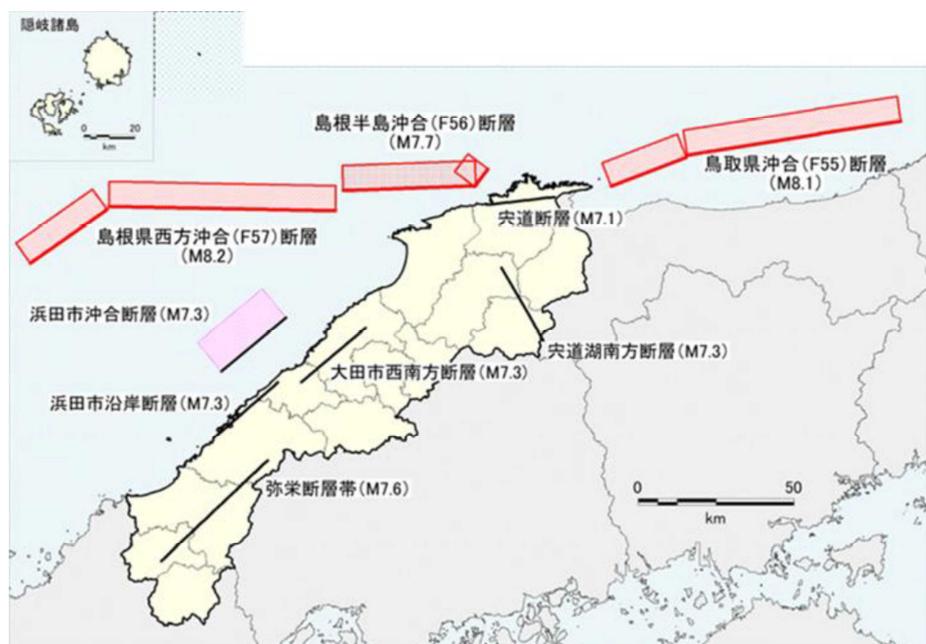


表 1-2 鳥取県沖合（F55）断層の地震被害想定概要（冬 18 時）

種別	被害項目	被害単位	島根県における被害想定概要	安来市における被害想定概要
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）	49	4
		危険性が高い地すべり地（箇所）	31	1
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）	—	—
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	8, 440	1, 557
		半壊数（棟）	26, 357	5, 851
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	403	85
		半壊数（棟）	967	162
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	114	10
		半壊数（棟）	266	23
	津波による建物被害	全壊数（棟）	386	—
		半壊数（棟）	1, 031	—
	被害合計	全壊数（棟）	9, 343	1, 652
		半壊数（棟）	28, 622	6, 036
地震火災	出火	出火件数（件）	89	18
	延焼	焼失棟数（棟）	3, 890	1, 739
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	146	23
		負傷者数（人）	1, 844	296
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	4	0
		負傷者数（人）	57	5
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	2	0
		負傷者数（人）	29	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	0	0
		負傷者数（人）	11	3
	津波による死者	死者数（人）	164	—
	火災による死傷者	死者数（人）	162	78
		負傷者数（人）	550	266
	被害合計	死者数（人）	480	101
		負傷者数（人）	2, 491	574
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）（1日後）	39, 202	3, 520
	下水道	影響人口（人）	6, 859	807
	通信	不通回線数（件）	3, 802	2, 257
	電力	停電件数（件）	11, 590	3, 640
	都市ガス	供給支障件数（件）	9, 933	—
	LPガス	供給支障件数（件）	46	9
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）		1
	鉄道	不通区間（駅間数）		—
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）		63
生活支障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	55, 052	6, 791
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	29, 600	3, 657
	帰宅困難者	（人）	41, 182	3, 966
	食料不足	食料（食／日）	198, 188	24, 447
	震災廃棄物	発生量（千トン）	1, 550	295
	災害用トイレ	必要個数（基）	619	76
	エレベータ停止	停止台数（基）	656	40
	医療機能	入院・重傷者数（人）		479
	重要施設	危険性が高い施設（箇所）	4（浸水）	—
	孤立集落の発生	（地区）	1	—
経済被害	直接経済被害	（億円）		9, 349
	間接経済被害	（億円）		5, 176
	被害額合計	（億円）		14, 525

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

【鳥取県沖合（F55）断層の地震（平日冬 18 時）のシナリオ】

島根県地震・津波被害想定調査報告書における鳥取県沖合（F55）断層の地震のシナリオは、以下のとおりである。

冬の平日 18 時頃、鳥取県沖合（F55）断層を震源とするマグニチュード 8.1（気象庁マグニチュード）規模の地震が発生。松江市で震度 6 強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していかなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、松江市の沿岸では地震発生 6 分後に第一波（20cm）の津波が到達し、隠岐の島町では 39 分後に約 5.4m の最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難を指示する。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生。松江、隠岐地区の港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する。津波によって消防設備が被害を受け、消火が困難となる。

松江市、隠岐地区の住民の避難が間に合わず、津波により約 160 人の死者が発生する。また、松江市や隠岐地区を中心に全壊約 390 棟、半壊約 1,030 棟、床上浸水約 1,300 棟、床下浸水 3,200 棟の建物被害が発生する。地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約 8,960 棟、半壊約 27,600 棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 320 人、負傷者約 2,500 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混雑する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江地区を中心に火災が 89 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 3,900 棟の建物が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江、出雲地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 5.5 万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 19.8 万食/日、飲料水約 330 トン/日、毛布は寒い時期であり約 11 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、隠岐の島町では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の住民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 2.9 万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる P T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

【津波被害想定】

平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）が施行され、これに伴い国が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が平成 26 年 8 月に公表した調査結果を踏まえ、島根県では、地域特性を踏まえた地震津波浸水の想定を検討するため、学識経験者等からなる「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、検討を進められた。

平成 29 年 3 月に当委員会の意見を踏まえ、同法第 8 条第 1 項に基づいて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定した。

津波の想定については最高で 1 m の津波が到達する結果となった。津波浸水想定区域は安来町・飯島町・東赤江町・赤江町・荒島町のそれぞれ一部である。浸水面積は 4 ha で、吉田川からの遡上による浸水と想定された。

第5章 防災ビジョン

大規模な自然災害を前提とした対策に努めるとともに、火災など大規模個別災害にも備えた体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指す。また、災害発生時における防災関係機関の相互連携はもとより、市民相互の助け合いが重要となるため、防災に関する知識及び「地域は自分達で守る」という意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災ボランティアの体制づくり等を推進し、市民と一緒にとなった防災対策の推進を図る。

第1節 防災対策における重点的な取組

1 防災体制の確立

災害時における市民の自主的かつ組織的な活動を促進するため、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに自主防災組織の育成強化に努め、地域住民と一緒にとなった自主防災体制の確立に努める。

重点的な取り組み	内 容
自主防災組織の育成	災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織として、自主防災組織の結成を促進するとともに、出前講座等による防災知識の普及啓発や自主防災組織の活動に対する補助事業を実施することで、組織の育成強化を図る。
消防団員の育成強化	災害時の防災拠点となる拠点施設整備を行い、消防力の充実強化を図る。危険箇所監視等を含め消防団活動の領域を再編成するとともに、自主防災組織等と連携した活動を強化する。また、消防団員確保に向けPR等を促進する。
ボランティアセンターの設置	災害時の社会福祉施設支援ボランティアの確保や各種ボランティア団体との連携体制の確立を図る。
要配慮者支援施策の充実	災害時の情報提供、避難誘導等、様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を福祉部局と連携し実施する。
男女双方の視点に配慮した防災対策の推進	男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 災害対策本部の機能の強化

災害時における、災害対策本部の果たす役割は極めて重要なため、防災拠点としての機能充実をはじめ、指揮命令系統及び情報の収集・伝達体制等について再検討し、災害対策本部の機能の強化を図る。

重点的な取り組み	内 容
消防庁舎の整備	各地区の防災拠点となる分署、分駐所の庁舎整備をはじめ、救急資器材、消防車両の整備、情報システムの整備など災害時体制の強化を図る。
災害時活動マニュアルの整備	災害種別毎に特に初動体制の防災活動が迅速に行われるよう、判りやすいマニュアルを整備するとともに、職員に対する周知徹底を図る。
防災担当部署の機能強化	効果的な防災対策を推進するため、防災諸情報の収集、伝達、防災関連施策の総合調整等を進め得る体制強化を図る。

3 情報収集・伝達体制の確立

災害時において応急対策を実施する上で、気象予警報等の収集・伝達、住民に対する避難指示等の伝達、被害の状況等の把握は極めて重要であり、これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるよう、警察等の防災関係機関との連携を強化するとともに、情報システムの整備・充実、危険箇所の巡回等、情報収集・伝達手法の再構築を行う。

重点的な取り組み	内 容
防災情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災情報システムの活用を図るとともに、G I S等によるライフライン情報、ハザードマップなどの包括的利用を図るシステムの構築を研究・推進する。 ・要配慮者が利用可能な情報システムを確保するとともに、迅速且つ的確な情報伝達を可能にするための情報通信基盤の整備を研究・推進する。

4 災害に強いまちづくり

急傾斜地崩壊危険箇所・重要水防箇所等の危険区域を再点検するとともに、指定されない区域についても点検を行い地域防災計画に明示し、周辺の住民への周知徹底を図る。また、土地利用計画の精細化、建築指導等の活用などにより安全性の高い居住化を誘導する。

重点的な取り組み	内 容
災害危険箇所の把握	防災アセスメントの実施をはじめ、災害危険箇所の監視・整備の順位づけなど効果的な防災対策に向けた調査研究を進める。なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。
災害に強い都市基盤整備	緑の基本計画等に基づき公園緑地の配置を進めるとともに、土地区画整理事業、区画道路の整備等による安全性の高い都市空間整備を促進する。
土地利用の精緻化	都市計画用途指定等における災害に関わる微地形への適合や、災害常習地でのバイアウトを含む利用制限に向けた条例等を研究する。また、ハザードマップの周知徹底をはじめ、建築指導等を通じ崖下直近等危険箇所の適正利用を呼びかける。

5 避難体制の確立

災害が発生した場合に市民が速やかに避難できるよう、地域の実情を踏まえた地域ごとの避難場所等の設定及び広報紙等による地域住民に対し周知徹底に努める。また、防災関係機関と連携の上、市民参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救助等の実践的な訓練の実施に努める。

重点的な取り組み	内 容
要配慮者支援体制の強化	緊急通報システムの配置をはじめ、自主防災組織・ボランティア組織等による個別避難誘導体制の確保を研究・整備する。
避難拠点の整備	小中学校の改築事業等に合わせ、施設の耐震化・耐水化等を図るとともにバリアフリー化など避難所機能の充実を進める。
防災訓練の実施	学校・事業所・地域などの単位で、実践的な避難・救助救出訓練を実施するとともに、各機関が連携した総合防災訓練に参加する。

第2節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）により、知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設に関するものについて、平成8年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

そこで本市では、県の地震防災緊急事業五箇年計画（第6次計画（令和3年度～令和7年度））において盛り込まれた事業を選定して整備を行う。

第二部 風水害等対策編

第 1 章 風水害等予防計画.....	20
第 1 節 浸水・高潮災害の予防.....	20
第 2 節 土砂災害の予防.....	22
第 3 節 都市構造の防災化.....	26
第 4 節 建築物・公共土木施設等の安全化.....	28
第1 公共建造物の安全化.....	28
第2 一般建築物の安全化等.....	28
第3 ライフライン施設の安全化.....	28
第4 交通施設の安全化.....	29
第5 文化財等の災害予防.....	29
第 5 節 農林漁業施設災害の防止.....	30
第1 農地・農業施設災害の防止対策.....	30
第2 漁業施設災害の防止対策.....	31
第3 林業施設等災害の防止対策.....	31
第 6 節 防災組織の整備.....	32
第1 災害対策本部体制の整備.....	32
第2 防災中枢機能等の確保・充実.....	33
第3 広域応援協力体制の整備.....	34
第4 災害救助法等の運用体制の整備.....	35
第5 複合災害体制の整備.....	35
第 7 節 情報管理体制の整備.....	37
第1 情報通信設備の整備.....	37
第2 気象等観測・伝達体制の整備.....	37
第3 県総合防災情報システムの運用体制の整備.....	37
第4 災害広報体制の整備.....	40
第 8 節 避難予防対策.....	41
第1 避難体制の整備.....	41
第2 避難地及び避難路の整備・周知.....	43
第3 孤立地区対策.....	44
第 9 節 救急・救助体制の整備.....	47
第10 節 医療体制の整備.....	48
第11 節 輸送体制の整備.....	50
第1 緊急通行車両の事前届出・確認.....	50
第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定.....	51
第3 緊急輸送道路管理体制の整備.....	51
第12 節 食糧・水・生活必需品等供給体制の整備.....	52
第1 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備.....	52
第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備.....	53
第3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備.....	53
第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備.....	54
第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備.....	54

第13節 廃棄物等の処理体制の整備	56
第14節 防疫・保健衛生体制の整備	57
第1 防疫・保健衛生体制の整備	57
第2 食品衛生、監視体制の整備	57
第3 防疫用薬剤及び器具の備蓄	57
第4 動物愛護管理体制の整備	57
第15節 自主防災体制の整備	58
第1 消防団の育成強化	58
第2 自主防災組織等の育成	58
第3 事業所等の防災組織の整備	59
第4 災害ボランティアの活動環境の整備	59
第16節 防災教育	61
第1 市職員及び防災関係機関の職員等に対する防災教育	61
第2 市民に対する防災教育	61
第3 学校教育における防災教育	63
第4 防災上重要な施設の職員等に対する教育	63
第5 事業所における防災教育	63
第6 災害訓練の伝承	63
第17節 防災訓練	65
第1 総合防災訓練	65
第2 個別訓練	66
第3 防災訓練の事後評価	66
第18節 要配慮者等安全確保体制の整備	67
第1 地域における要配慮者対策	67
第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	68
第3 要配慮者支援体制の整備	68
第2章 風水害等応急対策計画	71
第1節 災害対策本部	71
第1 災害対策本部の設置	71
第2 災害対策本部の構成	72
第2節 配備体制と動員計画	74
第1 配備体制の区分・基準	74
第2 動員配備の方法	75
第3節 情報管理体制	76
第1 情報管理体制の確立	76
第2 県総合防災システムの活用	76
第4節 災害救助法の適用及び災害救助体制	77
第5節 労務確保体制	79
第1 ボランティア団体等の応援協力、要員雇用体制	79
第2 協力命令、従事命令の実施体制	80
第6節 広域応援体制	81
第1 市町村相互の応援	81
第2 消防機関の応援	81
第7節 自衛隊の災害派遣要請	82
第8節 災害ボランティアとの連携・支援体制	84
第9節 消防体制	85

第1	市による消防活動.....	85
第2	他の消防機関に対する応援要請.....	86
第3	災害時の行政手続き.....	87
第10節	災害警備体制.....	88
第1	基本的な考え方.....	88
第2	警備体制.....	88
第3	災害警備措置.....	88
第11節	ライフライン施設の応急復旧.....	92
第1	電力施設応急復旧体制.....	92
第2	ガス施設応急復旧体制.....	92
第3	上下水道施設応急復旧体制.....	92
第4	電気通信設備応急復旧体制.....	93
第12節	気象予報及び警報若しくは被害情報等の収集・伝達.....	94
第1	気象予報及び警報等の収集・伝達.....	94
第2	被害情報等の収集・伝達.....	94
第13節	災害広報.....	97
第14節	水防.....	99
第15節	土砂災害への警戒.....	100
第16節	避難、救出・救助.....	101
第1	避難指示等の実施.....	101
第2	警戒区域の設定.....	106
第3	避難の誘導等.....	106
第4	避難場所及び避難所の開設、運営.....	107
第5	広域一時滞在.....	109
第6	救出及び救急救助活動.....	109
第7	救急救助用装備・資機材の確保.....	110
第17節	交通確保・規制.....	111
第1	交通規制の実施.....	111
第2	緊急通行車両等の事前届出・確認.....	111
第3	発見者等の通報と運転者のとるべき措置.....	111
第4	道路管理.....	112
第18節	緊急輸送.....	113
第1	緊急輸送の実施.....	113
第2	緊急輸送手段の確保.....	113
第3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保.....	114
第19節	医療救護.....	115
第1	緊急医療の実施.....	115
第2	医薬品・医療用資機材等の調達.....	115
第3	傷病者等の搬送.....	115
第4	医療救護活動状況の把握.....	116
第5	保健活動とメンタルケア.....	116
第20節	要配慮者への支援.....	117
第1	要配慮者に対する対策.....	117
第2	社会福祉施設等に係る対策.....	117
第3	高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策.....	117
第4	児童に係る対策.....	118

第5 観光客及び外国人に係る対策.....	118
第21節 食糧の供給.....	119
第22節 飲料水等の供給.....	121
第23節 生活必需品等の供給.....	123
第24節 廃棄物等の処理.....	124
第25節 防疫・保健、環境衛生対策.....	125
第1 防疫活動.....	125
第2 精神保健活動.....	125
第3 食品衛生監視.....	125
第4 環境衛生対策.....	125
第5 動物愛護管理対策.....	126
第26節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬.....	127
第27節 住宅確保及び応急復旧.....	128
第1 応急住宅の提供.....	128
第2 被災住宅の応急修理.....	129
第3 住宅関係障害物除去.....	129
第28節 文教対策.....	131
第1 児童・生徒等の安全確保.....	131
第2 応急教育の実施.....	131
第3 学用品の調達及び支給.....	132
第4 就学支援措置.....	132
第5 文化財の保護.....	132
第29節 農林水産業関係被害の拡大防止.....	133
第1 農産物、家畜対策.....	133
第2 森林・林業関係対策.....	133
第3 水産関係対策.....	133
第3章 風水害等復旧・復興計画.....	134
第1節 災害復旧事業の実施.....	134
第2節 生活再建等支援対策の実施.....	136
第3節 激甚災害の指定.....	139

第 1 章 風水害等予防計画

第 1 節 浸水・高潮災害の予防

1 重要水防区域及び浸水想定区域など危険な箇所の把握、周知

市は、重要水防区域及び浸水想定区域など危険な箇所について以下の状況の把握に努め、洪水ハザードマップの作成・配布等により市民へ周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

→ 重要水防箇所は、付属資料「安来市水防計画」を参照

- (1) 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性
- (2) 避難路上の障害物等
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度
- (4) 危険区域内に居住する住民構成の調査や地域・近隣単位での自主避難体制の検討
- (5) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (6) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (7) 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

→ 避難についての詳細は、第1章第8節「避難予防対策」を参照

2 浸水防止施設の整備

護岸施設、排水機・排水施設、樋門等については老朽度点検を行い、吉田川、木戸川等をはじめ、中海の護岸整備等の計画的実施を推進する。また、雨水地下浸透施設の整備促進をはじめ、遊水池等の整備を含む総合治水対策の推進を要請するとともに、度々冠水する地域については家屋等の移転・河川断面の拡大を含む被害防止対策等を検討する。

3 水防資機材の整備

市は、備蓄防災資機材の点検補充及び水防倉庫の整備に努め、異常気象等災害発生のおそれがある場合、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要に応じて資材等の現場配備を行う。

4 警戒体制の確立

気象台の予警報、知事又は国土交通省により水防警報が発せられたときなど、危険区域等の巡回や水防団員の配置など、迅速・的確な防災措置が行えるよう、警戒体制を整備する。

5 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難を確保するための措置

① 避難確保計画

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、下記に掲げる事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。また、計画を変更した場合、避難訓練を実施した場合においても市長に報告する。

- ・洪水時の防災体制に関する事項
- ・利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ・利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する事項

② 洪水予報等の伝達

市は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画が必要な浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保す

る必要があると認められる施設に対しては、ファックス、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

※ 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設は、資料編を参照

6 関係機関との連携体制の構築

国及び県が組織する洪水氾濫による気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「県管理河川に関する減災対策協議会」、「斐伊川流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

第2節 土砂災害の予防

1 基本的な考え方

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類には、急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流がある。これらは、ひとたび発生すると一瞬にして、周辺住民や施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。本市は、中国山地北部の700m級の山地と、その山麓に展開する丘陵地で構成され、扇状地性の沖積平野では、河川支流の谷底平野を形成している。流域の花崗岩類は、風化による変質が著しく、崖崩れ等が起こりやすい地質条件にある。このような土砂災害のおそれがある箇所については、県と連携して「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定にあたり、危険箇所の把握と周辺住民への県や市のホームページ等による周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進する。さらに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から計画的に砂防法による砂防指定地等の指定を行い、砂防事業を実施するとともに、森林法による治山事業や地すべり等防止法の地すべり対策事業を行い、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 土砂災害警戒区域等の把握、周知、保安措置

(1) 土砂災害警戒区域等の把握、指定の促進

市は県等と連携を図りながら、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流の発生が懸念される区域等の把握のため各種調査を実施するとともに、新たな危険区域・箇所は対策工事の実施に向け指定の促進を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知・保安措置

土砂災害警戒区域等の資料を整備するとともに、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害に土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域の円滑の警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知させるため、ハザードマップを配布するなど必要な措置を講じ、避難所・避難路・防災施設等の防災情報の提供に努める。

また、危険が予想される区域内の土地所有者又は施設の管理者等に対し、土砂災害防除のための立木伐採、土石採取等の行為制限等を推進し、崩壊を助長するような行為の制限及び保安措置を講ずるよう指導を行う。

→ 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、
崩壊土砂流出危険区域、山腹崩壊危険区域は資料編を参照

3 土砂災害防止法による防止対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

①警戒避難体制の整備

市町村は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹

底を図る。

ア 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

②ハザードマップによる周知

市町村は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

① 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県又は市は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

③ 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

④ 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(4) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法28、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

(5) 土砂災害に関する情報提供

① 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

また、県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。

イ 市町村は、大雨警報、土砂災害警戒情報を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策が適時適切に行えるよう、地域防災計画に明示する。

4 土砂災害防止工事の促進

市は県と協力し、各種土砂災害防止工事の促進に努める。その際、工事は避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(1) 地すべり防止対策

地すべりの最大の誘因は地下水状況の変化によるため、地下水排水工を基本に、状況により地すべり土塊の除去、工作物による抑止工等の工事を推進する。

(2) 急傾斜対策工の実施

排水工・のり面防護工・切土工等による崩壊の抑制をはじめ、コンクリート擁壁工・杭工等による崩壊の抑止、待受式擁壁工・落石防護工等による被害防止など急傾斜地崩壊防止工事を推進する。

(3) 土石流対策工の実施

山腹工、砂防ダム工、床固工、流路工、護岸工等により、緊急度の高い箇所から計画的に対策工事を推進する。

(4) 山地災害の防止対策

① 治山事業の実施

本市の森林は、概ね急峻な地形が多く、山腹の崩壊、溪流の荒廃等、土砂流出の被害を受けることがある。危険個所は山地災害危険地区に指定され、その内緊急度の高いものについて、保安林に指定し立木の伐採等の規制と治山事業による災害予防対策を実施する。

② 森林整備・保全の実施

森林は、降雨等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧のための森林整備や保育を造林事業や治山事業等により実施する。

5 住宅移転等の促進等

がけ地近接危険住宅移転事業、防災のための集団移転促進事業など、各種制度の活用により、危険住宅の移転の促進に努める。

→ 住宅等の建築制限については、第1章第3節「都市構造の防災化」を参照

6 警戒体制の確立

(1) 監視体制の強化

土砂災害は前兆を伴うことがあるため、特に危険度の高い箇所に対しては、地表現象、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制や、監視施設の整備に努める。また、市民の避難等が迅速に行えるよう土砂災害予警報システム※の活用を図る。

※土砂災害予警報システム：土砂災害危険度情報（レベル1～4）が発表されると、自動電話・ファックスで情報の通知等をする装置

(2) 警戒・避難体制の整備

気象台の予警報が発せられたときは、危険区域の巡視を実施し、異常を認めた時は直ちに災害防止策を講じるとともに、市長・消防団本部に連絡し、防災措置の勧告や改善命令等を行う体制を整備する。また土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報を参考に、土石流危険渓流及び危険区域、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難の基準を策定し、関係住民に周知する。

市民に対しては、異常現象の早期発見に努めるよう呼びかけるとともに、必要な場合は、監視者を委嘱して監視するなど、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

(3) 土砂災害警戒区域等の要配慮者の避難確保の措置

利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、ファックス、電話、メール等により土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達

する。

※ 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設は、資料編を参照

松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等へ周知徹底を図る。

※土砂災害警戒情報・・・土砂災害の危険度が高まったときに避難等の判断を支援するため、県と気象台が共同で発表する情報。発表単位は市町村。

※土砂災害危険度情報・・・土砂災害情報を補足するための情報。

発表単位は市町村 1 %メッシュ平方。

島根県土砂災害警戒情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

相当するレベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル4相当	すでに基準値超過	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況 この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要
	1時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 避難完了の目安
	2時間以内に基準値超過	降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 避難開始の目安 土砂災害警戒情報の発表基準
警戒レベル3相当	3時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっている、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
	警報	大雨警報（土砂災害）の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっている、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意

第3節 都市構造の防災化

1 防災的な土地利用の推進

(1) 土地区画整理事業等の推進

既成市街地及び周辺地域の和田南地区などにおいては、土地区画整理事業を推進し、安全な市街地形成を図るとともに、防災拠点との連携により道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、安来駅前周辺地区は、中心市街地の活性化とともに安全な防災街区としての整備を進める。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に係る災害防止については、都市計画法、建築基準法及び土砂災害防止法において規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の査察を通して行う。

2 都市の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域指定の検討

建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある商業街区等を対象に、地域指定による建築物の不燃化の推進を検討する。

(2) 木造建築物等密集市街地等の不燃化

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災が発生するおそれがある防災上危険な状況にあるため、整備事業等の導入を検討する。

(3) 延焼遮断地帯等の整備

街路整備事業、土地区画整理事業等により道路・公園等を拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。また、都市計画道路や国道・県道など広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備により、火災の延焼防止を図る。

(4) 消防水力・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、各年度の整備計画に基づき整備する。

3 防災空間の確保

(1) 道路の整備

道路は、災害発生時の避難・救護・消防活動等での重要な役割、火災の延焼を防止する等も期待されるため、災害に強い道路網の整備を推進する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

公園や緑地等のオープンスペースは、延焼遮断帯、救護活動・物資集積等の拠点、応急仮設住宅用地など防災活動上重要な役割を果たすため、緑の基本計画に基づき計画的な配置・整備を推進する。

(3) 都市防災構造化対策の推進

都市防災構造化を進めるため、都市基盤の整備を進めるとともに、市民のまちづくり活動の支援をはじめ、地区公共施設や市庁舎など防災拠点施設の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化や消火設備の充実、共同溝の整備等、都市整備事業の重層的な展開に努める。

4 工作物対策

(1) 擁壁の安全化

道路面の擁壁について、点検等を実施し必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁

を設置する場合は、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

(2) 窓ガラス等落下物の安全化

既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、落下物によって被害を及ぼす危険性の高い地域等については、特に指導に努める。

(3) 屋外広告物に対する規制

県条例及び建築基準法の尊守・徹底を指導するとともに、落下等によって危害を及ぼす危険性の高い地域等については、設置者に対する指導を強める。

第4節 建築物・公共土木施設等の安全化

第1 公共建造物の安全化

庁舎、学校、公民館等の防災基幹施設は、災害時の応急対策活動拠点となることに加え、一部避難施設として利用するため、浸水予防措置、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備するなど、施設の安全化及び施設機能の確保を図る。また、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保全並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

第2 一般建築物の安全化等

1 市民への意識啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。また、がけ崩れや浸水等の危険地域については、災害危険区域の指定のほか、安全性確保のための啓発や助成措置等の普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（不特定の人が集まる施設、多数の人が滞在する施設、火災の危険性が高い施設等）の安全性確保を推進するため、建物の不燃化等を進める。

(2) 特殊建築物の定期報告及び定期的防火検査の実施

所有者又は管理者が、建築士等に構造及び設備等について調査・検査をさせ、定期報告により安全確保を図る。また、消防機関と共に防火点検を実施するとともに、建築基準法及び防火対象物点検報告制度等に基づく防火・避難上の改善等、安全確保に対して指導する。

第3 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

1 電力施設

中国電力ネットワーク(株)は、災害に伴う電力施設被害の防止のため予防措置を講ずる。

2 LPGガス取扱事業者

LPGガス施設・設備の安全性強化をはじめ、定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等を行う。また、二次災害の発生を防止するため、一般消費者に対し災害発生時の初動措置の内容、応急措置の方法等について啓発する。

3 上水道施設

災害時における被害を最小限にとどめるため、水源地等の施設整備など水源の多系統化、安全性の高い送水管の整備、制御システムの整備、自家発電設備等の整備、重要施設の増強等により耐災性の強化に努める。

4 下水道等施設

災害時における施設の稼動を図るため、流域下水道事業の促進により安全性の高い施設の整備、終末処理場・中継ポンプ場の自家発電設備等の整備に努める。また、農業集落排水事業においても同様の配慮を行う。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

新十神雨水ポンプ場、浦ヶ部雨水ポンプ場および南十神雨水ポンプ場については、「安来市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定」により、地方共同法人日本下水道事業団に現地調査や仮設ポンプの設置等の支援要請できる。

下水道管路施設については、「災害時における復旧支援協力に関する協定書」により公益社団法人日本下水道管路管理業協会に応急復旧に必要な業務等の支援要請できる。

5 通信施設（西日本電信電話株）

災害時においても重要な通信の確保ができるように、電気通信施設の整備拡充、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図る。

第4 交通施設の安全化

1 道路施設

橋梁・トンネル等の道路構造物は耐震補強等の対策を実施するとともに、落石等通行危険箇所は日常点検の実施、法面防護施設等の整備を進める。また、市は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

2 鉄道施設

路線建造物等の施設に対する防災予防対策、通信設備等の整備、防災訓練の実施、人員・資機材の確保等を進める。

第5 文化財等の災害予防

文化財等の防災のため、安来市文化財保護条例に基づき必要な措置を講じるとともに、災害時における留意点や対処などの啓発活動を実施する。

第5節 農林漁業施設災害の防止

第1 農地・農業施設災害の防止対策

1 たん水防除事業

たん水常襲地帯の農地については、要望に基づき、緊急度・必要性を検討し、たん水防除施設を改修し、農地災害の防止を図る。また、水害により被災等のおそれのある農業用水利施設等のかんがい施設について、必要に応じて補強、改修を実施する。

2 ため池

農業用ため池については、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領」及び「農業用ため池点検マニュアル」に基づき、ため池一覧表及び連絡・点検体制表等を整備し、ため池管理簿により日常点検を行うとともに、大雨特別警報が発表された場合には緊急点検を行うなど必要な措置を講じるよう土地改良区・ため池管理団体等に指導する。また、老朽化が甚だしく、特に決壊流失の際、下流に及ぼす被害の大きいものは、県と協力して現地調査、測量等を行い、各施設の危険度を判定し、必要に応じて堤体の補強並びに漏水防止、余水吐及び取水施設等を改善して適切な維持管理を行う。なお、決壊した場合に甚大な被害が発生する以下の①～④に該当するため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から100m以上500m未満に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000 m³以上のもの
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000 m³以上のもの
- ④ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から都道府県又は市町村が特に必要とさだめるもの。

なお、土地改良区・ため池管理団体等から堤体等に異常がある旨報告を受けたときはため池管理者と連携し、ため池の水位低下を直ちに行うなど、必要な应急措置をとる。

3 農地保全事業

降雨によって浸食を受けやすい脆弱な土壤地帯などに造成された農地で浸食を防ぐ必要が生じた所については、農地保全事業を検討する。

4 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。

5 風害予防

「作物気象災害対策指針」に基づき、普及指導員、病害虫防除所職員等を通じ、各専門的立場において、時期別、作物別に細部の技術的な指導を得ることで、風害による災害を防止する。

6 情報・知識の伝達

気象災害による作物の被害を軽減するため、防災行政無線等を用いた住民への情報伝達システムの確立を図る。また、災害時の対処を円滑に実施するため、JAしまね やすぎ地区本部等関係機関と迅速な協力体制がとれるよう、事前に連絡協議しておく。

第2 漁業施設災害の防止対策

漁港、漁場、陸揚施設、漁船などの漁業施設は、風水害による被害の防止、軽減を図るため、各施設については県及び関係機関と協力して整備を図る。

第3 林業施設等災害の防止対策

1 造林木

森林は、降雨等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、必要な管理を行うための森林整備や保育を造林事業等により実施する。

2 林道施設等

林道施設等は、伐採木を搬出する林業の基幹的施設であり、災害に強い道路が求められる。必要により林道改良事業等を実施する。

第 6 節 防災組織の整備

第1 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興にあたるため、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

1 初動（警戒）体制の整備

(1) 勤員計画の策定

災害発生時における職員の勤員計画を定め、あらかじめ職員の内から対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画する。

(2) 非常参集体制の整備

参集基準を明確化し、職員の安全確保に十分配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話など、参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより、職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。参集基準を明確化し、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 活動マニュアル等の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実状を踏まえ、活動ガイダンス（地域防災計画に基づき各所属が災害発生時にどのような手順で活動を行うか具体的に手順化した電子マニュアル）を作成しておく。また災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、活動手順、使用資機材や装備の使用方法等の徹底を図る。

男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に大規模災害が発生した場合、市長等幹部職員の登庁を待つことなく、意思決定を行う必要があるため、緊急に防災対策を要する場合に備え、防災に関する職務の代行及び委任を明確化する。

3 災害対策本部室等の整備

市及び防災関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備及び本部室の設営体制の整備

(2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

(3) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

4 公的機関の業務継続性の確保

(1) 市は、地震災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性がある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を

踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

(2) 特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(3) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市及び防災関係機関等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、3日間（72時間）以上の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、緊急輸送のための拠点整備を行う。さらに、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、停電対策を施すとともに、防災要員用の食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(1) 防災活動施設の整備

災害発生時において防災対策を円滑に行うために、防災中枢機能を果たす市庁舎、消防庁舎の整備にあたって、施設・設備等の安全性の確保及び充実を図る。

- ① 既存の施設・設備にあっては、安全性の強化を行う等、改修・補強工事を実施していく。
- ② 市庁舎が被災した場合の代替施設についても、同様の通信機器を整備する。
- ③ 防災活動施設には、停電時の対応が可能なように、自家発電設備の整備を推進する。
- ④ 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

(2) 防災装備等の整備・点検

応急対策の実施のため、防災用装備（ボート、特殊車両等）等をあらかじめ整備・充実し、保有装備等は点検を行うなど保管に万全を期する。また、地域における防災拠点施設の整備にあたって、必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。なお、災害時の必要な資機材の調達を円滑にするため、調達先の確認等の措置を講ずる。

2 防災輸送拠点の整備

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害用臨時ヘリポート等の緊急輸送のための防災拠点を整備する。

(1) 災害用臨時ヘリポートの整備

ヘリコプターによる機動性を活かした応急活動を実施するため、災害用臨時ヘリポートの選定、整備に努めるとともに、ヘリポートの選定・変更等については県に報告する。また、ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努め、常に使用できるよう留意する。

(2) 災害対策本部及び防災拠点施設への進入路等の確保

災害対策本部を設置する安来庁舎、市民広場及び防災研修棟への進入路として、市道川尻3号線及び同市道と主要地方道安来木次線の接続部分を、大型車両や特殊車両等の進入や活

動の妨げとならない様に進入路を確保する。

また、避難者が避難所へ移動後において、市民広場を関係機関や災害時の応援協定を締結している民間事業所等の大型車両や特殊車両の駐車場・活動拠点として利用する。

第3 広域応援協力体制の整備

1 相互応援協力体制の整備

(1) 体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

→ 現在の協定については資料編を参照

(2) 応援職員の配置

災害応急対策応援のため、他の市町村又は関係機関から市職員の派遣の要請があった場合に備え、あらかじめ派遣職員の要員を定めておく。

2 自衛隊との連携体制の整備

(1) 市と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

(2) 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 市は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

3 防災関係機関の連携体制の整備

市及び防災関係機関は応急対策活動及び復旧活動に関し、必要な協定を締結し連携を強化する。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。また市は、食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(1) 警察

大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制を推進する。

(2) 消防機関

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 応援計画及び受援計画の整備

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることが出来るよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(1) 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。

(2) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

第4 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるため、担当者を置き、その運用に際し混乱を生じることのないよう以下の点に留意し、災害救助法運用要領等に習熟しておく。

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

ア 適用基準

災害救助法の適用基準は、市における被害が次に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたときである。

- (ア) 市内において、住家の滅失した世帯が60世帯以上であるとき。
- (イ) 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,000世帯以上の場合で、市内の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (ウ) 被災世帯数が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市域の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したものであるとき。
- (オ) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

イ 被害計算の方法等について

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- (ア) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊、半焼等）については、滅失世帯の2分の1、一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。
- (イ) 被災世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。たとえば同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。
- (ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (エ) 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災、船舶事故、群集の雑踏等による人的災害であってもさしつかえない。

ウ 災害救助法の適用手続き

災害救助法の適用基準に該当し、県知事が被災地の被災者に対し、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日が県報に告示される。

エ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における救助の程度、方法及び期間等は災害救助法施行細則の定めるところによる。

第5 複合災害体制の整備

(1) 複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

- (2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

第 7 節 情報管理体制の整備

第1 情報通信設備の整備

1 非常通信

市及び防災関係機関は、有線通信等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行う。

2 防災情報ネットワークシステム

市及び防災関係機関は、県総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークシステム及び一斉指令システムを利用し、情報の収集・報告を行う。

3 その他通信手段の確保

有線通信の途絶に備えて無線の陸上移動局並びに携帯局の充実とあわせ、報道機関、アマチュア無線局の協力体制の確保に努める。

4 通信設備の習熟

災害時の通信の確保を図るため、通信設備の総点検を定期的に行うとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等の連携による通信訓練を行う。

第2 気象等観測・伝達体制の整備

気象庁・国土交通省をはじめ、県総合防災情報システム等により、気象情報等の迅速な把握に努める。また、災害に関する予警報等の伝達徹底を図るため、防災関係機関との協力、連携や非常通信の利用等により、その円滑化を期する。

第3 県総合防災情報システムの運用体制の整備

(島根県地域防災計画風水害等対策編より)

1 総合防災情報システムの全体構成

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、各種気象・地象等の情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関への的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害対策業務支援システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWebメールにて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより県民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するレアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて県民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修でできる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

2 総合防災情報システムの運用体制の充実

防災センター室及び総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

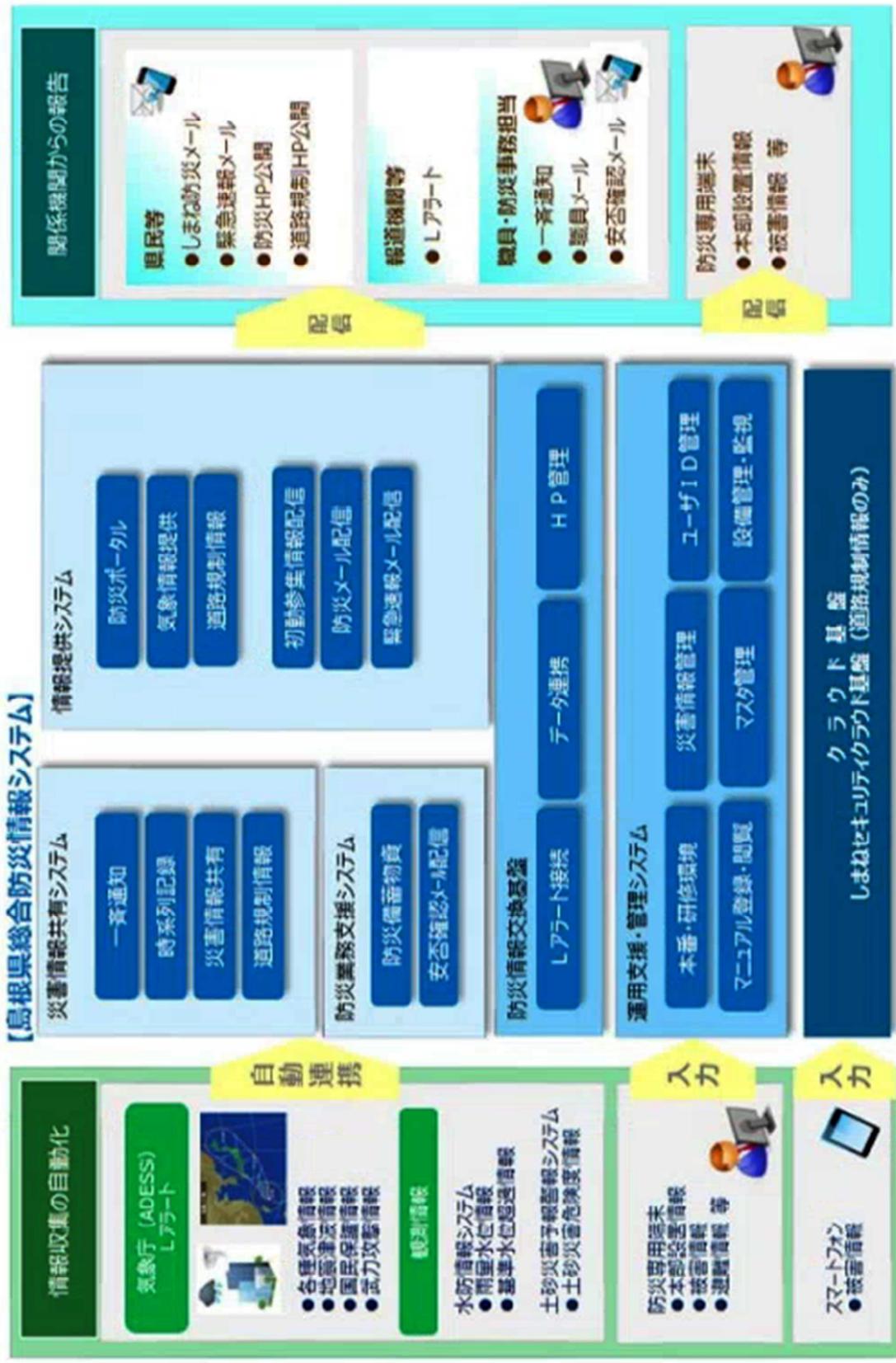
(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの操作研修や情報伝達訓練を通じて、関係職員の操作の習熟を図り、災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

総合防災情報システムは、基幹部分を耐災害性に優れたデータセンターに設置するとともに、通常事務に用いるネットワークからの利用のほか、別途通信回線と専用端末を設け、耐災害性を確保するなどしているが、障害発生時に備えて、防災行政無線ファックスなど代替手段による運用についても習熟を図っておく。

島根県総合防災情報システム全体イメージ



第4 災害広報体制の整備

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は被災者への情報伝達手段として、インターネット等を含む情報提供体制の整備を図るとともに、無線系など多様な手段の整備に努める。また、災害情報及び被災者に対する生活情報を伝達できるよう、体制及び施設、設備の整備を図る。なお、広報を行う際は、要配慮者へ十分配慮するとともに、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。
- (2) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (3) 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。
- (5) 市は、指定緊急避難場所又は指定避難所に、災害時の通信手段として有効なインターネット環境を整えるため、市単独若しくは第3セクター等の事業所への出資により、Wi-Fi等の通信環境を整備する。

2 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について協定の締結等報道機関との連携体制を構築する。

3 災害用伝言サービス等の活用体制の整備

利用方法などの定着を図るため、各通信事業者と連携して普及促進のための広報を実施する。

第8節 避難予防対策

第1 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 市の避難計画

避難計画には、次の事項を盛り込むとともに、警察、自主防災組織等の協力を得ながら避難体制の確立に努める。なお、避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

- ① 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- ② 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ④ 指定避難所（被災者入所施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑤ 指定避難所の管理に関する事項
- ⑥ 広域避難地等の整備に関する事項
- ⑦ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- ⑧ ハザードマップによる浸水想定区域、土砂災害警戒区域等
- ⑨ 要配慮者の避難支援に関する事項

(2) 防災上重要な施設における避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえて避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、施設管理者の避難計画作成に際し必要な指導、助言を行う。

(3) 学校等の避難計画

各学校等においては、多数の児童・生徒等を安全に避難させ、生命及び身体の安全を確保するため、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。また、市は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、並びに施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 避難誘導体制の整備

(1) 避難指示等の実施要領の明確化

避難指示等が迅速に行われるよう、実施基準を明確化し、あらかじめ防災計画、避難計画等の実施要領を定めるとともに、避難誘導訓練を実施する。また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

(2) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導体制を整備する。その

際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- ① 消防団や自主防災組織等との連携のもとで、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を優先し、組織的な避難誘導ができるようにしておく。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。また、浸水、建物の流失、土砂災害等のおそれがある危険箇所を避ける。
- ③ 状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。
- ④ 市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(3) 自主避難体制の整備

土砂災害など前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、あらゆる機会を通じてその指導に努める。また、市民においても、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛けるものとする。

(4) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう以下の点に留意し、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ① 行政告知放送により伝達する。
- ② 市ホームページ、Facebook、Twitter、CATV、緊急速報メール等の複数メディアを利用し伝達する。
- ③ 広報車における呼びかけにより伝達する。
- ④ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ⑤ 安来市災害対応型自動販売機のメッセージボードにより伝達する。

(5) 要配慮者に対する避難誘導体制及び避難所等の指定・整備

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者が適切に避難できるよう以下の点に留意し、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努める。

① 避難指示等の伝達体制の確立

要配慮者の掌握に努めるとともに、自治会長、民生委員・児童委員など市民の協力体制について検討し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を講じる。

② 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導等の方法を定めておく。また、学校、社会福祉施設、医療機関等の施設の管理者は、避難計画に基づき、状況に応じて適切な集団避難を行う。

③ 要配慮者の特性にあわせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。避難所においては、高齢者や障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

第2 避難地及び避難路の整備・周知

1 避難地の選定と確保

各種災害における条件を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの避難地を定めるとともに、適宜総合的に検討を加え、必要がある場合は変更し、市民に対し周知徹底を図る。市は避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地用等の有効活用を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所の選定規準

指定緊急避難場所の選定は、次の基準を基本とする。

- ① 指定緊急避難場所は、対象地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
- ② 木造密集地以外を原則とし、適切な指定緊急避難場所が選定できない場合は延焼等の防止対策を計画する。
- ③ 原則、土砂災害や浸水等の危険のないところを選定する。
- ④ 屋内施設の場合一人当たりの必要面積は3m²、屋外の場合は2m²とする。

(2) 指定避難所の指定及び整備

① 指定避難所の指定

指定避難所の指定にあたっては、土砂災害、浸水等の危険性を考慮して行い、防災診断や改修に努め安全点検を行う。また、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努める。指定避難所として学校などを指定している場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市と学校等であらかじめ定めておく。

一人当たりの必要面積は3m²とし、福祉避難所については5m²とする。しかし、避難生活が長期化した場合の居住性及び避難者一人ひとりのプライバシー確保の点から、候補施設の形状等を加味し、適切な空間確保に努めるものとする。

② 指定避難所の整備

(ア) 指定避難所に指定された建築物については、必要に応じ換気、冷暖房、照明等を整備する。なお、避難所となる学校施設については、優先順位をつけて防災機能の強化を図るとともに、災害が発生した場合に保有する防災機能を適切に活用できるよう、設備・物品の点検や訓練を定期的に実施する。

(イ) 救護施設、通信機器（電話、衛星携帯電話、パソコン等）、テレビ等の災害情報を入手するための機器、公衆無線LANなど、施設・設備の整備を図る。

③ 備蓄の推進

指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、体温計、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ、マット、簡易ベッド等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。なお、市は、指定避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、孤立予想地区の避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

屋内施設の場合一人当たりの必要面積は3m²、屋外の場合は2m²とする。

2 避難地区分け

次の事項を勘案して避難地の区分けを実施しておく。

- (1) 避難地の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、水路等を横断しての避難となないように考慮する。
- (2) 各地区内の住居地からできるだけ均等の距離となるよう考慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口により算定するが、避難地収容力に余裕をもたせるよう配慮する。

3 避難路の選定

市職員、警察官等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。なお、市街地の状況に応じて次の基準を原則として避難路を選定する。

- (1) 避難路は原則として概ね8m以上の幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は相互に交差しない。
- (3) 避難路は浸水や斜面崩壊等による危険のない安全なルートを選定する。
- (4) 避難路沿いには火災・爆発等の危険度の高い工場等の施設がないよう配慮する。
- (5) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (6) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。

4 避難場所等の住民への周知

避難場所・避難所・避難路等については、以下の方法で周知徹底を図る。なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

- (1) 広報紙、洪水・土砂災害ハザードマップ等
- (2) 案内板等の設置
 - ① 誘導標識
 - ② 指定緊急避難場所・指定避難所案内図、表示板
- (3) 防災訓練

5 避難所運用における住民の協力

避難所の運用については、避難所となる文教施設等の管理者と地域住民との協力連携が重要なため、自主防災組織及び自治会等関係団体の参加のもと、あらかじめ避難時における役割分担・自主運営体制について検討する。

6 応急仮設住宅等の確保体制の整備

市は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3 孤立地区対策

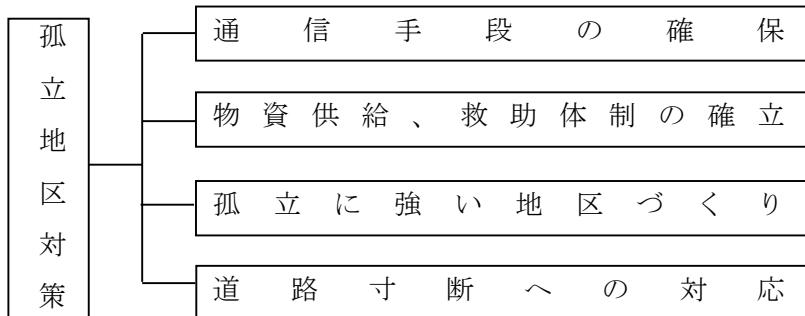
1 孤立予想地区の現況と対策

孤立とは、風水害・地震等に伴う土砂災害や液状化等による道路等の損傷・損壊、浸水や道路への土砂・流出物の堆積、津波等による船舶の停泊施設の被災などにより、道路交通又は海上交通による外部から人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難若しくは不可能な状態をいい、これらの状態が起こり得ると予想される地区を孤立予想地区という。

市には、孤立が想定される地区が多数あり、その実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する必要があ

り、あらかじめ、地区内的人数、要配慮者の有無、備蓄の状況等実態等を詳細に把握しておくとともに、孤立発生情報等の伝達体制の整備を図る必要がある。

2 対策の体系 規模



(1) 通信手段の確保

ア 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、多様な通信手段の確保に努める。

イ 被災に備えた通信設備の運用

市及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保に努める。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

ウ 通信設備障害におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等のバックアップ体制の整備に努める。

(2) 物資供給、救助体制の確立

ア 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

イ ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

(3) 孤立に強い地区づくり

ア 備蓄の整備・拡充

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努

める。

また、多数の孤立地区において、負傷者が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

イ 避難体制の強化

防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した訓練等の実施により、住民への危険箇所、避難先の周知に努める。

ウ マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進める。

(4) 道路寸断への対応

ア 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

イ 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第9節 救急・救助体制の整備

1 救急・救助体制の整備

(1) 関係機関等による救急・救助体制の整備

市の救急・救助体制の整備

(ア) 市が主体となって救助隊を編成し、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

(イ) 市は、土砂災害、家屋の倒壊等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、必要な装備・資機材の所在、確保方法や医療機関、警察、他消防機関、近隣市町村、県等関係機関への協力要請、自衛隊の災害派遣等について、十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

(ウ) 市は、救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

(エ) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図るとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

なお、具体的な事項については「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

(2) 消防団、自主防災組織、市民の救出活動能力向上のための教育、指導

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要なため、防災訓練や研修会等の開催をはじめ、応急手当受講者（バイスタンダー）の育成拡大を図る。また、消防団については、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 救急・救助用資機材の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、車両や救急資機材等、救急用装備・資機材等の整備を図る。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

生き埋め者等の救出・救助事象に対応するため、市、消防団、自主防災組織等は、必要な救助用装備・資機材等の整備を図る。

第1〇節 医療体制の整備

1 医療体制の整備

具体的な事項については「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県 DPAT 実施要領」による。

(1) 緊急医療体制の整備

① 医療救護班の編成

医療・助産の実施は、病院施設・医師会等の関係者と協力し編成し、医療に当たるものとする。

② 救護所の設置、運営計画

発災直後における多数の負傷者の対応については、病院機能の混乱等が予測されることから、安全が確保された場所において応急救護所を開設して応急対策を講じる。また、体調不良者等の対応のため、救護所を避難所に設置するよう、当該施設管理者と協議し、設置する場所の指定及び整備をする。運営に関しては、県及び関係医療機関等との協力を図る。

③ 情報連絡体制の充実

市は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等を収集するため、県保健所、医療機関、防災関係機関等との通信手段の確保と連絡体制の整備を図る。

(2) 後方医療体制の整備

① 市、県及び関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、市、県及び関係機関はそれぞれの役割分担を明確に定める。

② トリアージの訓練・習熟

DMA Tや医療救護班、医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するため重症度・緊急性に基づく治療の優先度判定（トリアージ）を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について習熟に努める。

③ 透析患者及び在宅難病患者等への対応

慢性腎不全患者や挫滅症候群※に伴う急性腎不全患者に対して、人工透析等を行う必要があるため、断水時における透析施設への水の優先的供給、患者の搬送や県や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

※挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）：

流出土砂や柱、がれき等の圧迫による筋肉挫滅、血管損傷がもとで急性腎不全を引き起こし、軽傷に見えても急激に悪化する症状をいう。そのため、医療機関による早期診断と治療が必要となる。

(イ) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは電源の確保を図ると共に、保健所等を通じて患者の把握を行い、市、医療機関、ボランティア等との連携のうえ状況により、在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

④ 市民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想されるため、市は市民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応するよう自主的救護体制の整備を推進する。

⑤ 広域搬送拠点の整備

市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり使用することが適当な広域搬送拠点をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における緊急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と

協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要な緊急救度による治療の優先度判定を行うトリアージや救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

2 医療用資機材・医薬品等の確保

➔ 第1章第12節第5「医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備」を参照

第1 1節 輸送体制の整備

第1 緊急通行車両の事前届出・確認

市は、災害時に緊急通行が必要とされる市の所有車両やあらかじめ運送業者と協定を締結した車両等を事前に届けることにより、緊急通行車両、緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の円滑な通行を確保する。

1 緊急通行車両等の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

- ① 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両。
- ② 次のいずれかに該当する車両
 - (ア) 市が保有している車両
 - (イ) 市との契約等により専用に使用される車両
 - (ウ) 災害時に市が調達する車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、県警察本部交通規制課又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、県公安委員会に対し若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に業務内容疎明資料又は指定行政機関等の上申書等を示して事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

実際に災害が発生した場合には、県知事（防災危機管理課）又は県公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に提示し「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を受領し、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、警察官等から求められたときは提示する。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両確認証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓閉作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、県警察本部交通規制課又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行い、規制除外車両事前届出済証の交付を受ける。

実際に災害が発生した場合には、県知事（防災危機管理課）又は県公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に提示し、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を受領し、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、規制除外車両確認証明書は車両に備え付け、警察官等から求められたときは提示する。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両確認証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における輸送にあたっては、市外からの物資等の輸送を考慮し、県関係機関、近隣市町村、協力団体、警察署等と充分連絡し、輸送体制を整備する。

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する、自動車、鉄道、船舶、航空機などの輸送手段を確保しておく。

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど連携を図っておく。平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害应急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送道路、臨時ヘリポート、集積拠点等の指定は災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第3 緊急輸送道路管理体制の整備

緊急輸送道路として指定されている道路の管理者は、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結し体制を整備する。なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第12節 食糧・水・生活必需品等供給体制の整備

食糧、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災支援に関する知識の普及に努める。

第1 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者、品目等

① 対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者、その他市長が必要と認めた者

② 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

(2) 食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画を策定する。

2 食糧及び給食用資機材の備蓄【備蓄目標数量】

県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等（8,150人）※1の概ね2日分に相当する量を目標に食糧の備蓄体制の整備を行う。この内訳は、県、市で1日、市民が1日の備蓄を目標とする。（ここでいう市民の備蓄食糧とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。）なお、市民が避難時の持ち出しが出来ない場合を想定し、市は1日分の備蓄を目標に整備を行う。

市備蓄目標数量（1日分）

項目	短期的避難所生活者等※1	災害救助従事者
給与対象者	8,150人	815人
給与食数（1日3食）	24,450食	2,445食

※1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者（6,791人）に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

※2 災害救助従事者は、避難者約10人に対し、1人として換算、給与食数は3食分

(1) 市は、上記数量を目標として備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者を対象とする食糧及び給食用資機材の備蓄に努める。

(2) 市は、事業所在勤者のための食糧の備蓄体制の整備を事業者へ要請するとともに、休日における近隣市民への備蓄食糧の給与について要請する。

3 食糧及び給食用資機材の調達・輸送体制の整備、集積地の指定

市は食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食糧の調達を行うとともに、市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議し、関係機関・業者等との協定の締結を図る。また集積地は、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画を作成する。

2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

市及び各家庭・事業所は飲料水の備蓄に努める。また、迅速な応急給水を行うために飲料水及び給水用資機材（ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先としている他の機関又は業者と十分協議する。

第3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

① 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 品 目

- ア) 寝具
- イ) 衣服
- ウ) はだ着
- エ) 身回り品
- オ) 炊事用具
- カ) 食器
- キ) 日用品（懐中電灯、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ク) 燃料、光熱材料
- ケ) 簡易トイレ、仮設トイレ
- コ) 情報機器
- サ) 災害時要配慮者向け用品
- シ) 紙おむつ
- ス) 女性用衛生用品
- セ) 作業着
- ソ) 小型エンジン発電機
- タ) カセットコンロ、カートリッジボンベ
- チ) 土のう袋
- ツ) ブルーシート

③ 民間事業者等への協力の要請

県及び市は、事業所在勤者のための燃料等生活必需品備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄並びに調達計画を策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

市は、生活必需の備蓄並びに調達計画に基づき、短期避難所生活者のための燃料等生活必需品の備蓄及び更新を行う。なお、目標数量は、最大被災人口に相当する量を目標に備蓄を行う。

3 生活必需品等の調達・輸送体制の整備

生産者及び販売業者、輸送業者と十分協議しておくとともに、協定の締結に努める。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

① 対象者

災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び広域避難において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

② 品 目

- ア) ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- イ) バール、ジャッキ、のこぎり
- ウ) 発電機、投光器
- エ) ハンドマイク
- オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- カ) テント、防水シート
- キ) 懐中電灯、ヘッドライト、乾電池
- ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- ケ) 道路、護岸、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- コ) 間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材、防犯ブザー

③ 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄計画の作成

市は、被害想定及び各避難所・広域避難地の収容人員の計画に基づく必要量を把握の上、災害救助用物資・資機材備蓄及び調達計画を作成する。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄、輸送体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材備蓄及び調達計画に基づき備蓄を行うとともに、備蓄物資の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、輸送業者との協定の締結に努める。

第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

① 対象者

災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び広域避難において一時的に収容・保護した避難者（被災者）とする。

② 品 目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資機材並びに消毒剤、止血剤及

び各種疾患用剤等の医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努める。

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達

被害想定に基づく人的被害数及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の上、備蓄計画を策定する。

(1) 災害発生時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び保存期限ごとの更新を行う。

(2) 医薬品等備蓄施設における医薬品等資材の品質の安全確保を図るため、適正な管理が行えるように管理責任体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

第13節 廃棄物等の処理体制の整備

災害により損壊した建物の廃木材や宅地内に流入した流木等の廃棄物、し尿等を適正に処理する体制を整備する。

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に排出される多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を推進する。また、定期的な点検、見直しにより、計画の実効性を確保する。

2 災害時の組織体制

発災時に迅速な災害廃棄物処理体制を構築するため、平時より組織体制について検討する。なお、災害時は処理進捗や業務量などを鑑み、適宜、組織体制の見直しを行い、迅速かつ的確に処理する体制を整備する。

3 協力支援体制の整備

平時から自衛隊や警察、消防、地方公共団体及び民間事業者団体と調整し、災害時の相互協力体制を整備するとともに、災害廃棄物の撤去、運搬、処分、損壊家屋の撤去、し尿処理体制の確保など、災害時に支援が必要な協定締結についても検討する。また、被災時は多くのボランティアが廃棄物の片付けなどに関わることが想定されるため、ボランティアに対する情報について事前に整理しておく。

4 教育訓練・研修への参加

市は、職員を定期的に研修、訓練等に参加させ、災害廃棄物対応力の向上に努める。

5 資機材の確保

災害時に必要な資機材については、平時から備蓄を進めるとともに、資機材を保有する関係団体等と連携・協力体制を構築する。

第14節 防疫・保健衛生体制の整備

第1 防疫・保健衛生体制の整備

1 防疫班の編成

防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

→ 第2章第25節「防疫・保健、環境衛生対策」を参照

2 防疫・保健衛生活動要領の習熟

市及び関係機関は第2章第25節「防疫・保健、環境衛生対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

3 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班編成の整備に努めるものとする。

第2 食品衛生、監視体制の整備

災害時には、松江市・島根県共同設置松江保健所の食品衛生監視員のみでは監視指導ができない場合もあり、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視に協力する体制を整備するとともに、関係業者及び団体との連携の強化に努める。

第3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

関係業者の協力を得て調達するとともに、平常時からその確保に努める。なお、交通途絶等により入手できないときは、県にあっせん又は供給を要請する。

第4 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第15節 自主防災体制の整備

第1 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等での活動や平常時におけるコミュニティ活動等、地域社会の中で重要な役割を果たすため、地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

- ① 消防施設、設備及び装備の一層の強化、高度化を図り、消防力を推進する。
- ② 団員の待遇改善、教育訓練体制の充実を図る等、活性化対策を推進する。
- ③ 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。
- ④ 公募制並びに消防団協力事業所制度の導入や機能別消防団員の採用等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し、青年層の入団促進を図る。
- ⑤ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第2 自主防災組織等の育成

1 基本方針

災害による被害の防止及び軽減を図るには、市民の自主的な防災活動が必要不可欠なため、市は、組織的な対応を図る地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成にあたっては以下を参考とする。

- (1) 自治会等にすでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図って自主防災体制を整備する。
- (2) 自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。

3 平常時の活動

(1) コミュニティ活動

要配慮者を含め、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(2) 防災知識の普及

災害時の心得、応急手当方法、避難方法、消防水利の所在等防災に関する知識の習得

(3) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(4) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

4 災害時の活動

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、自主防災計画を定めておく。

(1) 情報の収集・伝達

(2) 出火防止、初期消火

(3) 避難誘導

(4) 救出・救護

(5) 給食給水

(6) 要配慮者の安全確保等

5 自主防災組織等の育成

関係団体と協力しての啓発活動や、防災訓練等実態に即した指導の積み重ねにより育成を図る。また、市は研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

6 民間防火組織の育成

市は、市民に対して防火防災意識の高揚と知識の普及を図るために、少年消防クラブ、女性防火クラブ等の活動や学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を促進し、民間防火組織の育成強化を図る。

7 地区防災計画

地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

安来市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、安来市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 事業所等の防災組織の整備

1 防災組織の整備

事業所単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するように、市は、指導及び協力をを行う。

市は、事業所における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、事業所の事業継続に向けた取組みを推進する。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、事業者に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

2 地区防災計画

市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

安来市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、安来市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4 災害ボランティアの活動環境の整備

市及び県は、防災関係機関及びボランティア関係機関と連携を図り、救護ニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

1 ボランティア団体の把握・調整

災害時に迅速にボランティア団体と協力ができるように、市内その他のボランティア団体を把握しておくものとする。また、ボランティア団体との緊密な情報交換が図れるよう、県及び市社会福祉協議会、自治会、女性団体等と調整を行う。

2 連携体制の整備

安来市社会福祉協議会は、ボランティア団体との連携のための窓口の役割を担い、協力関係

を強化する。

(1) 専門ボランティアとの連携体制の整備

① 専門ボランティアの育成・事前登録

市及び市社会福祉協議会は、関係各団体、機関と連携し、災害時のボランティア活動に必要な講習や訓練、事前登録を行うよう努める。また、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、市民の活動参加を呼びかける。

② 専門ボランティア情報の把握

市及び市社会福祉協議会は、災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

(2) 一般ボランティア

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアに関する普及啓発を行い、市民の活動参加を図るとともに事前登録など、体制の整備に努める。

3 災害ボランティア受入れ体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの円滑な受入れ体制などについて、協議を行う機関の整備に努める。また、関係各団体、機関と連携し、受入れマニュアルの作成に努める。

また、避難者が避難所へ移動後において、ボランティア団体等の災害時の活動スペースとして、安来庁舎の南側に平成31年3月に整備した市民広場内の防災研修棟を活用するものとする。

4 ボランティアコーディネーターの育成、登録

市及び市社会福祉協議会は、関係各団体、機関と連携し、災害ボランティア活動ニーズの把握、受付、登録、派遣、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成、登録に努める。

第16節 防災教育

第1 市職員及び防災関係機関の職員等に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアルやハンドブックの作成・配付
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- (1) 防災計画の内容
- (2) 気象及び風水害についての知識
- (3) 関係法令等の研修
- (4) 防災対策の現況と課題
- (5) 災害対策本部の組織、各自の事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- (6) 職員のとるべき行動
- (7) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）
- (8) 県総合防災情報システム等の操作方法等

第2 市民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、家屋の改修及び周辺危険区域の安全化、3日分の食糧・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、高齢者、障がい者、難病患者、妊娠婦、児童・乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努めるものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るよう努める。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体を通じての普及・啓発

自主防災組織、婦人会、老人クラブ、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会等の開催、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育、ビデオ等の貸出、ハザードマップづくり等を通じて、災害に関する知識を普及啓発し、地域の防災活動に寄与する意識を高める。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 防災知識の普及は、広報紙、ビデオ等の利用、ホームページ等の多様な広報により実施

する。

2 周知内容

(1) 地域の防災対策

- ① 気象災害の一般的知識
- ② 気象予警報の種類と内容
- ③ 異常気象等の発生通報
- ④ 被害情報通報
- ⑤ 避難方法の徹底

(2) 風水害（豪雨、台風等）に関する土砂災害の前兆現象等の一般知識と過去の災害等の紹介

- ① 過去に発生した災害とその際の気象、被害等の実情及びその対策を紹介し、災害を繰り返さないよう再認識を図る。
- ② 大雨、強風時等気象などの場合は、気象観測記録を逐次発表し、市民の判断資料とする。

(3) 風水害に対する平素の心得

- ① 浸水・土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
- ③ 家庭内の連絡体制についてあらかじめ決めておくこと
- ④ 応急救護等の習得
- ⑤ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- ⑥ 食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日（推奨1週間分））
- ⑦ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒薬、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- ⑧ 火災予防
- ⑨ 自主防災組織の結成
- ⑩ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- ⑪ ボランティア活動への参加
- ⑫ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ⑬ 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
- ⑭ ライフライン途絶時の対策
- ⑮ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 災害発生時における心得

- ① 災害発生時にとるべき行動（場所別）
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ④ 救助活動
- ⑤ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- ⑥ 避難実施時に必要な措置
- ⑦ 避難場所での行動
- ⑧ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ⑨ 災害用伝言サービス等による安否情報の登録（運用開始時）
- ⑩ 自主防災組織の活動
- ⑪ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

(5) 特別警報及び警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動、避難所での行動

第3 学校教育における防災教育

児童・生徒等の発達段階及び本市の地域実態等に基づき、必要な防災教育を行う。

1 安全教育

(1) 児童・生徒等に対して各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間、また学校行事等教育活動全体を通じての災害の基礎的な知識の習得を図る。

なお、学校行事においては、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等の活用、市の防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(2) 通学路の点検及び地域の情報の収集方法、児童・生徒等に対する安全指導等を含めた指導計画を作成する。

2 教職員に対する防災研修

災害時における児童・生徒等に対する指導方法・負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火方法、災害時の児童・生徒等の心のケアなどについての研修を行う。

また、指導にあたる教職員は、イメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。なお、避難所となる学校の教職員に対し、避難所開設時における運用・役割分担等について、研修等により習熟を図る。

3 避難訓練

児童・生徒等及び教職員の防災意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な避難行動をとるために避難訓練を実施する。訓練には、地域の市民の参加を願うなど工夫を図る。

第4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し法令に定める保安講習・立入検査、防災講習会等を通じ、防災施設の点検改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

※ 「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

第5 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災教育を実施するとともに、市は普及活動の支援に努める。

従業員等に対する防災教育の実施、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定に努めることが必要である。市は普及活動、事業継続計画の策定支援等に取り組むものとする。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第6 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第17節 防災訓練

第1 総合防災訓練

市は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織並びに市民の協力を得て、総合的な防災訓練を実施する。

第2 個別訓練

1 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行い、その訓練実施項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事又は協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

2 実地訓練

想定した災害に基づき、訓練目的を効果的に達成し得られる地区又は場所を選定して実地において行う。また、必要に応じて県総合防災情報システムを活用して実施する。

(1) 種別

① 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じた通信訓練を行うとともに、有線通信途絶の想定のもとに無線通信訓練を行う。予報及び警報等の市民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も、必要により実施する。

② 災害防御訓練

ア) 災害対策本部設置訓練

災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部の設置・設営及び運営訓練を実施する。

イ) 非常参集訓練

災害時における応急対策に万全を期すため、職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

ウ) 情報収集・非常通信訓練

災害時には、通信が輻輳や途絶する事態が予想されるため、関係機関との連絡ができるよう情報伝達訓練を実施する。

エ) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等、市民と一緒にとなった訓練を実施する。

オ) 水防訓練

出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

カ) 避難訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織、市民参加による実践的な避難訓練を実施する。また、学校、医療機関、社会福祉施設等は、避難指示等に対応するため、実践的な訓練を実施し、職員や児童・生徒等、入所者等が行動要領を習熟するよう努める。

キ) 医療救護訓練

市及び医療関係機関は、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

ク) その他

- ・必要資材の応急手配訓練
- ・防災活動従事者の動員訓練

③ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

ア) 鉄道、道路の交通確保

イ) 復旧資材、人員の緊急輸送

ウ) 決壊堤防の応急修復

エ) 電力、通信施設の応急修復

(2) 区 分

① 単一訓練

市及び関係機関が個別にその主管する業務に関連した訓練種目を選定して、図上又は実地について行う。

② 総合訓練

災害予防責任者が合同し、想定した災害に基づき訓練種目を選定して図上又は実地について行う。当該訓練は原則として、市防災会議又は県防災会議が関与して行う。

第3 留意事項

(1) 防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見の収集等を行い、成果及び問題点の点検・評価に基づく防災体制や防災活動要領等の改善を検討するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るよう努める。

第18節 要配慮者等安全確保体制の整備

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

行政が持ち得る情報、及び民生委員・児童委員の訪問活動を通じ要配慮者の居住地及び生活状況等の把握に努める（「避難行動要支援者名簿の作成」）。なお、把握にあたっては、個人情報の保護に十分配慮する。

2 緊急連絡体制の整備

作成した台帳を元に、避難行動要支援者が迅速・的確な行動をとることができるよう、地域ぐるみの協力のもとで、きめ細かな緊急連絡体制の整備を図るとともに、内閣府の示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者個別の支援プランの策定に努める。

3 防災設備、物資、資機材等の整備

一人暮らしの高齢者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者に対する文字放送受信システムの普及、自動消火器、火災報知機等の普及に努める。

防災施設においては、緊急通報、避難誘導等の施設、設備等の導入、避難所、避難路等の防災施設の整備を図る。また、要配慮者自身の災害対応能力及び要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

災害発生後の食糧・飲料水等については、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動を行うことができるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備する。

4 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

(1) 防災知識等の普及啓発

要配慮者及びその家族に対し、講習会の開催、広報資料や防災パンフレット等の配布、ホームヘルパーや民生委員・児童委員などの協力を得ることにより、家庭内における予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう努める。

(2) 防災訓練

防災訓練を実施する際には、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容に配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域の協力を得ながら、円滑な避難誘導等を行うことができるよう、その支援体制の整備に努める。

5 外国人・観光客対策

住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について説明等を行うとともに、外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳などの語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、避難所・災害危険地区等における多言語表示の付記などを推進する。

地理に不案内な観光客は、災害時の対応が困難であるため、避難誘導体制や地域住民間の連携体制の整備を推進する。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際セン

ターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

社会福祉施設、医療施設等の管理者に対し、施設利用者の安全確保に係る組織体制の整備を指導するとともに、自主防災組織や事業所等の防災組織との協力体制を構築する。また、要配慮者の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所・避難経路等の整備を図るとともに、管理者等に対し、施設・設備等の耐震性・安全性の向上及び緊急受入れ体制の整備に努めるよう指導、支援する。要配慮者支援にあたっては、必要に応じしまね災害福祉広域支援ネットワークによる福祉専門職派遣の要請を検討する。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。作成または変更した避難確保計画及び実施した避難訓練結果は市長に報告する。

要配慮者利用施設の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第3 要配慮者支援体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係団体及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者支援体制の整備に努める。

1 要配慮者に配慮した避難計画の策定

市は、避難計画の策定にあたっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者への高齢者等避難、避難指示等の伝達方法
- (2) 要配慮者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者の支援における市、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

2 避難行動要支援者名簿の作成

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。安来市においては、要援護者台帳をもって避難行動要支援者名簿と位置づけるものとする。

避難支援等関係者として定めたものに対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画にかかる避難支援等関係者を、以下のとおり定める。

- ① 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
- ② 警察機関（警察本部、警察署）
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 介護保険制度関係者及び障がい者団体等
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ その他、市長が特別に認める者

(2) 名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を、以下のとおり定める。

- ① 70歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者のみ世帯に属する者
- ② 19歳以上であって身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳1級若しくは2級または第1種の交付を受けている者で、居宅で生活している者
- ③ 19歳以上であって厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳（A）の交付を受けている者で、居宅で生活している者
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者で、居宅で生活している者
- ⑤ 介護保険における要介護認定3～5を受けている者で、居宅で生活している者
- ⑥ 民生委員・児童委員が名簿への登録を特に必要と認めた者
- ⑦ その他、市長が特に必要と認めた者

(3) ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合

(4) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を掲載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成に必要な避難行動要支援者に係る個人情報については、福祉部局等の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県等の関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新と提供

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、これらの情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報は、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し同意を得たうえで提供することとする。

避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 市内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

4 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難行動要支援者個別の状況に応じた情報伝達手段・方法を定める。

5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

6 個別避難計画の作成

個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、避難支援等関係者と連携して、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画の作成については、避難行動要支援者の身体状況、世帯状況や居住地が危険区域であること等の条件から作成の優先度を設定し、進めるものとする。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報に加え、次に掲げる項目を記載し、又は記入するものとする。

- ①避難支援等実施者の氏名又は名称
- ②避難支援等実施者の住所又は居所
- ③避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
- ④避難施設その他の避難場所
- ⑤避難路その他の避難経路に関する事項

7 個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。

第2章 風水害等応急対策計画

第1節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置

市域に大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条第1項」及び「安来市災害対策本部条例」により、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は本部長（市長）の統括のもとに強力な防災体制を敷く。また、災害の危険が解消したと認められるときは、市長が廃止する。

1 設置の基準

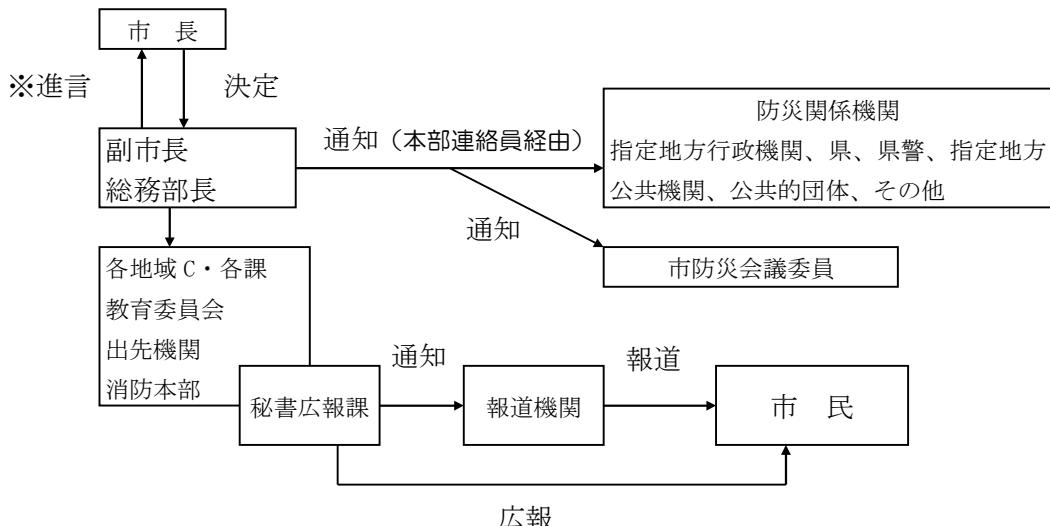
次の各号のいずれかに該当するとき、市長は災害対策本部を設置する。

- (1) 気象業務法に基づく気象、洪水やその他の注意報、又は警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するものと市長が認めたとき。
- (2) 市内に洪水、火災、地震等の災害が発生し、その規模及び範囲から対策を要すると市長が認めたとき。

2 廃止の基準

- (1) 発生が予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。
- (2) 当該災害にかかる応急対策がおむね終了したと認めるとき。

3 災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統図

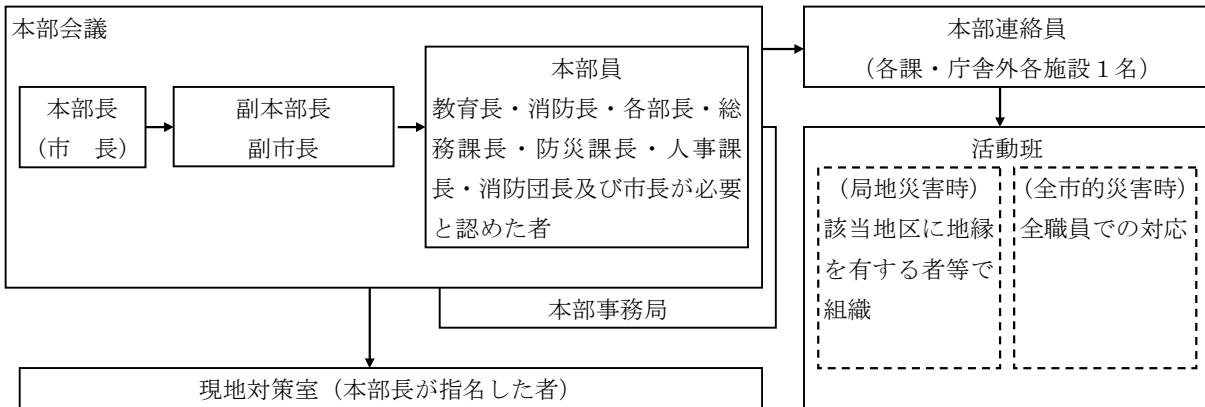


※進言については、総務部長が進言する。災害が全市に及ぶ、あるいは被害が地域センター管内に局限した場合等においては、地域センターに現地対策室を設ける。

4 決定権者（本部長）の順位

市長が本部長業務を行うことができないときは、副市長、総務部長、政策推進部長の順で災害対策本部の本部長となる。

第2 災害対策本部の構成



1 本部会議

本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員で構成し、災害対策の基本的事項を決定する。

- (1) 配備体制の切り替え及び災害対策本部廃止の決定
- (2) 災害情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針の決定
- (3) 市民に対する避難指示等の決定
- (4) 自衛隊及び県、他の地方公共団体に対する応援要請、災害救助法適用の要請検討
- (5) 災害広報及びその他重要な事項の決定

※消防長は、緊急消防援助隊の応援出動が決定した時点、又は消防相互応援協定に基づく消防応援を要請した時点で、消防本部に指揮本部を設置して緊急消防援助隊指揮支援隊の指揮等を行なうため、消防本部において受援体制の確立を図る。

→ 第2章第9節「消防体制」を参照

2 本部連絡員

本部会議の補助機関として、本部会議からの指令、連絡事項を各部に伝達するとともに、各部所管の被害状況・応急対策の実施状況をとりまとめ本部会議に報告する。

- (1) 本部長の命により、所定の場所に常駐（原則として本部室内）
- (2) 本部長の指令及び本部会議の決定事項の各班への伝達
- (3) 各班所管の被害状況・応急対策の実施状況の取まとめ・報告

3 本部事務局

災害対策本部の事務局は、防災課とし、災害活動に必要な情報や指令等の収集伝達にあたる。

4 活動班

災害対応のための活動班を職員で組織する。

- (1) 局地的災害への対応…該当地域に地縁を有する職員等で組織する。地区内の短期的な活動重視（避難所開設・安否確認・被害状況やその他応急対策の集約と報告）。
- (2) 全市規模の災害対応…全職員体制。各課指定事務分掌に応じ、発災から復興に至るまでの中長期的な活動重視（炊出・被害状況調査・防疫・復興資金貸付 e t c）。

→ 各部各班の所掌事項は資料編を参照

5 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は安来市役所安来庁舎あるいはその近辺に開設する。ただし、庁舎建物が被災した時は、この限りでない。

第2節 配備体制と動員計画

第1 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ定めてある動員区分に従い災害応急活動を実施する。なお動員区分の適用は、災害種類、規模、被害の程度により弾力的に行う。

風水害等配備区分・基準

区分	準備体制	警戒本部	災害対策本部		特別体制
		警戒体制	第1次体制	第2次体制	
時期	①風、大雨・高潮等の警報が発表され、災害が発生する危険がある場合 ②連続雨量が70mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合	①連続雨量が100mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ②河川が水防団待機水位を超えて、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ③災害が発生し、更に災害が発生する危険がある場合	①連続雨量が180mmを超え、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ②河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ③各所で災害が発生した場合	①各所で災害が発生し、更に被害が増大する恐れがある場合 ②大規模な災害の発生により、集落等が孤立し、又は人的被害が発生した場合 ③特別警報が発表された場合	突発的に事故及び災害が発生した場合で必要と認めたとき
決定者	関係者と協議の上、統括危機管理監が決定	関係者と協議の上、統括危機管理監が進言し、総務部長が決定	関係者と協議の上、総務部長が進言し、市長が決定	市長が決定	総務部長の進言により、市長が決定
体制内容・処理事項	①防災課の人員で情報を収集する。 ②第1次体制に移行する際の召集・連絡体制の確認 ③状況に応じ、広瀬・伯太地域センター単位でも体制を執る	独自展開班は状況に応じ現場巡視	①安来庁舎には各部長 ②広瀬・伯太庁舎にはセンター長 —	災害対策本部に關係ある職員は全員防災業務に従事	その都度、市長が指示する
動員区分・担当部課	①防災課職員及び統括危機管理監が必要と認めた部課員 ②第1次体制担当部課は常時連絡がとれる体制とする	①警戒本部事務局員（防災課、総務課、その他本部長が必要と認めた部課員） ②独自展開班 広瀬・伯太地域センター、建設部、農林水産部、健康福祉部、上下水道部など、消防本部、市立病院 ③地区活動班 本部の指示により担当地区の班員は活動	①災害対策本部及び現地対策室による組織配置 ②独自展開班 広瀬・伯太地域センター、建設部、農林水産部、健康福祉部、上下水道部など、消防本部、市立病院 ③地区活動班 本部の指示により担当地区の班員は活動 それ以外の職員は自宅待機。	全職員による組織配置※本部の指示により活動班または地区活動班による体制	その都度、市長が指示する。

→ 各部各班の所掌事項は資料編を参照

第2 動員配備の方法

市域に災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

1 動員の伝達系統及び方法

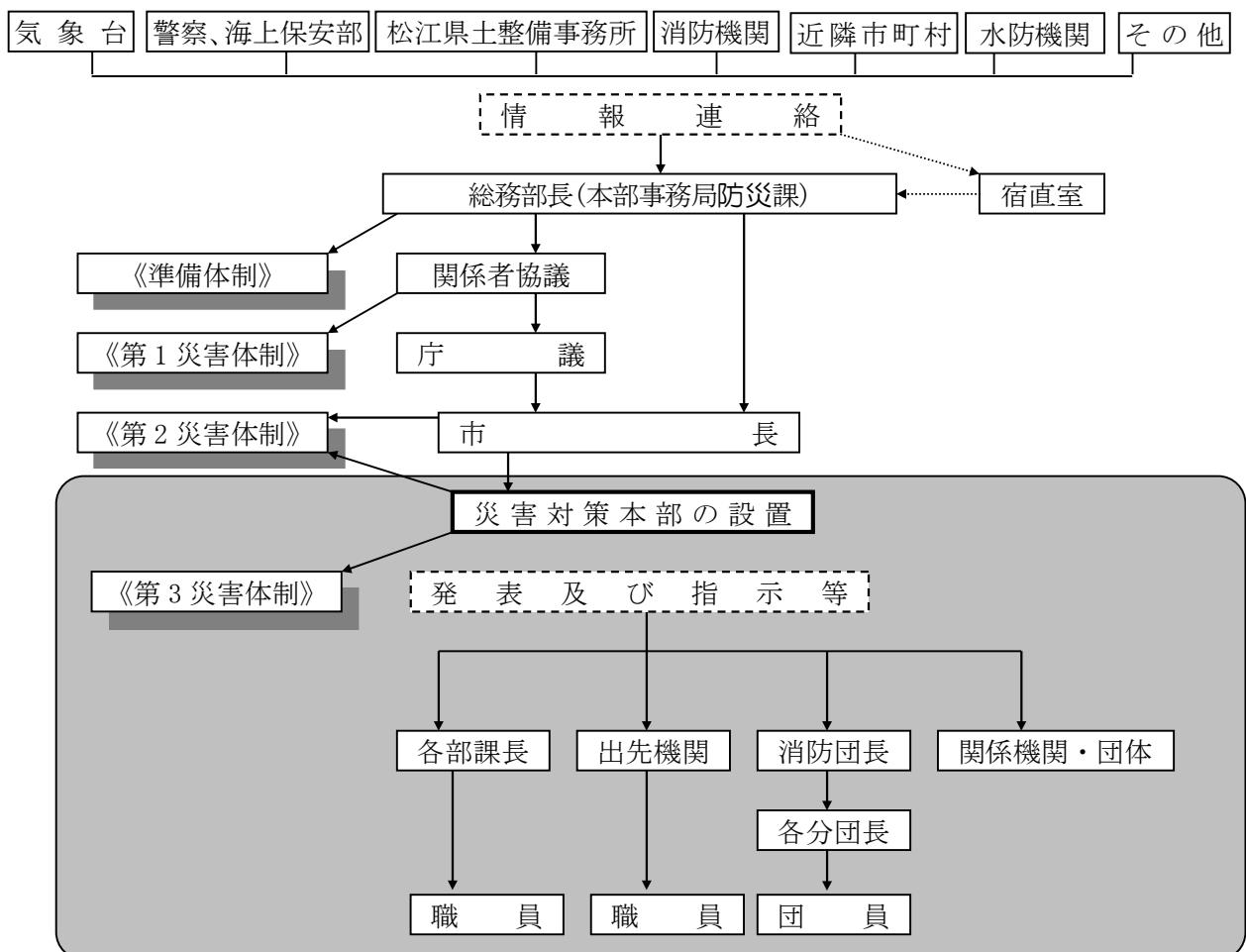
(1) 平常勤務日の伝達及び系統

総務部長（本部事務局 防災課）は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ）、本部長（市長）の指示に従い、各部課長に対し決定した配備体制を指令する。各部課長は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。

(2) 休日又は退庁後の伝達

宿直者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに総務部長（本部事務局 防災課）に連絡して指示を受け、必要に応じ関係部課長に連絡する。

- ① 気象警報が発表されたとき。
- ② 災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



2 連絡の方法

災害対策本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、府内放送、口頭、電話、行政告知放送等最も迅速な方法で行う。

第3節 情報管理体制

第1 情報管理体制の確立

災害時の市の通信連絡系統として、一斉指令システム・県防災行政無線・県総合防災情報システム及びNTT一般加入電話（普通利用）・災害時優先電話とする。また、その他の各種通信手段を組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

1 有線通信施設

(1) 電話の優先利用

緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、輻輳などにより利用が制限される場合、西日本電信電話（株）から指定を受けている災害時優先電話（代表電話）を利用し、「非常（緊急）通話」又は「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
西日本電信 電話(株) 島根支店	非常通話 緊急通話	(0852)22 -8205	事業推進 担当課長	・申し込み受け付け番号は100番 ・申し込みの際の通告事項(通話の種類、発信機関名、発信、通信先電話番号、通信内容)
	非常電報 緊急電報			・申し込み受け付け番号は115番

(2) 専用電話の利用

電話の利用ができなくなった場合又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用電話の利用を図る。

- ① 島根県防災行政無線電話による通信
- ② 警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話等による通信

通信依頼先	通信依頼先所在地等	連絡責任者	電話番号
安来警察署	安来市今津町674-1	警備課	0854-22-0110
西日本旅客鉄道(株)米子支社	米子市弥生町2	施設課	0859-32-8105

2 無線通信施設

県防災行政無線、警察等無線局においても、その業務上の通信のため輻輳することが予想され、アマチュア無線局等に協力を求める。なお、市内で無線局の利用ができない場合、中国地方非常通信協議会（県消防総務課内0852-22-5889）に移動無線局の派遣を要請する。

第2 県総合防災システムの活用

県総合防災システムを活用し被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の収集・検索、災害発生即報等の登録などを行う。

第4節 災害救助法の適用及び災害救助体制

1 災害救助法の実施機関

(1) 実施責任者

知事より委任されている救助は市が実施する。また、災害の事態が急迫して知事による救助を待つことができない場合、市が代行する。

(2) 市への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となるが、災害救助法第30条及び島根県災害救助法施行細則第29条の規定により、次の各号に掲げる救助の実施権限は、市長に委任される。

- ① 避難所の供与
- ② 応急仮設住宅入居者の決定
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- ① 本市の滅失世帯（住家滅失世帯）数が60世帯以上のとき。
- ② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,000世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- ③ 被害が県内全域におよぶ大災害で、県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合又は被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※ 被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

3 災害救助法の適用手続き

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、以下のとおりとなるが、関係各課は総務課と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- ① 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- ② 適用申請（市長から知事へ）
- ③ 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から市長へ）
- ④ 災害救助法による救助の実施指示（市長（本部長）から関係各課へ）

4 災害救助法の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに島根県知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の应急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間は別に定める。

→ 災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間は、資料編を参照

(4) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

第5節 労務確保体制

第1 ボランティア団体等の応援協力、要員雇用体制

1 要員の確保

災害応急対策を実施するため要員を確保する場合は、ボランティア団体等の動員、要員の雇上げを行い、特に必要な場合は近隣の者の協力を得て行う。

2 応援の要請

各班がボランティア団体又は要員を必要とするときは、次の事項を示し、災害対策本部へ申し出る。作業が不可能又は人員が不足するときは、県等に応援並びに派遣の要請を行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人 員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他

3 ボランティア団体等の編成及び活動

(1) 市及び市社会福祉協議会は、主に次の団体の協力を得てボランティア団体を編成する。
また、市災害ボランティアセンターによる災害ボランティアの受入れを行う。

- ① 自治会
- ② 婦人会
- ③ 日本赤十字社島根県支部
- ④ その他

(2) 活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ① 炊出し、保育その他救助活動の協力
- ② 清掃及び防疫
- ③ 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- ④ 応急復旧作業で危険を伴わない作業
- ⑤ その他災害応急措置の応援

4 要員の雇用

災害応急対策実施に際し市長が必要と認めるときは、要員を雇上げる。なお、賃金等費用は要請した各課において負担する。

第2 協力命令、従事命令の実施体制

1 強制執行の委任等

知事の行う従事命令又は協力命令執行の必要があるときは、市長はその権限の委任又はその執行を要請する。

2 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第24条	知事
	協力	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条	知事
	協力	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官又は海上保安官

3 強制命令の対象者

強制命令の種別による従事対象者は、次に掲げるとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 作 業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1.医師、歯科医師又は薬剤師 2.保健師、助産師、看護師、準看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3.土木技術者又は建築技術者 4.大工、左官又はとび職 5.土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6.自動車運送業者及びその従業者 7.鉄道事業及びその従業者 8.軌道経営者及びその従事者 9.船舶運送業者及びその従事者 10.港湾運送業者及びその従事者
災害救助、その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長又は警察官の従事命令)	市域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

第6節 広域応援体制

第1 市町村相互の応援

1 応援要請

- (1) 災害が発生した場合、近隣市町村は相互に応援協力を行う。
- (2) 災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（松江県土整備事務所管内）の市町は、被災市町からの要請に基づき、応援協力を行う。また、必要な場合、県に対し応援を要請する。
- (3) 災害が大規模となり、ブロックを超える応援が必要とされる場合、県に対して応援を要請し、県は県内市町村の相互応援を調整する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。
- (4) 応援の種類

- | |
|--------------------------------------|
| ① 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 |
| ② 生活物資及びその補給に必要な資機材の提供 |
| ③ 救援・救助活動に必要な車両等の提供 |
| ④ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 |
| ⑤ ボランティアのあっせん |
| ⑥ その他特に必要な事項 |

(5) 要請手続き

次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- | |
|---------------------------------|
| ① 災害の状況及び応援を要請する理由 |
| ② 応援を必要とする場所、期間 |
| ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 |
| ④ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容） |
| ⑤ その他の必要事項 |

2 受入れ体制の整備

- (1) 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- (2) 指揮命令は、派遣を受けた市長が行う。

3 市内所在機関相互の応援協力

県、指定地方行政機関等の出先機関及び市域の公共団体等は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。

第2 消防機関の応援

1 県内市町村・消防機関への応援要請

大規模災害及び特殊災害等の発生により持てる消防力では災害の防御が困難な場合には、「島根県消防広域相互応援協定書」に基づき、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し応援の要請を行う。

2 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、大規模な消防の応援等が必要と判断した場合は、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に對して連絡する。

第7節 自衛隊の災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法

(1) 災害派遣の範囲

→ 自衛隊の災害派遣の範囲、災害派遣活動は資料編を参照

(2) 災害派遣要請の手続き

① 実施責任者

自衛隊の派遣要請は、知事が自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の派遣要請の要求により行う。

② 派遣要請の要領

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市長は必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。緊急の場合は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。

- ア) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ) 派遣を希望する期間
- ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ) その他参考となるべき事項

③ 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

知事に要求する時間的余裕がないとき、通信の途絶等により要求ができないときは、その旨及び災害の状況を、直接自衛隊に通知する。事後速やかに知事に通知する。

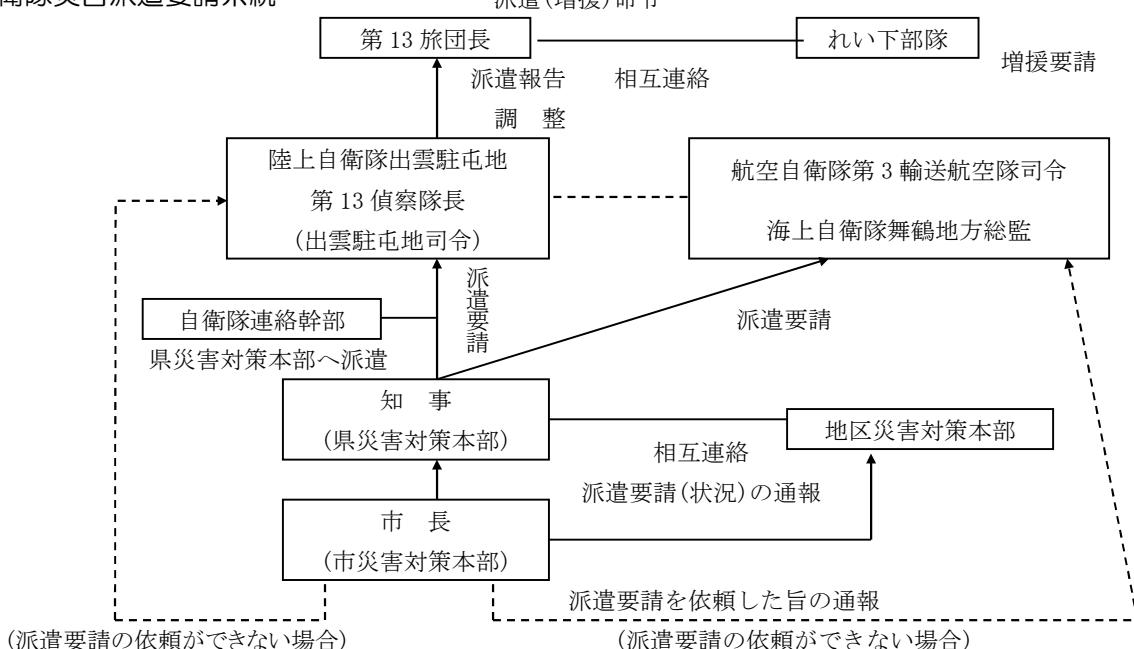
機関名	所在地	電話
陸上自衛隊第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	0853(21)1045(代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773(62)2250(代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859(45)0211(代)

(3) 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、知事及び派遣部隊の長と協議して知事に撤収要請の依頼を行う。

→ 自衛隊災害派遣関連の様式は、資料編を参照

自衛隊災害派遣要請系統



2 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

(1) 派遣部隊の受入れ体制

- ①宿泊施設の選定又は野営施設を準備する。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
- ②重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ③作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- ④その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意する。

(2) 使用資機材の準備

- ①派遣部隊の装備資材、食糧、燃料、衛生資材等を除き、市、県又は関係公共機関が必要な資機材を準備する。
- ②派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として撤収後に返還又は代品弁償する。
- ③使用資機材の準備については、できる限り事前に市が準備する資機材、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等について協議を行う。

→ 経費の負担区分については、資料編を参照

(3) 自衛隊受入れのための場外離着陸場の準備

ヘリコプターによる物資、人員の輸送を考えられるので、地域ごとに適地を選定し、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

→ 場外離着陸場については、資料編を参照

第8節 災害ボランティアとの連携・支援体制

1 災害ボランティアの受け入れ、支援

(1) ボランティアセンターの開設

市及び市社会福祉協議会は、関係機関と連携し、災害ボランティアの活動拠点を設ける。また、関係団体と連携し、受け入れ、支援に関する協議を行う機関を整備する。

- ① 災害及び被災状況の情報収集
- ② ボランティアニーズの把握
- ③ ボランティアの受付・登録
- ④ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- ⑤ ボランティアの派遣・撤収
- ⑥ ボランティア活動の企画・開発
- ⑦ ボランティア活動の記録
- ⑧ ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ⑨ ボランティアセンターの運営に必要な資機材の確保
- ⑩ 関係機関との連絡調整 等

(2) 協力体制の確立

市及び市社会福祉協議会は、被災状況に応じて、県を通じ専門ボランティア、ボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。

(3) 被災地周辺における支援

市及び市社会福祉協議会は、他の市町村より災害ボランティアの活動要請があった場合には、協力等に努める。

2 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は国が受け入れを決定し、国の受け入れ計画に基づいて県が受け入れるものとし、市はこれに協力する。

第9節 消防体制

第1 市による消防活動

1 市の消火活動

消防本部は、「安来市消防本部警防規程」に基づき統制ある消防活動を行い、火災防ぎよ活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

119番通報、消防無線、参集職員等により情報を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

① 消防水利の確保	防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・湖沼、ため池等からの取水等、消防水利の多様化に努める。
② 避難地及び避難路の確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。
③ 重要地域・消火可能地域の優先	同時・複数の延焼火災の場合は、重要かつ危険度の高い地域、消火可能地域を優先に消防活動を行う。
④ 市街地火災消防活動	市街地大火に際しては、的確な情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、適切な広報を実施する。 大工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、鎮圧後、部隊を集中して消防活動にあたる。
⑤ 重要対象物の優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ① 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の状況等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の市民に対し、出火防止対策を広報するとともに、出火の場合は市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は常備消防機関と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等、警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対して必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(4) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、市民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら安全に避難させる。

3 惨事ストレス対策

発災時における救急・救助活動を実施する際は、惨事ストレス^{*}に係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

*災害や事故の悲惨な現場で犠牲者の救助や救急活動に携わった人が強い精神的ストレスを受けること

第2 他の消防機関に対する応援要請

1 消防広域相互応援協定による応援要請

消防長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防機関の長に応援を要請する。

2 市長による応援出動の指示要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

大規模災害時において知事から、あるいは緊急を要し消防庁長官から直接、応援出動等の措置が求められた場合、市長は直ちに応援活動を行う。また、県内に被害が発生し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、知事は消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

4 要請要領と留意事項

(1) 要請要領

① 消防広域相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、他の消防機関の長に対して、消防応援の必要な部隊数等について電話により要請する。

② 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、知事に対して大規模な消防応援について電話により要請する。

(2) 留意事項

① 迅速な要請

市長が行なう大規模な消防応援の要請の連絡は、当該要請連絡の遅延による被害拡大の防止及び万全な防災体制の早期構築について留意する。

② 指揮者の措置

緊急消防援助隊の出動が決定した時点で、消防本部に設置した指揮本部を消防対策の中核機関として各防災機関は連携して災害対応にあたる。指揮者は、指揮支援隊による消防本部と消防団、県内消防応援隊、及び緊急消防援助隊の活動の調整と管理等の補佐を受け活動を指揮する。なお、被災地の防災体制の指揮統括にあたる市長が指揮本部にて消防対策の指揮者として従事しがたい状況にあるときは、市長は消防長にその任に関して委任す

ることができる。

(3) 応援隊の受入れ体制

① 受援体制

消防長は、消防本部において災害対応及び受援の体制を整備する。

第3 災害時の行政手続き

災害時の危険物の仮貯蔵仮取扱いの手続き又は各種届出の対応について、予め検討しておく。

第1〇節 災害警備体制

災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の維持等を図るため、市は安来警察署及び関係機関と緊密に連携し、それぞれの所管に関わる警備活動を実施する。

警察署における災害警備措置は以下のとおりである。

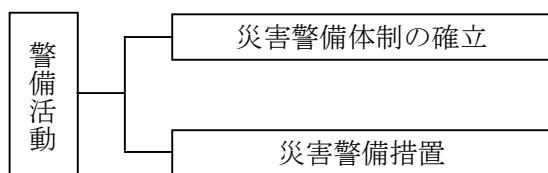
(安来警察署災害警備計画より)

第1 基本的な考え方

1 趣 旨

管内に大規模な災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産を保護するため、安来警察署は、災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動にあたる。

2 対策の体系



第2 警備体制

1 警備本部の設置

管内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、安来警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

2 警備職員の参集、招集

「安来警察署災害警備計画」による。

3 警備部隊の編成及び運用

「安来警察署災害警備計画」による。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第3 災害警備措置

1 被害状況の把握

次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

(1) 初期段階の把握事項

- ア 死傷者、行方不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ 津波の到達状況
- ク 重要施設の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し

- コ 住民の避難状況
- サ 救出救護の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

2 避難誘導等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

(1) 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

(2) 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

3 救出救助活動等

(1) 把握した被害状況に基づき、直ちに署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。また、消防、自衛隊等関係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるよう調整する。

(2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。

4 緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

(1) 交通規制の実施

ア 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、人命の安全、被害の拡大防止等に十分配意した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

イ 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、周辺警察署と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

ウ ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(2) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おむね以下のとおり。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) アに規定する人員、物資等
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) イに規定する人員、物資等
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (イ) 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、JA F島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

5 検視及び身元確認

市等と協力し、必要に応じて警察本部に支援を要請するなどして、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

- (1) 市等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (2) 各死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (3) 所持品等の管理の徹底
- (4) 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配意

6 各種相談活動の実施

- (1) 相談窓口の設置等

ア 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。
イ 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進する。

- (2) 関係機関との連携

ア 各種相談を適切に処理するため、市災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。
なお、他機関において処理することが適當と判断されるものについては、関係機関に確實な引き継ぎを行う。
イ 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市との情報共有を図る。

7 社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

- (1) 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

- ア 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重・点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確實に記録する。

- イ 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

- ウ 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

- (2) 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

8 援助要請

(1) 即応部隊の援助要請等

災害の規模が大きく、自署の警備力のみでは対処できない場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行う。

(2) 一般部隊の援助要請

災害への対応が長期間にわたると認める場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（一般部隊）の援助要請を行う。

第1 1節 ライフライン施設の応急復旧

第1 ライフライン施設の復旧に係る道路啓開

県及びライフライン施設管理者と連携し、ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪、及び倒木・土砂等の撤去作業については、優先的に実施する。

第2 電力施設応急復旧体制

中国電力ネットワーク株式会社は非常災害対策実施規程等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。また、停電時に携帯端末機器等によりインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

第3 ガス施設応急復旧体制

LPGガス事業者及び県は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。また、LPGガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、老人ホーム等におけるLPGガス設備の安全総点検を実施する。

第4 上下水道施設応急復旧体制

1 上水道施設

(1) 応急体制

① 資機材調達	各事業者が所有している主要資機材等の調達体制を確立する。
② 応援体制	協定等に基づく近隣市町村との緊急応援体制を確立する。
③ 図面等用意	常備している水道施設・管路図面を活用できるようにする。

(2) 応急復旧

被害状況を把握し、生活用水確保のため応急復旧計画を策定し、次のような応急復旧を実施する。

① 送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧
② その他の配水管、給水装置の順で復旧
③ 配水調節により段階的に断水区域を解消しながら正常給水を図る。

2 下水道施設

(1) 応急対策

① 資機材の確保	備蓄資機材及び関連事業者から調達するなど、調達体制を確立する。
② 施設の点検	処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

	管渠等は巡回点検し、漏水、道路陥没等の有無及び被害程度を把握する。
--	-----------------------------------

(2) 応急復旧対策

① 処理場・ポンプ場	停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
② 管渠施設	復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。
③ 広報活動	被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を行う。

第4 電気通信設備応急復旧体制

市は、災害時において電気通信設備への不測の事態が生じた場合、西日本電信電話㈱ほか携帯電話各社への情報の収集等に対応し、広報等により迅速かつ的確な情報を提供する。各電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、発災後、速やかに通信障害状況や原因、通信施設の被害、復旧状況を市のほか、災害復旧・支援に関する島根県、国、指定行政機関、指定地方行政機関等に対し、電話・メール・FAX等により共有を行う。なお、共有先や方法については、災害規模や被災状況により異なる為、必要な範囲、適当な方法を市と協議の上で判断する。

第12節 気象予報及び警報若しくは被害情報等の収集・伝達

第1 気象予報及び警報等の収集・伝達

1 予警報等伝達体制の確立

予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努める。また、県総合防災情報システムにより注意報、警報等のポップアップ画面が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の召集等を実施する。

2 気象予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表	気象予報及び警報等は、松江地方気象台より市町村を対象として発表される。
(2) 気象予報及び警報等取扱い	気象予報及び警報等は、県防災行政無線電話、県総合防災情報システム、ファックス等で市に通報されるが、必要に応じ市民に周知する。

→ 気象注意報・警報等の種類、発表基準は資料編を参照

→ 気象予警報等の伝達経路図は、資料編を参照

3 水防警報、洪水予報等の伝達

市長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、警報を発表（解除）したときは、行政告知放送により市民への周知を図る。

4 市長が行う警告等の伝達

市長が発令する高齢者等避難、避難指示等は、伝達にあたって、行政告知放送、市ホームページ、Facebook、Twitter、CATV、緊急速報メール及び広報車等により住民に周知する。また避難指示等については「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき放送機関へ伝達する。

第2 被害情報等の収集・伝達

1 被害情報の収集・把握

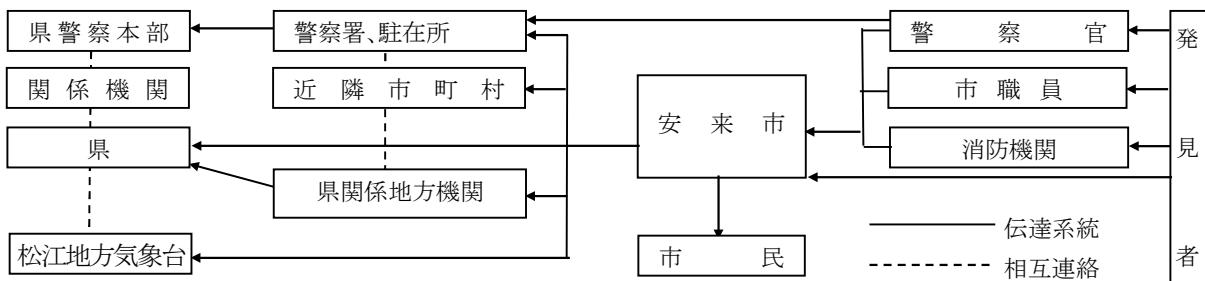
(1) 情報の収集	県総合防災情報システムの端末からの報告のほか、電話（119番通報を含む）、ファックス等により情報収集する。
(2) 県総合防災情報システムの活用	県内各地の被害の発生及び応援要請の状況並びに県全域での被害規模等が、表示・更新されるため、端末において常時活用する。

2 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

異常現象等情報の受領及び伝達の責任者は総務部長とする。

(1) 発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署・駐在所、消防機関に通報する。
(2) 関係各機関への通報	市長は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 ① 松江地方気象台 ② 警察署、海上保安庁 ③ 県の関係地方機関 ④ 災害に関係ある近隣市町村長

通報系統



3 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断に基づく適切な対策を行うための基本的条件となるので、その調査並びに報告は次により迅速確実に行う。

(1) 被害状況の調査実施者

被害状況の調査は、県管理の公共土木等施設災害を除き、市が行う。なお、県管理の公共建物、公共土木施設において災害が発生した場合は、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

(2) 調査の種類、時期

調査の種類	調査時期
発生調査	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。 本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
随時調査	災害発生後の状況の変化に伴い、隨時に調査を詳細に行う。 本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。
確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。 本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

(3) 調査事項

被害報告様式の内容について調査する。

→ 被害状況の判定基準は、資料編を参照

4 災害状況の通報及び被害状況報告

被害状況をとりまとめるとともに、被害規模に関する概的情報を含め、把握できた範囲から、県総合防災情報システム等により直ちに県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

→ 被害状況等の収集・伝達系統図は、資料編を参照

(1) 市から県への報告

- ① 各所掌事務に係る報告は、所轄各班が所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。
 - ② 災害発生速報については、県地域防災計画による所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は事務局）及び松江県土整備事務所に報告する。
 - ③ 被害状況の報告に当たっては、デジタルカメラ等の記録媒体により現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県防災システムの被害地点報告として登録し、報告する。

④ 被害規模を早期に把握するため、市は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

- ➔ 報告の種類及び時間等は資料編を参照
- ➔ 報告様式及び様式別報告系統は資料編を参照

(2) 市から国への報告

県に報告できない場合には、市は直接被害状況等の報告を総務省消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

第13節 災害広報

1 広報体制の確立

市が保有する以下の媒体等を活用して広報を実施する。また、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は止むを得ない場合を除き、知事から行うものとする。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

- | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------|---------|---------|
| (1) 市広報車 | (2) 消防車両 | (3) 放送機関 | (4) 掲示板 | (5) 広報紙 |
| (6) 市ホームページ | (7) 行政告知放送 | (8) 安来市災害対応型自動販売機 | | |
| (9) SNS(フェイスブック、ツイッター) | (10) 協定に基づく情報発信(ヤフー株) | | | |

2 広報の方法

(1) 市民に対する広報

① 広報の方法

広報担当職員は、各対策本部等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図る。

1に記載する広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道関係に協力を要請して災害広報を実施する。また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、住所を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

② 広報内容

ア) 警戒、避難期の気象予報及び警報若しくは気象情報等の広報

- ・ 雨量、河川水位、潮位等の状況
- ・ 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ・ 市民のとるべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等)
- ・ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

イ) 災害発生直後の広報

- ・ 災害発生状況(人的被害、住家被害等の災害発生状況)
- ・ 災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況)
- ・ 道路交通状況(道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等)
- ・ 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設被害状況(途絶箇所、復旧状況等)
- ・ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ) 応急復旧活動段階の広報

- ・ 市民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
- ・ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

エ) 支援受入れに関する広報

- ・ 各種ボランティア情報(ニーズ把握、受入れ・派遣情報等)
- ・ 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

オ) 被災者に対する広報

安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービス等の登録・利用呼びかけなど

2 報道機関に対する情報発表の方法

市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定めて行う。

第14節 水防

1 水防体制の確立

市は、堤防・護岸施設等にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「安来市水防計画」及び「島根県水防計画」に定めた方法により確立する。

2 河川出水・浸水被害等の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

気象等予警報、洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、県総合防災情報システム等で得られた雨量・河川水位等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。

重要水防区域及び危険な箇所、浸水想定区域や二次災害につながるおそれのある堤防施設等の監視、警戒を行い、浸水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難指示等の実施に努める。

なお、避難指示等の判断に際しては、リアルタイムのデータを保有し、各種災害の専門的知見を有する、指定行政機関や島根県等に助言を求めることができる。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的な見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となることに留意する。

※助言を求めるこことできる対象機関は次のとおり

- 【水 嘉】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省河川事務所等
一級河川指定区間・二級河川 島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）
- 【土 砂 災 害】 国道交通省砂防所管事務所、島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）
- 【津 波 ・ 高 潮】 島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）、
国土交通省出雲河川事務所中海出張所
- 【気象・高潮・地震・津波】 大阪管区気象台・松江地方気象台等

(2) 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

① 河川施設の損壊等による浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
② 河川堤防の決壊等による出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
③ 河川施設の早急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
④ その他の水防活動の実施	ア) 出動・監視・警戒及び水防作業 イ) 通信連絡及び輸送 ウ) 避難のための立退き指示 エ) 水防報告と水防記録

第15節 土砂災害への警戒

1 土砂災害防止体制の確立

市は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺及び土砂災害警戒区域の警戒監視・通報

(1) 土砂災害発生前

土砂災害発生の兆候が認められるなどの場合、担当課もしくは消防団が警戒監視を実施し、異常のあった時は災害防止の処置をする。また、市又は消防団本部に連絡し、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害発生後

土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域においては、降雨継続等により引き続きかけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した箇所において、民政安定上放置しがたく、採択基準に合致するものは、県と協力して災害関連緊急事業等において砂防・治山施設や地すべり防止施設等の整備を実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達	土砂災害警戒情報並びに土砂災害危険度情報が発表されたとき、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。
(2) 警戒区域の設定	あらかじめ定める土砂災害警戒区域のほか、土砂災害の危険が解消されない場合は警戒区域を設定し、市民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。
(3) 専門家等の派遣による支援	必要に応じ、アドバイザー制度 ^{※1} の活用、砂防ボランティア ^{※2} 、山地防災ヘルパー ^{※3} 等の派遣や関係機関等に対する専門家の派遣等について県に要請する。

※1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

※3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

第16節 避難、救出・救助

第1 避難指示等の実施

1 避難指示等の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難指示等を行う。

なお、避難指示等の判断に際しては、リアルタイムのデータを保有し、各種災害の専門的知見を有する、指定行政機関や島根県等に助言を求めることができる。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的な見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となることに留意する。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

※助言を求めるこことできる対象機関は次のとおり

- 【水害】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省河川事務所等
一級河川指定区間・二級河川 島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）
- 【土砂災害】 国道交通省砂防所管事務所、島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）
- 【津波・高潮】 島根県・松江県土整備事務所（土木事業所等）、
国土交通省出雲河川事務所中海出張所
- 【気象・高潮・地震・津波】 大阪管区気象台・松江地方気象台等

なお、市町村は、次の事項に留意し避難指示等を発令するほか、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

- ① 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。
- ② 市町村は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。
- ③ 市は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。
- ④ 市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。
- ⑤ 市町村は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。

(1) 高齢者等避難の発令者及び時期

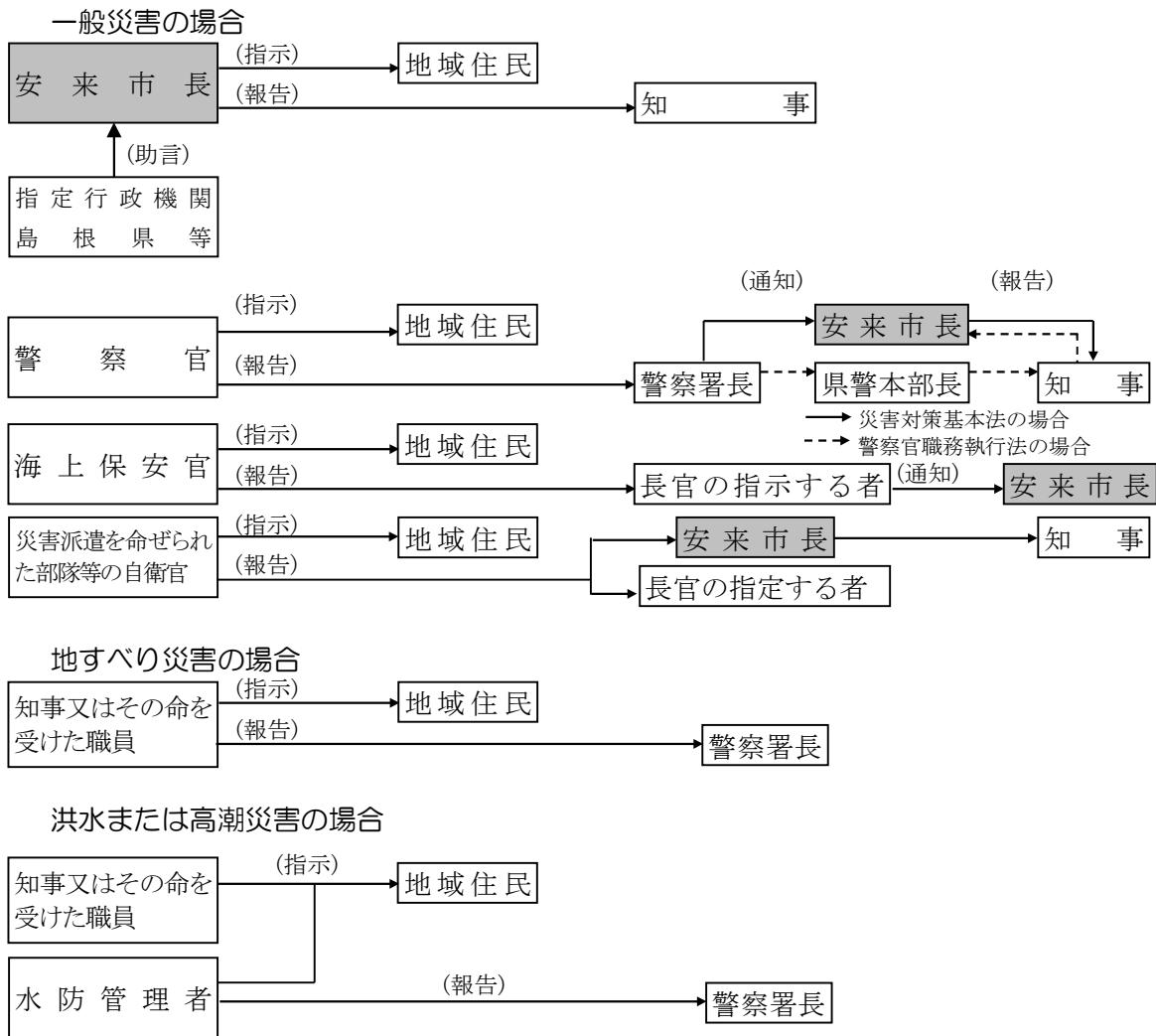
発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象者	内容	とるべき措置
市長	災害対策基本法 防災基本計画、県及び市の地域防災計画	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他者の者	・要配慮者等、特に避難行動に時間要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	県知事に報告（窓口防災危機管理課）

(2) 避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長 (委任を受けた職員、消防団幹部又は消防職員)	災害対策基本法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他者の者	立退きの勧告、指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示 立退き先の指示	県知事に報告（窓口防災危機管理課）
知事 (委任を受けた職員)	災害対策基本法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	同上 危害を受けるおそれのある者	立退きの指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示、警告、避難の措置（特に急を要する場合）	市長に通知（市長は知事に報告）
海上保安官	災害対策基本法第61条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他者の者	立退きの指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官	自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	・地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた県職員)、水防管理者	水防法第29条	・洪水又は高潮による災害・洪水、又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

※1 指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立退かせるためのもの。

(3) 避難指示系統図



2 避難指示等の基準と区分

(1) 避難指示等の基準と区分

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
(ア) 高齢者等避難 (要配慮者避難情報) 【警戒レベル3】	○要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	高齢者等避難 ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

(イ) 避難指示 【警戒レベル4】	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	全員避難 ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
(ウ) 緊急安全確保 【警戒レベル5】	○人的被害が発生するおそれがあり、立退き避難の必要な災害（河川氾濫による家屋の流失、土砂災害等）が発生している状況	○命を守るための最善の行動をする。 ○市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

（2）相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

→ 数値や通報等、発令に伴う具体的な判断基準や区域等は「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を参照

3 市の実施する避難措置

（1）避難者に周知すべき事項

避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底する。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置
- ⑤ その他必要な事項

（2）避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者に必要な事項を通報する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部）に報告する。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

（3）病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者が要配慮者であることを考慮し、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、しまね災害福祉広域支援ネットワークによる福祉専門職の派遣要請をするなど、必要な要請・協力を実行する。

（ア）避難体制の確立

- ・あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- ・特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。
- ・市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等

の早期避難のための協力体制を確立する。

(イ) 緊急連絡体制等の確立

災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(4) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

(ア) 避難体制の確立

- ・あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、的確な避難対策を実施する。
- ・特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した安全な避難誘導を行う。
- ・市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等との連携を図りながら、早期避難のための協力体制を確立する。

(イ) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(5) 車両等の乗客の避難措置

- ・公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。
- ・天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(6) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会等において別途定める。

4 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。

有線通信設備の活用	行政告知放送を活用する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット等により、避難情報の伝達を行う。
広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。消防車両においては、サイレン等も使用する。
スマートフォンによる伝達	ヤフー(株)のプッシュ通知サービス等により、避難情報の伝達を行う。
個別巡回による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、警察官、消防団員等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う。 ・必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。

(2) 関係機関への報告・情報提供

避難指示等を行った場合、市災害対策本部は直ちに県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部）に報告する。この場合、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」により、報道機関に対し

直ちに情報提供を行う。

避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、妊産婦及び外国籍住民等への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(4) 浸水想定区域内等にある要配慮者利用施設の利用者への伝達方法（洪水予報等を含む）

避難確保計画が必要な、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設への避難指示等（洪水予報等を含む）の伝達方法は、電話、ファックス等により行う。

→ 該当施設毎の情報伝達担当課及び方法については資料編を参照

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において必要な警戒区域を設定する場合は、市長又は委任を受けた職員が行う。なお、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (1) 市長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官・海上保安官は、市職員が現場にいない場合、又は市長からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行ふことができる者、警察官・海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。

第3 避難の誘導等

1 避難誘導の実施

(1) 避難誘導体制の確立	<p>① 水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>② 緊急を要する避難に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が誘導に当たり、安全に避難できるようにする。また避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所を定め、自動車等を活用し集団避難をする。</p> <p>③ 立退き避難は原則として各個に行うものとするが、自力による立退きが不可能な場合は、市が車両等によって行う。</p>
(2) 避難経路	周辺状況を検討し、浸水等のおそれのある危険箇所を避ける。なお、避難誘導に先立ち、避難経路の周知・徹底を図る。
(3) 避難の順位	立退き避難の誘導は、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先する。浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の直答を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(4) 携行品の制限	携行品は、必要最小限の食糧、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。
(5) 危険防止措置	①避難場所の開設にあたっては、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないか確認する。 ②避難経路の危険箇所には、標識、なわ張り等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。 ③夜間にあっては特に誘導者を配置する。
(6) 避難者の移送	被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び近隣市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

2 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難することを推進する。

3 その他避難誘導に当たっての留意事項

(1)要配慮者の事前の避難誘導・移送	要配慮者に対しては、市民組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況に応じて車両等の手配、介護機能等を備えた福祉施設等へ移送などを実施する。
(2)避難が遅れた者の救出・収容	避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、救出、避難施設への収容を図る。

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市職員等の安全が確保されることを前提とした上で、要配慮者の避難支援などの緊急支援を行う。

第4 避難場所及び避難所の開設、運営

1 避難場所及び避難所の開設

(1) 避難場所及び避難所の開設

避難場所及び避難所の開設は市長が行う。また要配慮者のため、福祉避難所を開設する。なお、次の事項については県へ報告する。

- ①避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- ②箇所数、収容状況及び収容人員
- ③開設期間の見込み
- ④避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- ⑤避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 開設の方法

避難場所又は避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難場所又は避難所に収容すべき者を誘導し保護する。避難場所又は避難所には、それぞれ責任者を配置し、管理及び避難者の保護にあたる。

なお、以下の点に留意し、避難場所又は避難所を開設する。また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- ①避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- ②警察署等との連携
- ③開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ④避難所責任者の選任とその権限の明確化

- ⑤ 避難者名簿の作成
- ⑥ 要配慮者に対する配慮

(3) 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営のため、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 開設が長期化する場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営

- ① グループ分け
- ② プライバシーの確保状況の把握
- ③ 情報提供体制の整備
- ④ 避難所運営ルールの徹底
- ⑤ 避難所のパトロール等
- ⑥ 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- ⑦ 福祉避難所の開設等
- ⑧ 年齢性別によるニーズの違いへの配慮
- ⑨ 食事供与の状況把握

(2) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営

- ① 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
 - i) 避難所運営における管理責任者や職員の配置など女性の参画の推進
 - ii) 女性専用の物干し場の設置
 - iii) 女性専用の更衣室、授乳室の設置
 - iv) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
 - v) 性暴力・DV 防止に関するポスター等を掲示
 - vi) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
 - vii) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営
- ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- ③ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営
- ④ 女性や子供等への安全配慮
 - i) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
 - ii) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
 - iii) 照明の増設
 - iv) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

(3) 保健・衛生対策

- ① 救護所の設置
- ② 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
- ③ 仮設トイレの確保

要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置などについて女性等への配慮を行う
- ④ 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- ⑤ 食品衛生対策

食品衛生、食事供与の状況把握、栄養管理・食物アレルギー等への必要な対策の実施

- ⑥ ごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
- ⑦ 家庭動物のためのスペースの確保
- ⑧ 感染症対策の実施

(4) 収容施設の確保

大規模災害時など、避難者大量長期化した場合、市は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、交流センター等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

3 避難所の早期閉鎖

市は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第5 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第6 救出及び救急救助活動

1 救急救助活動

市は警察署、自衛隊、医師会及び病院等の医療機関と密接な連携を図り、迅速・的確な救助活動にあたる。

関係機関	項目	活動内容
市	救急救助活動	<p>① 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。</p> <p>② 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア) 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ) 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>① 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、救命処置を要する者を優先する。なお、消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じて県、自衛隊の航空機により行う。</p> <p>② 救護所等からの後方医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとに行う。</p>

関係機関	項目	活動内容
市	生傷時病の者活動多數発	<p>① 安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し救助隊、医療救護班と密接な連携を図り救護活動を行う。なお、後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等の情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。</p> <p>② 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど効率的な活動を行う。</p>
警察機関		<p>① 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助にあたる。</p> <p>② 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。</p> <p>③ 救出活動は、市及び関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>
自衛隊		<p>① 必要に応じ、又は知事の要請に基づき救出活動を行う。</p> <p>② 救出活動は、市及び関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>
消防庁		<p>① 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる</p>
国土交通省及び高速道路会社		<p>① 高速道路のサービスエリア等を、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。</p>

2 惨事ストレス対策

→ 第2章第9節第1「3 惨事ストレス対策」を参照

3 市民及び自主防災組織による救急救助活動

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第7 救急救助用装備・資機材の確保

- (1) 初期の救急救助用装備・資機材は、各関係機関が保有しているものを活用する。
- (2) 救急救助用装備・資機材等が不足する場合は、その他関係機関、民間業者からの借り入れ等を図る。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等は、協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、市民及び自主防災組織の協力を得る。

第17節 交通確保・規制

第1 交通規制の実施

1 道路管理者の通行規制の実施方法

(1) 災害時の交通規制

道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により認知したときは、速やかに必要な規制を行う。

(2) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

市が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察機関へ、警察機関にあつては市へ通知する。ただし、緊急を要する場合は、事後においてこれらの事項を通知する。

3迂回路の表示

交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るために、道路管理者と緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第2に定める様式によって表示する。ただし、緊急な場合等は、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて市民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

第2 緊急通行車両等の事前届出・確認

→ 第1章第11節「輸送体制の整備」を参照

なお、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行うことができるようにしておく。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者の通報

交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、市長及び道路管理者に通報し、市長は道路管理者又は管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転手のとるべき措置

(1) 災害や大規模な車両事故等が発生したときは、運転手は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア) 安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ) 車両を置いて避難するときは、路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

② 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

① 当該車両を道路の区間以外又は道路外へ移動する。

② 困難なときは、道路の左側端に駐車させるなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車する。

第4 道路管理

1 緊急管理道路の把握と優先順位の決定

(1)緊急管理道路の情報収集	管理が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、その他県道等も、各道路管理者の情報収集に協力する。
(2)優先順位の決定	管理が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は優先順位を決めて道路管理を実施する。

2 道路管理作業の実施

(1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、道路管理を行う。

(2) 管理作業

緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて管理作業を実施する。なお、道路管理にあたっては、以下の事項に留意する。

- ① 道路管理は第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路被災状況に応じ、管理すべき道路を決定する。
- ② 警察、自衛隊等と協議し、人命救助を最優先させた道路管理を行う。
- ③ 2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- ④ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去は、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- ⑤ あらかじめ立案しておいた調達計画により、各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。
- ⑥ 道路管理及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- ⑦ 道路管理で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第18節 緊急輸送

第1 緊急輸送の実施

1 実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	① 人命の安全 ② 被害の拡大防止
災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	③ 災害応急対策の円滑の実施

2 緊急輸送の対象

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	① 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資 ② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資 ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
第2段階 事態安定定期	① 第1段階の続行 ② 食糧、飲料水等、生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階 復旧期	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員・物資 ③ 生活必需品

第2 緊急輸送手段の確保

1 緊急輸送手段

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	① 市所有の車両等及び市内自動車運送業者等からの借上げを原則とする。確保順位は以下のとおり。 ア) 応急対策実施機関所有の車両等 イ) 公共的団体の車両等 ウ) 貨物自動車運送業者等の営業用車両 エ) その他の自家用車両等 ② 車両が不足するときは、県トラック協会に対し、応援要請をする。	協力先 ・県トラック協会 (電話 0852-21-4271) ・市内運送業者等 ➔ 資料編を参照
鉄道	鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送:西日本旅客鉄道(株) (電話 0859-32-8062) (夜間 0859-32-0255) 物資輸送:日本貨物鉄道(株) (電話 0859-34-2010) (夜間 0859-22-5484)

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
航空機	緊急に航空機による輸送が必要なときは、県を通じて輸送条件を明示して航空機輸送を要請する。	県防災部防災危機管理課 (電話 0852-22-5885) 第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100)

2 輸送条件

車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出料金による。自家用車の借上げは、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で協議によって定める。ただし、官公署等は、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）の費用とする。

請求に当たっては、輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

4 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確保する。

2 輸送拠点等の確保

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」において輸送拠点として定められている市役所等の被害状況を把握する。また、指定した輸送拠点が確保できない場合は代替地を確保する。

3 關係機関及び市民等への周知

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察等の關係機関及び市民等へ報道機関等を通じて周知する。

第19節 医療救護

第1 緊急医療の実施

1 医療救護活動

(1) 医療救護は市が実施し、関係機関の協力を得て医療救護班を編成する。また、災害の種類及び程度により医師会の医療救護班の出動、県健康福祉部及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要を認めたときは、松江・安来地域災害保健医療対策会議（松江市・島根県共同設置松江保健所長）に医療救護の要請を行う。

(3) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、原則として医療救護班による救護所等において行うが、やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所の他、安全が確保された場所において医療救護を実施する。

→ 主要医療機関は資料編を参照

(4) 医療救護活動の業務内容

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ⑤ 看護
- ⑥ 遺体検案

2 助産救護活動

(1) 医療及び助産の対象者

災害発生の日前後一週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 医療救護班の業務内容

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前及び分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 医薬品・医療用資機材等の調達

医薬品及び医療用資機材は、備蓄しているものを優先的に使用する。不足する場合、最寄りの販売業者等から調達し、災害の状況等により県あてに調達を要請する

2 輸血用血液製剤の調達

輸血用血液製剤については、県宛に調達の要請をする。

第3 傷病者等の搬送

傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容するが、困難な場合は、その他の後方医療機関等に協力を求める。

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定	医療救護班の班長及び消防機関は、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージタグを活用し、後方医療機関への搬送を判断する。
(2) 傷病者搬送の要請	① 市及びその他の関係機関は搬送車両の手配・配車を要請する。 ② 重傷者等については、必要に応じて県、自衛隊等が所有するヘリコプターの手配を要請する。
(3) 傷病者の後方医療機関への搬送	① 医療救護班が保有する自動車により傷病者を搬送する。 ② 傷病者搬送の要請を受けた場合、市及びその他関係機関は、収容先医療機関の受け入れ体制を確認の上、搬送する。

2 透析患者・在宅難病患者への対応

(1) 透析患者への対応	透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制をとる。透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、復旧について関係機関と調整する。
(2) 在宅難病患者への対応	県及び保健所、医療機関と連携をとりながら、状況に応じ後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る。

第4 医療救護活動状況の把握

避難所での医療ニーズや医療機関・薬局の情報等を県健康福祉部へ伝達し、医療救護活動の迅速・的確な推進に努める。また、広報等を通じて医療機関や医療救護班及び医療救護所等の情報の提供を図る。

第5 保健活動とメンタルケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）を県に要請し、被災者の健康管理を行う。

- | |
|--|
| (1) 巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立する。 |
| (2) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。 |

第20節 要配慮者への支援

第1 要配慮者に対する対策

平常時から福祉サービスの利用者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスを提供する。

(1) 安否確認の実施	民生委員・児童委員、市民組織等の協力を得て、避難行動要支援者名簿等を元に、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。
(2) 援護活動の実施	① 地域住民等と協力して避難所へ移送する。 ② 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。 ③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。 ④ ホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスを、災害発生1週間を目処に開始できるようにする。 そのため、災害発生後2～3日目から、避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。また、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で社会福祉施設に入所させる。

(1) ライフライン優先復旧	社会福祉施設の早期の機能回復を図るために、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。
(2) 生活救援物資の供給	施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び市に協力を要請する。
(3) マンパワーの確保	ボランティア、自主防災組織、市民等へ呼びかけ、マンパワーを確保する。

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

避難所や在宅の一般的な要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。（要配慮者への支援を行うにあたっては、必要に応じてしまね災害福祉広域支援ネットワークによる福祉専門職の派遣要請をする。）

また、市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

(1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の把握を行う。
(2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファックス、行政告知放送等を活用するとともに、報道機関の協力により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食糧、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
(3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
(4) 避難所において、車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資の調達やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等の派遣を行う。
(5) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
(6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
(7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

(8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

第4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の把握等

被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

- (1) 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市に通報される体制を確立する。
- (2) 住民基本台帳の犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、ホームページの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等の情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

市及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供	生活や災害に関連する情報を英語等の多言語による携帯メールマガジン、パンフレット等、広報誌等を活用し、外国人への情報提供を行う。
(2) 相談窓口の設置	相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアを配置して対応する。

第21節 食糧の供給

1 食糧の調達

→ 食糧の調達方法及び調達先等については、資料編を参照
市は市内及び近隣市町村からの食糧の調達が困難な場合又は不足する場合は、県に要請を行う。

その場合、次の事項を明らかにして、島根県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、島根県防災危機管理課）へ、電話、ファックス等により要請し、後日、速やかに島根県災害時等救援物資要請書（様式第25号）を提出するものとする。

- (1) 救援物資を必要とする理由
- (2) 救援物資の品名、数量
- (3) 救援物資の受入場所及び受入場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 食糧の供給

(1) 供給対象者

→ 第1章第12節第1「食糧及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備」を参照

(2) 食糧供給の手段・方法

食糧の供給は、避難所等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。食糧の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 各避難所等における食糧の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 市民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要援護者への優先配分
- ④ 食糧の衛生管理体制の確保

(3) 給食基準

① 配布基準

炊出しその他のによる食品給与の配布基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品目	基 準
米 穀 等	被災者（炊出し）：1食当たり精米換算200g以内
	応急供給：1人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者：1食当たり精米換算300g以内
乾 パ ン	1食当たり：1包（115g入り）
	食 パ ン：1食当たり：185g以内
	調 整 粉 乳：乳幼児1日当たり：200g以内

② 炊出しの実施

A) 炊出し責任者	市職員等責任者を置き、原材料の調達管理、衛生管理に当たる。
イ) 炊出しの場所及び輸送	炊出しは給食施設等を利用し、もしくは仮設の給食施設を設置し実施する。ただし、避難所又は近くに適当な場所がないときは、車両等で運搬する。
ウ) 協力団体	炊出しの実施は、ボランティア団体等による協力を得て行う。不足する場合は、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼する。
エ) 炊出し物資の確保	応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、市内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町村又は県に確保、輸送あるいはあっせんを要請する。

3 食糧の輸送

- (1) 調達した食糧の集積地までの輸送及び市域内の移動は市が行う。
- (2) 集積地には、管理責任者を定め、同時に調達した食糧の集配拠点とする。
- (3) あらかじめ選定した集積地点への輸送が難しい場合、県と協議の上、適切な場所を定め卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引きとる。

第22節 飲料水等の供給

1 被災者に対する給水

(1) 給水体制等

(1) 実施責任者	飲料水供給の直接の実施は市が行う。
(2) 情報の収集	次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ① 被災者や避難所の状況 ② 医療機関、社会福祉施設等の状況 ③ 通水状況 ④ 飲料水の汚染状況
(3) 給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
(4) 給水活動	① 給水の方法は、給水車で輸送する「運搬給水」を原則とする。 ② 水質検査により安全性を確認し、供給可能な水源のうちどちらかを選ぶ。(矢田水源、宮内水源、今津水源、川平水源、原代水源)
(5) 広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。
(6) 医療機関等の対応	医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、的確な対応を図る。
(7) 要員の確保	応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を図る。
(8) 給水基準	最低給水量は、1人1日20Lを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する(被災直後は、生命維持のための量(1人1日3L)とするなど。)
(9) 応援要請	最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水の実施が困難な場合には、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(2) 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり実施する。

① 対象者	災害のために現に飲料水を得ことができない者
② 支出できる費用	ア) 水の購入費 イ) 净水用の薬品及び資材費 ウ) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
③ 飲料水供給の期間	災害発生の日から7日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、県を通じて内閣総理大臣の承認を得て延長する。

2 給水の方法

給水方法	内 容
水源地・浄水場等での拠点給水	容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等に仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	① 医療機関、社会福祉施設及び救護所等は、他に優先して給水車で行う。
仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	① 使用可能な消火栓等に仮設給水栓を接続し応急給水を行う。 ② 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
安来市災害対応型自販機、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。また、災害対応型自販機の無料開放を行う。

第23節 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の確保

- (1) 被災者への生活必需品の給（貸）与の必要がある場合は、次の情報を収集し、必要品目及び必要量の判断をする。
 - ① 被災者や避難所の状況
 - ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 市の備蓄・調達体制のもと、備蓄物資放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- (3) 市で対応が困難な場合、近隣市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

2 生活必需品等の給与

(1) 配布基準及び方法等

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則による。被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

(2) 給与の方法

被災者の実態、人員を確実に把握し、台帳を作成し、次により給（貸）与を実施する。

① 被害状況の調査	<p>市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 被災者や避難所の状況 イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況
② 物資の確保	<p>生活必需品等は、市内及び近隣市町村の業者より調達する。</p> <p>状況により、市のみでは対応が困難な場合には、近隣市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。</p>
③ 給与の実施	<p>ア) 給与の実施にあたっては、迅速・円滑に給与が行えるように、給与台帳を作成する。</p> <p>なお、災害救助法が適用される場合は、被害状況報告書を作成し、県へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">→ 被害状況報告書は資料編を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 台帳に基づき物資給与券を発行するが、困難なときは口頭をもって伝達する。 ウ) 避難所における寝具は、原則として一時貸与の方法をとり、避難所の責任者が管理した後において、実状により給与の方法をとる。 エ) 自力で生活必需品等を受けとることが困難な要援護者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。 オ) 激甚災害等のため、市だけでは実施困難な場合には、県、近隣市町村及び関係機関へ応援を要請する。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 調達した物資の集積地までの輸送及び市域内の移動は市が行う。
- (2) 集積地には、管理責任者を定め、同時に調達した物資の集配拠点とする。
- (3) あらかじめ選定した集積地点への輸送が難しい場合、県と協議の上、適切な場所を定め卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引きとる。

第24節 廃棄物等の処理

1 情報収集

災害が発生した際の初動期は、人命救助を優先しつつ、被災状況、収集運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報など災害廃棄物に関する情報について収集する。

2 災害廃棄物発生量の推計

環境省が示す災害発生量の発生原単位及び推計式を用いて発生量の推計を行う。

3 仮置場の設置

道路や家の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物は、瞬間に膨大な量が発生する可能性がある。そのため、災害廃棄物を一時的に分別、保管、処理するための仮置場の設置を検討する。

4 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、可能な限り分別を進めることにより、廃棄物の処理・処分量の減少、最終処分量の削減、処理期間短縮などが期待できるため、処理の基本方針、地域事情を加味して、処理フローや再資源化、処分の手順を検討する。

5 収集運搬体制の確保

災害発生後は、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、関係団体に支援を要請する。

6 し尿処理

災害時には、通常のし尿処理に加え、避難所などに設置される仮設トイレ等などのし尿処理が必要になるため、仮設トイレ数や避難者数などからし尿の発生量を推計し、収集及び処理体制を確保する。収集及び処理体制の確保が難しい場合は、県へ支援要請を行う。

7 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、環境省が策定する処理指針や市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

第25節 防疫・保健、環境衛生対策

第1 防疫活動

1 防疫活動組織

県・保健所等の指導を得て市が実施する。担当は環境衛生班が当たる。なお、災害の状況により、防疫班を編成する。

2 防疫活動

防疫班は、県の協力を得て次の要領により活動を実施する。

(1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を実施する。
(2) 避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。
(3) 井戸の消毒を実施する。
(4) 状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
(5) 床上浸水地域に対しては、被災直後に消毒剤を配布して衛生上の指導を行う。
(6) 災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは指定医療機関へ搬送する。

3 避難所の防疫措置

(1) 避難所の管理	避難所を開設したときは、防疫に万全を期する。
(2) 健康調査	避難者の発病を防ぐため、必要に応じ健康調査を実施する。
(3) 消毒剤の配置 及び衛生指導	避難場所及び被災地では消毒、手洗の励行などについて指導する。

第2 精神保健活動

災害発生後、精神的に不安な状態にある市民に対して、相談窓口の開設や県健康福祉部（精神保健活動班）等との連携を図りながら、精神的ケアの対応に努める。

第3 食品衛生監視

炊出し等が行われる場合、行政管理を十分留意するとともに、県が行う食品衛生指導が円滑に行われるよう、施設の被害状況を把握し、松江市・島根県共同設置松江保健所及び関係団体との連携強化に努める。

第4 環境衛生対策

県健康福祉部（環境衛生指導班）の監視指導の下に環境衛生上の危害の発生防止を図る。

第5 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第26節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体の搜索は、警察署、消防団、ボランティア団体等の協力を得て、搜索に必要な車両・舟艇その他の機械器具を借上げ、市が実施する。

(2) 応援要請

搜索の実施が困難であり、他市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村にあると予想される場合は、県、近隣市町村に応援を要請する。

2 遺体の処理

(1) 実施者及び方法

遺体の収容処理は、必要に応じ医師等の協力を求めて、市が実施する。

(2) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案（医学的検査）を終えた遺体は、知事に報告の上、遺体収容所に輸送する。

(3) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

① 遺体収容所の設置	ア) 市は、被害現場付近の寺院、公共建物等に遺体収容所を開設する。 イ) 既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。 ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定める。
② 遺体の一時保存	身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬・火葬ができる場合は、特定の場所に集めて埋葬・火葬の処理まで安置する。

3 遺体の埋・火葬

災害の際死亡したもので、身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市が応急的に行う。

(1) 火葬	① 火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。 ② 市で実施が困難な場合は、県に広域的な火葬を要請する。 ③ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂等に一時保管し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。
(2) 仮埋葬	① 収容した遺体が多数のため火葬に付すことができない場合、寺院その他の適当な場所に仮埋葬する。 ② 仮埋葬した遺体は、適当な時期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第27節 住宅確保及び応急復旧

第1 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定	入居者の選定は、市長が行う。 「対象者」 ① 家屋が全壊・全焼又は大破・半焼して生活できない状態の者 ② 居住する仮住家がなく、また借家等の借上げもできない者 ③ 自己の資力で住宅を確保することができない者
(2) 必要住宅戸数の把握	市は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。
(3) 応急住宅提供の方針	公的住宅の空家から提供し、不足する場合、応急仮設住宅を建設・提供する。
(4) 応急仮設住宅建設の実施主体	① 応急仮設住宅の建設は市が実施する。 ② 災害救助法が適用された時は、市の要請により県が建設・提供する。 この場合、仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。
(5) 建設用地の選定	市は、敷地の選定に当たって、集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して選定する。 なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。
(6) 仮設住宅の構造・規模	① 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とする。 ② 規模は入居世帯の人数に応じて定める。 ③ 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 提供可能戸数の把握	市の公的住宅の空家で提供可能な住宅戸数を把握する。
(2) 必要住宅戸数等の把握	住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。
(3) 県への援助要請	市の提供可能住宅では必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。
(4) 入居者の決定	入居者の決定は市が行う。 なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設着工期限及び貸与期間	災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
(2) 建設資材の調達	必要な建築資材は、関係業者が確保するが、資材が不足する場合は、県に対し資材のあっせんを要請する。
(3) 仮設住宅の管理	仮設住宅の管理は、市長が知事から委託を受けて管理する。

4 応急仮設住宅の建設にかかる市の対応

(1) 建設場所	建設予定場所は、原則として県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。
----------	--

(2) 建設着工期間及び貸与期間	災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
(3) 仮設住宅の規模	入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。
(4) 災害救助法の適用の場合	① 仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県へ要請する。 ② 建設用地の選定は、県と協議の上決定する。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第2 被災住宅の応急修理

1 方針

(1) 市は、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。
(2) 県は、市町村から被災住宅の応急復旧相談に対応する相談員の派遣要請があった場合、市が設置する相談窓口にこの相談員を派遣するとともに、円滑な応急復旧の実施に向けた支援を行う。
(3) 災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。
(4) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公社、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合を対象とする。
(5) 住宅の応急修理は市が実施する。

2 実施内容

(1) 対象者	① 災害により住宅が半壊（焼）・半流失し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯 ② 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
(2) 修理家屋の選定	市は、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高いものから順次選定する。
(3) 応急修理	応急修理箇所は居室、炊事場、便所等のような生活に欠くことできない部分とする。その他、緊急を要する応急修理（例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等）を行うが、畳の入替え、基礎工事等は含まない。
(4) 修理資材の調達	応急仮設住宅の建設の場合に準ずる

第3 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法に規定する「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

市は、災害救助法に則って行うが、除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、

県に近隣市町村からの派遣等の要請を行う。

第28節 文教対策

避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第1 児童・生徒等の安全確保

(1) 最優先課題	学校等は、児童・生徒等の安全確保を最優先し、中でも災害時に弱者となることが予想される幼児や小学校低学年児童、特別支援学級の児童などに特段に配慮する。
(2) 災害時の対応	災害時には、まず児童・生徒等の安全を確認し、授業時間以外にあっては教職員は速やかに児童・生徒等のもとへ駆けつけて掌握に努める。
(3) 保護者への引き渡し	安全を確保した後は保護者等へ連絡し、速やかに引き渡す。その際、児童・生徒等が自分で勝手に下校したり、保護者が学校側の確認がないまま子どもを連れ帰ったりすること等がないよう、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。なお、留守家庭や諸般の事情で引き渡すことが困難な場合、一時的に学校で保護する。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第2 応急教育の実施

1 災害時の対応

市は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を推進する。特に情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連絡体制の確保に努める。

- (1) 授業開始後災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し臨時休校措置をとる。帰宅させる場合は注意事項を徹底させ、低学年児童には、教職員が地区別に付き添うなどの措置をとる。
- (2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちに確実な方法で、保護者等に通知する。

2 災害復旧時の対応

市は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。市教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなど、情報収集伝達に万全を期する。

(1)学校施設の確保	避難場所として提供したこと等により、長期間学校が使用不能な場合、他の学校や公共施設を確保し、授業再開を期する。 校舎の大部分が使用できない場合は、公共施設等を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。施設がないときは応急仮校舎の対策を講ずる。
(2)児童・生徒等の健康管理	被災学校の児童・生徒等、教職員への健康相談活動、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の問題に配慮し、臨床心理士などの支援を得て対応する。
(3)教育職員の確保	教育職員の被災状況を把握するとともに県及び県教育委員会と連絡を取り、教育職員の確保に努める。

第3 学用品の調達及び支給

1 基本事項

(1) 給与対象者	① 災害により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童等を含む。）。 ② 市において、り災者として確認された児童・生徒等であること。
(2) 給与の時期	災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については原則15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材	① 市教育委員会は、学校別、学年別、使用教科書ごとに数量を速やかに調査し、県へ報告する。 ② 教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき一括調達し、配給する。 ③ 学用品の給付は市教育委員会が行うが、調達が困難なときは、県が調達を行う。
(2) 文房具、通学用品	給付の対象となる児童・生徒等を調査把握し、市教育委員会が、各学校長を通じて現物をもって行う。

第4 就学支援措置

公立学校においては、保護者の申請によりその被害の程度に応じて費用の支払いの延期、減額免除などの必要な措置を講じる。

第5 文化財の保護

文化財が被災した場合には、市教育委員会は所有者と協力し必要な処置を講ずる。

第29節 農林水産業関係被害の拡大防止

第1 農産物、家畜対策

1 農作物対策

(1) 被害状況の把握	市は、JA等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、島根県東部農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。
(2) 水稲改植用苗の確保	水害により水稻の改植を必要とする場合は、市は水稻改植用苗の補給等について県に要請する。
(3) 病害虫防除対策	市は県の指示により防除班等を組織して防除の実施にあたる。防除機器を把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機器の使用ができるよう努める。
(4) 凍霜害防除	霜に関する注意報が発せられたとき、市及びJAは農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。なお、平年の警戒期間は、3月10日頃から5月中旬である。

2 家畜対策

市は、災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を東部農林水産振興センターに報告するとともに、関係機関と一体となって次の措置を講じる。

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延防止	県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却または焼却の指導を行う。
(2) 家畜の診療	家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能または不適当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織の診療の実施を要請する。
(3) 家畜の防疫	① 畜舎の消毒等の実施 ② 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施 ③ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獸の処理
(4) 家畜の避難	家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。その場合は協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。
(5) 飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、飼料販売業者に対し、必要数量の確保及び供給について要請を行う。

第2 森林・林業関係対策

市は、巡視により造林地や林道施設等の被害状況を把握し、危険な場所の表示、応急処置をする。

第3 水産関係対策

市は、水産事務所、漁業協同組合と相互に連携し、漁業施設等の被害状況を把握し、必要に応じて他漁港への移送・移入等の調整を行う。

第3章 風水害等復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

1 災害復旧事業計画の作成

(1) 事業計画の作成方針の検討

- ① 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題も踏まえた計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- ② 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の視点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を推進するものとする。

(2) 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じて国、県他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 災害復旧事業の実施

(1) 公共施設の復旧等

① 基本方針	被災した公共施設の災害復旧を行うため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。
② 実施計画	<p>ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等を活用して、復旧事業を行う。</p> <p>イ) 原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から改良復旧を行う。</p> <p>ウ) 二次災害防止の観点から、可能な限り災害防止対策を行う。</p> <p>エ) ライフライン交通輸送施設等の関係機関は、復旧に当たり地区別の復旧予定期限を明示する。</p> <p>オ) 関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。</p> <p>カ) 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。</p> <p>キ) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>ク) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>

(2) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

① 公共土木施設災害復旧事業計画	ア) 河川 イ) 砂防設備 ウ) 林地荒廃防止施設 エ) 地すべり防止施設 オ) 急傾斜地崩壊防止施設 カ) 道路 キ) 港湾
② 農林水産業施設災害復旧事業計画	
③ 上、下水道災害復旧事業計画	
④ 社会福祉施設災害復旧事業計画	
⑤ 公立学校施設災害復旧事業計画	
⑥ 公営住宅災害復旧事業計画	
⑦ その他の災害復旧事業計画	

3 災害復興計画の作成

(1) 復興計画の作成	大規模災害により地域が壊滅状態となり、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の再建には、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。
(2) 防災まちづくり	<p>① 県及び市は再度災害防止と快適な都市環境を目指し、安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すことし、市民の理解を求める。</p> <p>② 県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>③ 県及び市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</p> <p>④ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p>

第2節 生活再建等支援対策の実施

1 被災者の生活相談

被災者や事業者の自立復興を支援するため、当面の生活のための支援として、生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

2 雇用機会の確保

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等については、公共職業安定所と連絡協力して対応を図る。

3 義援金品の受入れと配分

寄託された義援金品を被災者に配分するため、市は、受付、保管、輸送等について県、日本赤十字社島根県支部と協力し、活動を実施する。

(1) 義援金品の受付	市は義援金品の受付に関する計画を樹立する。
(2) 配分及び輸送	県、日赤から送付された義援金品を災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、被災者に配分する。
(3) 保管場所	市は被災者に配分するまでの間、一時的に保管する。

4 生活資金の及び事業資金の融資

(1) 被災者個人への融資

① 生活福祉資金	ア) 県社会福祉協議会生活福祉資金貸付け制度により災害援護資金及び住宅資金の貸付けを行う。 イ) 市は、被災者への広報活動及び相談・指導等を行う。
② 住宅復興資金	ア) 独立行政法人住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補償資金の貸付けを行う。 イ) 市は、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を実施する。県は融資の適用に関する相談や機構から受託した工事審査の業務を行なう。

(2) 被災中小企業への融資

① 県商工労働部と連携し、被災した中小企業の再建を促進する融資等について所要の指導及び広報を行う。
② 市は、歳計現金の運用による緊急金融措置をとる。

(3) 被災農林水産業関係者への融資等

① 被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進するため、天災融資法、日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。
② 市は、県農林水産部と連携し、問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

5 郵便・電話等の支援措置

(1) 郵便関係	① 小包郵便物及び現金書留の料金の免除 ② 郵便ハガキ等の無償交付 ③ 利用の制限及び業務の一部停止
(2) 電報電話の料金免除等	被災地の郵便局で利用する被災者の災害関係電報電話の料金の免除
(3) 為替貯金業務関係	① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し ② 郵便貯金の非常貸付け ③ 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 ④ 国債元利金の非常払い
(4) 簡易保険業務関係	① 保険料払込猶予期間の延伸 ② 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い ③ 保険金、賠償倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い ④ 解約還付金の非常即時払い ⑤ 保険貸付金の非常即時払い
(5) 災害寄付金の料金免除	通常払込、通常振替の料金の免除

6 租税の減免措置等

市条例の規定に基づき、市税の減免又はこれに準ずる措置を実施する。

7 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

以下の弔慰金の支給等に関し、安来市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき市が実施する。

災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に支給する。
災害障害見舞金	災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に支給する。
災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付ける。

8 災害見舞金の支給

安来市災害見舞金支給条例の規定に基づき、災害により全半壊の被害を受けた世帯の世帯主に支給する。

9 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号 以下「法」という。)に基づいて全国の都道府県が拠出した基金を活用して、被災世帯に支援金を支給し、国が費用を助成することにより被災者を支援する。県は、支援金を支給するための措置を定め、自立した生活の開始を支援する。市は、被災者からの申請書の取りまとめなど、必要な事務を行う。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(1) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1

を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(2) 市単被災者生活再建支援制度に基づく支援

市は、法による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、その生活の再建を支援するため、安来市被災者生活再建支援金を支給する。

➔ 被災者生活再建支援法に基づく支援の詳細については、資料編を参照

10 罹災証明書の交付

市は被災者から、住家の被災状況について罹災証明書の交付の申請があった場合は、速やかに罹災証明を交付する。

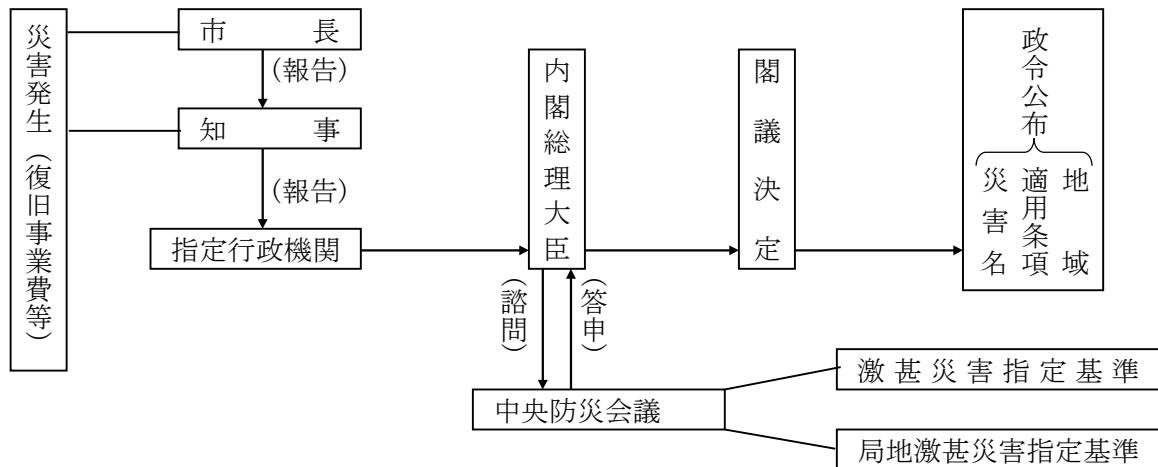
11 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するため、被災者台帳を作成し、活用するよう努める。

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害指定手続き

市は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃までに手続きを行う。

2 激甚災害指定基準

→ 激甚災害指定基準は資料編を参照

3 局地激甚災害指定基準

→ 局地激甚災害指定基準は資料編を参照

4 特別財政援助等の申請手続き等

市は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

5 激甚法に定める事業及び関係部局

→ 激甚法に定める事業及び県関係部局は資料編を参照

第三部 事故災害対策編

第 1 章 流出油事故対策計画.....	140
第 1 節 災害予防.....	140
第1 油防除実施体制の充実・強化.....	140
第2 被害回復対策等の充実強化.....	140
第3 防災訓練及び防災知識普及・啓発.....	141
第 2 節 災害応急対策.....	142
第1 災害応急活動体制の確立.....	142
第2 災害情報の収集・伝達.....	142
第3 流出油に対する応急対策.....	143
第4 災害広報の実施.....	143
第 3 節 災害復旧.....	144
第 2 章 水難等事故対策計画.....	145
第 1 節 災害予防.....	145
第1 水難等防止の推進.....	145
第2 災害情報の収集・連絡体制の整備.....	145
第3 災害応急活動体制の整備.....	145
第4 資機材の整備.....	145
第5 防災訓練.....	145
第 2 節 災害応急対策.....	146
第1 災害情報の収集・伝達.....	146
第2 災害応急活動体制の確立.....	146
第3 水難救助等及び消火活動.....	146
第4 災害広報の実施.....	147
第 3 章 航空災害対策計画.....	148
第 1 節 災害予防.....	148
第1 災害情報の収集・連絡体制の整備.....	148
第2 災害応急活動体制の整備.....	148
第3 資機材の整備.....	148
第4 防災訓練.....	148
第 2 節 災害応急対策.....	149
第1 災害情報の収集・伝達.....	149
第2 災害応急活動体制の確立.....	149
第3 救助・救急、医療救護、捜索および消火活動.....	150
第4 交通の確保.....	150
第5 災害広報等.....	150
第 4 章 道路災害対策計画.....	151
第 1 節 災害予防.....	151
第1 道路の安全確保.....	151
第2 防災知識の普及・啓発及び防災訓練.....	152
第 2 節 災害応急対策.....	153
第1 災害情報の収集・伝達.....	153
第2 災害応急活動体制の確立.....	153

第3 救助・救急、医療救護及び消火活動	153
第4 交通の確保・緊急輸送活動	154
第5 危険物等流出に対する応急対策	154
第6 災害広報の実施	154
第3 節 災害復旧	154
第5 章 危険物等災害対策計画	155
第1 節 災害予防	155
第1 危険物等関係施設の安全性の確保	155
第2 災害情報の収集・伝達体制の整備	155
第3 災害応急活動体制の整備	155
第4 防災資機材の整備	155
第5 防災知識の普及・啓発	156
第2 節 災害応急対策	157
第1 災害情報の収集・伝達	157
第2 災害応急活動体制の確立	157
第3 危険物等の漏洩・拡大防止活動	157
第4 救助・救急及び医療救護	157
第5 災害広報の実施	157
第6 章 大規模火災対策計画	158
第1 節 災害予防	158
第1 大規模火災に強いまちづくり	158
第2 災害応急・復旧体制の整備	158
第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	159
第2 節 災害応急対策	160
第1 災害情報の収集・伝達	160
第2 災害応急活動体制の確立	160
第3 救助・救急及び医療救護活動	160
第4 消火活動	160
第5 交通の確保・緊急輸送活動	160
第6 避難収容活動	160
第7 災害広報の実施	161
第3 節 災害復旧・復興	161
第7 章 雪害対策計画	162
第1 節 災害予防	162
第1 雪害に強いまちづくり	162
第2 災害応急・復旧体制の整備	163
第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	164
第2 節 災害応急対策	165
第1 災害発生直前の対策	165
第2 災害情報の収集・伝達	165
第3 災害応急活動体制の確立	165
第4 除雪の実施活動	165
第5 救助・救急及び医療救護活動	166
第6 交通の確保・緊急輸送活動	166
第7 避難収容活動	166
第8 災害広報の実施	167

第 3 節 災害復旧.....	168
第 8 章 津波災害対策計画.....	169
第 1 節 災害予防.....	169
第1 津波浸水被害予測および対応.....	169
第2 津波に強いまちづくり.....	169
第3 情報伝達体制の整備.....	170
第4 避難予防対策.....	170
第5 津波対策の教育・啓発.....	171
第 2 節 災害応急対策.....	172
第1 災害応急活動体制.....	172
第2 災害情報の収集・伝達.....	172
第3 避難情報の発令と伝達.....	173
第4 災害広報の実施.....	174

第1章 流出油事故対策計画

第1節 災害予防

第1 油防除実施体制の充実・強化

流出油事故が発生した場合、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、国、県、市をはじめ、港湾・河川・道路管理者、漁業関係者、関係団体、会社等その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築し、防除体制の確立を図る。

1 覚知及び初期評価体制の充実強化

市は、県や第八管区境海上保安部等各関係機関が行う覚知及び初期評価活動に協力する。

2 油防除（除去）体制の充実強化

(1) 参集及び動員の体制	流出油事故発生時の非常参集体制等については、風水害動員配備体制に準じる。(特別体制とする)
(2) 防災関係機関相互の連携体制の整備	県及び防災関係機関と連携し、役割分担、要請手続き、要請内容等を協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようする。
(3) 防除資機材の整備	県をはじめ第八管区境海上保安部、国土交通省中国地方整備局、山陰沖排出油防除協議会及び漁業協同組合等と調整の上、流出油事故発生時に確保するよう資機材の備蓄を推進する。
(4) 市民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策	市は県と連携を図り、油の除去に当たって、市民、ボランティア等防除作業実施者が健康・安全に活動できるよう、作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討する。

防除資機材の種類

防除資機材の種類	具体例
油の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等
油の分解を促すための資機材	油処理剤
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等
回収した油を一時貯留するための資機材	ドラム缶等
漂着した油の清掃のための資機材	高圧温水清浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着剤、油ゲル化剤等

第2 被害回復対策等の充実強化

流出事故が発生した場合、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等を実施するため、早期の段階から体制を確立し、対策を実施するよう関係機関間で協議し、合意形成を図る。

1 環境対策の充実強化

市は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加を検討し、人材の育成に努める。また、県及び獣医師会などの関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

2 補償対策の充実強化

市は、県の指導に基づき、関係機関及び地域住民に油濁損害に対する補償制度の対応を図る。

第3 防災訓練及び防災知識普及・啓発

1 油防除（除去）に係る訓練の実施

油防除（除去）活動は多数の機関が関係するため、機関相互の連携が的確になされるよう、総合的な防災訓練（図上訓練を含む）を実施する必要がある。そのため、市も訓練に参加し、その後の体制の改善を図る。

2 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、市職員・防災関係職員も防除作業に関わるため、海上災害防止センター等が実施する各種研修への職員の参加等、人材の育成に努める。

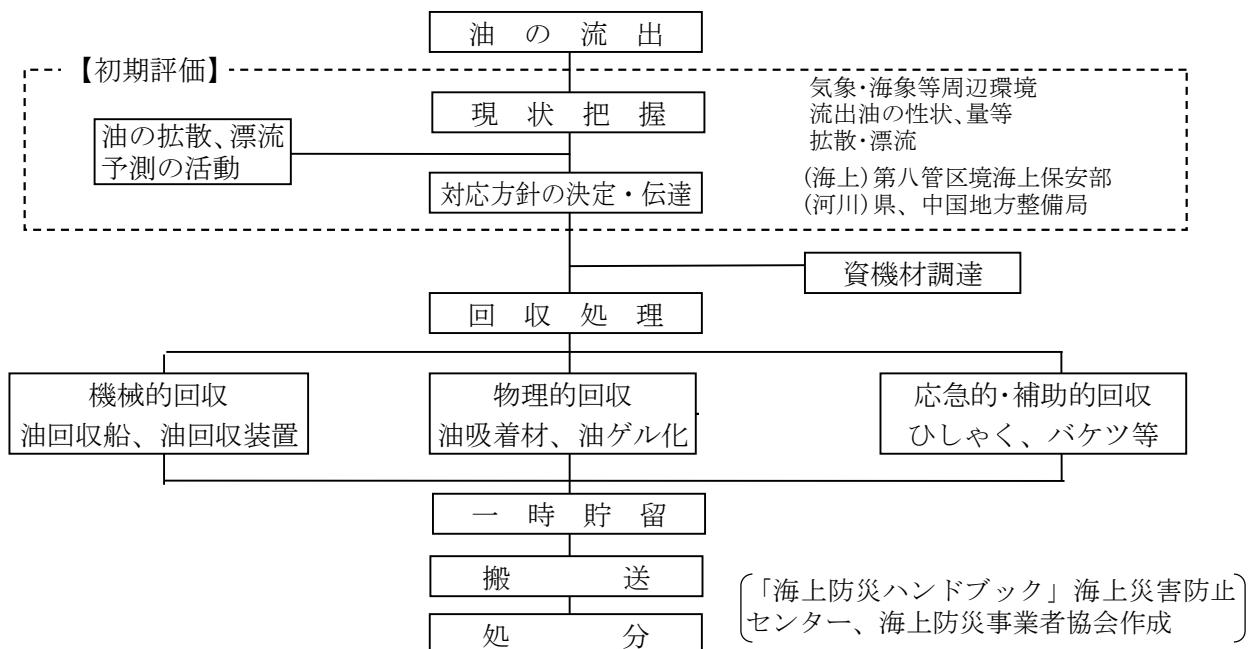
第2節 災害応急対策

第1 災害応急活動体制の確立

流出油事故が発生した場合、湖岸や河川敷等広域にわたり、市民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。市は県及び第八管区境海上保安部等と連携し、情報の収集・連絡に努めるとともに、必要な活動体制の確立を図る。

なお、主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れを以下に図示する。

流出油回収の基本的な流れ



1 流出油事故対策本部

(1) 設置の基準	被害が発生するおそれがあり警戒体制をとる必要が生じた場合、被害が発生した場合に、流出油事故対策本部を設置する。
(2) 廃止の基準	流出油事故対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第2 災害情報の収集・伝達

情報の収集伝達に当たっては、県総合防災情報システムを使用するが、使用できない場合は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段（電話又はファックス等）を使用する。

第3 流出油に対する応急対策

1 流出油の防除

	海洋における流出油事故の場合	河川における流出油事故の場合
連絡会議	・島根県防災部（防災危機管理課）及び境海上保安部等関係機関	・国土交通省中国地方整備局主管「水質汚濁防止連絡会議」 ・島根県水質汚濁防止連絡協議会
防除活動	流出の原因者による油の防除・回収を原則としつつ、汚染被害の拡大を防ぐため、港湾管理者である安来市を始め、漁業協同組合及び関係機関が連携し、原因者への強力な指導を行いつつ、概ね次に掲げる活動を実施する。 • 沿岸の監視 • 沿岸での除去活動の実施 • 回収油の一時集積場所への貯留 • 除去活動情報の収集及び県への伝達 なお、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官から市長に防除要請があった場合には、市は必要な支援体制を整え、県と連携を図りながら油防除を実施する。	
医療救護活動	市は、県及び県医師会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者の発生状況について情報収集を行うとともに、除去作業者の安全・健康の保持を図る。	• 河川区域の監視 • 河川区域での除去活動の実施 • 回収油の一時集積場所への貯留 • 除去活動情報の収集及び県への伝達 • 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

2 回収油の運搬・処理

(1) 回収油の位置づけ	一時保管場所等に集積された廃油等については、産業廃棄物として取り扱われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。
(2) 漂着油の回収方法等	漂着した油の回収方法については、回収油の性状によって処理の方法が異なるため、専門家による指導・助言を得る。
(3) 回収油の保管方法	ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに市民の生活環境保全上の観点から選定する。
(4) 再生利用の検討	回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再利用に努める。

3 環境対策

(1) 環境対策の実施	県環境対策検討委員会による対策方針に基づき、県及び防災関係機関と連携して環境復旧対策、野生生物救護対策等の環境対策を実施する。
(2) 健康調査の実施	油の揮発性成分による健康への影響が考えられ、市民、ボランティア等の防除活動従事者に対して県が行う健康調査に協力する。

4 風評対策

県流出油風評対策連絡会議の対策方針に基づき、関係機関と協力し風評対策活動を実施する。

5 補償対策

(1) 関係機関の対応	市、関係機関は、県、補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等証拠書類を整備し補償請求を行う。必要な場合、県、海事鑑定人等に説明会の開催を求める。
(2) 関係機関の連携	市、県、関係機関は、補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。必要な場合、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の会議出席を求める。

第4 災害広報の実施

→ 第II部第2章第13節「災害広報」を参照

第3節 災害復旧

1 被害回復活動の推進体制の確立

県及び市は、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者、市民等の復旧支援

県及び市は、流出油により被害を受けた事業者、市民等の回復を支援するため、相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3 被災公共施設等の復旧

市は、国及び県と連携し、被災した港湾施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4 事後の監視等の実施

県及び市は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、適切な措置を講じる。

第2章 水難等事故対策計画

第1節 災害予防

第1 水難等防止の推進

水難等を防止するため、各関係機関と連携し、水難防止思想の普及・高揚並びに知識・技能の習得及び向上を図る。

第2 災害情報の収集・連絡体制の整備

水難の発生により、多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合、災害情報を収集・伝達・処理するため県総合防災情報システム等の使用方法等について習熟を図る。

第3 災害応急活動体制の整備

市は、県（各部、警察本部）、海上運送事業者及び第八管区境海上保安部をはじめとする防災関係機関との相互連携体制の整備を図る。

(1) 収集及び動員の体制	大規模な水難事故に備え、的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。（特別体制とする）
(2) 応急マニュアルの整備	市及び消防機関は、応急活動のためのマニュアルの作成に努めるとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4 資機材の整備

捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、有効な防災装備、資機材等の整備を推進する。また、災害時に必要な資機材等の調達を図るため、調達先の確認等の措置を講ずる。

第5 防災訓練

1 総合防災訓練

市は、県、消防機関、県警察本部及び第八管区境海上保安部等関係機関と協力・連携体制の確立を図り、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など、総合的な防災訓練に参加する。

2 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなど、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

水難事故の発生に際し、関係機関は事前に定められた情報収集・伝達体系の確立要領に従い、県総合防災システム等を運用し、災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間における通信・情報連絡を行う。

第2 災害応急活動体制の確立

大規模な水難事故が発生した場合、市は、県、第八管区境海上保安部及び水難救済会等の防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、組織、動員その他災害応急体制を速やかに確立する。

1 水難等事故対策本部

(1)設置の基準	船舶が行方不明となるなど水難等事故が発生し、又は多数の人的被害が発生した場合に、水難等事故対策本部を設置する。
(2)廃止の基準	水難等事故対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第3 水難救助等及び消火活動

水難等事故が発生したときは、船舶や航空機などの手段が活用できるように、県や第八管区海上保安本部等の防災関係機関と連携して捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

1 海難救助

(1) 水難救護

遭難船舶の救助は、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき、概ね次のとおり実施する。

(1) 実施責任者	市は、水難救護法第3条に基づき、行政区域のその地先における遭難船舶の救護を行う。
(2) 発見者の措置	遭難船舶を発見した者は、水難救護法第2条に基づき、市長、消防長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は市長に通報する。
(3) 市の措置	遭難船舶を認知した場合、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。
(4) 応援	市は、水難救護を行うとともに、必要に応じて応援協力を要請する。 ア) 警察署 イ) 海上保安官署 ウ) 社団法人水難救済会救難所 エ) 近隣市町村 オ) 海上輸送関係機関 カ) 県

⑤ その他	その他水難救護に必要な事項は、水難救護法の定めるところによる。なお、遭難船舶の救護は、人命保護のため、又は船長に悪意があると認められた場合を除いては、船長の意志に反して行うことはできない。(水難救護法第5条)。
-------	---

(2) 医療救護

→ 第II部第2章第19節「医療救護」を参照

2 消火活動

(1) 船舶火災の協力措置

「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき次に掲げる船舶の消火活動については消防機関が実施し、その他の船舶については、海上保安部が実施する。なお、この消火活動にあたっては、海上保安部、消防機関は相互に協力する。

- | |
|------------------------------|
| ① 埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 |
| ② 河川、湖沼における船舶 |

(2) 連絡調整

消火活動を効果的に行うため、海上保安部と消防機関は概ね次の事項の連絡調整を行う。

- | |
|--|
| ① 必要機材の保有状況等あらかじめ掌握しておくことが必要な資料及び情報の交換 |
| ② 消火活動要領及び連絡周知系統の作成 |
| ③ 必要機材の集中使用の計画実施 |
| ④ 必要機材の整備の促進 |

3 自衛隊の災害派遣要請

→ 第II部第2章第7節「自衛隊の災害派遣要請」を参照

第4 災害広報の実施

→ 第II部第2章第13節「災害広報」を参照

第3章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合、災害情報を収集・伝達・処理するため県総合防災システム等の使用方法等について習熟を図る。

第2 災害応急活動体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

1 広域応援協力体制の整備

(1) 共通	米子空港管理事務所、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等関係機関は、応急活動および復旧活動に關し、平常より連携を強化しておく。また、県及び市は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。
(2) 消防本部	消防本部は、緊急消防援助隊等により人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3 資機材の整備

航空機事故は、多くの傷病者を生ずるのが通例であり、レスポンスタイムを短くするため、救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。また、必要な資機材等を調達するため、調達先の確認等の措置を講ずる。

第4 防災訓練

1 総合防災訓練

市は、県、米子空港管理事務所、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等各機関と協力・連携体制の確立を図り、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練等、総合的な防災訓練に参加する。

2 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなど、成果および問題点を点検・評価し、この検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

航空災害の発生に際し、関係機関は事前に定められた情報収集・伝達体系の確立要領に従い、県総合防災情報システム等を運用し、災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間ににおける通信・情報連絡を行う。

1 被災地の情報収集支援

被害が甚大であるほど、被災地からの情報収集は困難となるため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市から人員を派遣し、情報収集を行う。

2 情報管理（通信連絡）体制の確立

市は県総合防災システムを基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話、その他の各種通信手段を組み合わせて、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

3 情報等の収集・伝達

市をはじめ防災関係機関は、被害状況等を的確に把握し、関係機関に伝達する。

第2 災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、市、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止および被災者の救援救護を図るため、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1 航空災害対策本部

(1) 設置の基準	航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合に、航空災害対策本部を設置する。
(2) 廃止の基準	航空災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第3 救助・救急、医療救護、搜索および消火活動

1 救助・救急、医療救護活動

(1) 救助・救急、医療体制の確立	① 救難活動は、管轄する各消防本部が一時的に当たる。 ② 医療救護活動は、県が、各機関等の医療救護班の派遣を要請する。
(2) 救護所の設置	救護所は、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置および救急搬送に便利な位置に設置する。
(3) 負傷者の対処	① トリアージ・タグを活用し、救護活動を実施する。 ② 災害拠点病院を中心に収容し、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。 ③ 入院治療や高度医療を要する負傷者の後方搬送は、交通・道路・ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。 ④ 搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求める。

2 搜索

消防本部は県警察本部等と協力し、墜落現場が不明の場合などに搜索活動を実施する。

3 消火活動

(1) 市の消火活動体制	航空機火災の消火活動に当たっては、乗客、乗員および付近住民の人命救助に主眼を置き、住宅等の延焼防止を図る。 市は、現有の消防力の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、消防活動を実施する。
(2) 消防団の活動	消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮にあたる。

第4 交通の確保

→ 第II部第2章第17節「交通確保・規制」を参照

第5 災害広報等

→ 第II部第2章第13節「災害広報」を参照

第4章 道路災害対策計画

第1節 災害予防

第1 道路の安全確保

1 道路交通情報の充実

県総合防災情報システムの気象情報等を道路災害対策に活用できるよう習熟に努めるとともに、交通規制状況、道路災害情報を提供する交通情報板や路側通信機器の整備に努める。

2 道路施設等の整備

(1) 監視・点検体制の整備	道路パトロール体制、応急復旧体制、道路管理連絡員制度などの整備を進める。
(2) 災害防除事業の実施	各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から必要な施設の整備等を進める。

3 災害応急・復旧体制の整備

(1) 関係機関の相互連携	速やかな応急体制を実施するため、県、消防機関、警察署等と連携を図り、夜間、休日にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。
(2) 通信体制の整備	① 既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。 ② 国土交通省マイクロ回線等の相互利用による連絡ルートの複数化の検討を行う。 ③ トンネル内の非常通報設備の整備を推進する。

4 組織体制の整備

(1) 参集及び動員の体制

① 参集及び動員の体制	大規模な道路災害に備え、的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。(特別体制とする。)
② 応急マニュアルの整備	市は、応急活動マニュアルの作成を検討する。

(2) 防災関係機関の相互連携体制の強化

県、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

5 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動	市は、救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進める。
(2) 医療救護活動	医療救護体制の整備に努めるとともに、資機材・医薬品の備蓄・確保体制の整備に努める。
(3) 消火活動	各防災関係機関と平常時より連携を図り、道路災害における消火活動に備えておく。

6 交通の確保・緊急輸送体制の整備

→ 第II部第1章第11節「輸送体制の整備」を参照

7 危険物等流出防除活動体制の整備

消防機関では、高圧ガス、火薬類等の事故取扱要領を整備しているが、それ以外の危険物は適宜対応する体制となっている。市は、適切な防除活動が行えるよう検証し、資機材の整備を進める。

8 応急復旧活動体制の整備

道路啓開や応急復旧は、業者を選定して対応しているが、建設業協会の協力により、人員・資機材を確実に活用できる体制を整備する。また、重要な施設の構造図等の資料整備も進める。

第2 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1 防災知識の普及・啓発

防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

2 防災訓練

県が行う総合防災訓練と連携し、訓練の充実を図る。訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、体制の改善を図る。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

1 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、あらゆる手段を使い、関係機関相互の情報交換を迅速かつ的確に図る。

2 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について、市は、県、自衛隊、警察署など関係機関に情報を伝達するなど、その対応に努める。

第2 災害応急活動体制の確立

大規模な道路災害が発生した場合、市は、県、防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者に救援救護を図るため、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1 道路災害対策本部

(1) 設置の基準	道路災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、道路災害対策本部を設置する。
(2) 廃止の基準	道路災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第3 救助・救急、医療救護及び消火活動

市は、県、警察署と連携し、救出・救助体制を確立し活動を実施する。

1 救助・救急活動

→ 第II部第2章第16節第6「救出及び救急救助活動」・第7「救急救助用装備・資機材の確保」を参照

2 医療救護

→ 第II部第2章第19節「医療救護」を参照

3 消火活動

(1) 市の体制

道路災害により消火活動の必要が認められた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 他の消防機関に対する応援要請

→ 第II部第2章第9節第2「他の消防機関に対する応援要請」を参照

(3) 自衛隊の災害派遣要請

→ 第II部第2章第7節「自衛隊の災害派遣要請」を参照

第4 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、交通規制を実施し、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

1 交通規制等

→ 第II部第2章第17節「交通確保・規制」を参照

2 緊急輸送手段の確保

→ 第II部第2章第18節「緊急輸送」を参照

第5 危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、市が事故対応を実施するが、対応しきれない場合等は、道路管理者は、警察署等関係機関と連絡をとり、初動段階から連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 災害広報の実施

→ 第II部第2章第13節「災害広報」を参照

第3節 災害復旧

1 復旧事業

道路管理者は、物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、被災した道路施設の復旧事業を実施する。復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）により実施するなど規模に応じた対応を図る。また、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に広報等を行う。

2 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 石油類等の危険物施設

危険物による災害を防止し公共の安全を確保するため、法令に基づき指導の強化や保安意識の啓発等を図る。また事業所にあっては、保安体制の強化に努める。

2 高圧ガス施設

市、県は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）に基づき、関係事業者に対する指導の強化や保安意識の啓発等を図る。また、高圧ガス施設管理者にあっては、自主的な保安体制の強化に努める。

3 毒劇物取扱施設

県と協力して実態把握及び以下の項目の指導に努める。

- ① 研修会等で防災教育の徹底
- ② 立入検査時の施設の安全化指導
- ③ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ④ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備
- ⑤ 治療方法を記した書類の整備

4 火薬類施設

市、県は火薬類による災害を防止し公共の安全を確保するため実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等を図る。

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、災害情報を収集・伝達・処理するため県総合防災システム等の使用方法等について習熟を図る。

第3 災害応急活動体制の整備

効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 参集及び動員の体制	大規模な危険物等災害に備え、的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。（特別体制とする。）
(2) 応急マニュアルの整備	市及び消防機関は、応急活動マニュアルの作成を検討する。

第4 防災資機材の整備

危険物等災害に備えて化学消火剤を備蓄するなど、各種危険物等の性質を考慮し、必要な防

災資機材の整備を図る。

第5 防災知識の普及・啓発

危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙、市ホームページ等の活用などを通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物等の種類、性状、量、拡散状況等の情報入手に努める。伝達系統としては、その状況下において最も適した手段により行うが、県総合防災システムを有効に使用する。

第2 災害応急活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合、市は、県及び消防機関等防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1 危険物等対策本部

(1) 設置の基準	危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、危険物等対策本部を設置する。
(2) 廃止の基準	危険物等対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第3 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合等は、市、警察等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、被害の拡大防止に努める。

第4 救助・救急及び医療救護

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、各施設管理者と消防機関に協力する。

1 救助・救急活動

→ 第II部第2章第16節第6「救出及び救急救助活動」・第7「救急救助用装備・資機材の確保」を参照

2 医療救護

→ 第II部第2章第19節「医療救護」を参照

第5 災害広報の実施

→ 第II部第2章第13節「災害広報」を参照

第6章 大規模火災対策計画

第1節 災害予防

第1 大規模火災に強いまちづくり

→ 第II部第1章第3節「都市構造の防災化」を参照

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報等の伝達体制の整備	市は、市民に対し、火災警報の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるようサイレン、防災行政無線、行政告知放送等の伝達手段を整備する。
(2) 県総合防災情報システム等の活用体制の整備	防災関係職員の県総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、システムの活用体制の整備を進める。
(3) 夜間・休日等における体制の整備	市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。
(4) 通信体制の整備	防災行政無線など通信体制について、一層の整備を検討する。

2 災害応急体制の整備

効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 参集及び動員の体制	大規模火災に備え、的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。(特別体制とする。)
(2) 応急マニュアルの整備	市は、応急活動マニュアルの作成を検討する。

3 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

→ 第II部第1章第9節「救急・救助体制の整備」・第10節「医療体制の整備」を参照

4 消火活動体制の整備

(1) 消防機関の警戒体制	警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員の出動の伝達方法は消防法の定めるところにより、消防長が措置する。
(2) 消防水利の整備	消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用など、消防水利の多様化を図る。
(3) 自主防災組織との連携	市、消防団、自主防災組織等の災害時の連携体制について、体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防活動への協力について周知する。
(4) 資機材の整備	市は、消防用機械・資機材等の整備を進める。
(5) 被害想定の実施	市は大規模な火事災害の被害想定を実施し、防災訓練や災害時の消火活動に活用する。

5 避難収容活動体制の整備

→ 第II部第1章第8節「避難予防対策」を参照

6 広域応援体制の整備

→ 第II部第1章第6節第3「広域応援協力体制の整備」を参照

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対して大規模な火事の被害想定等の活用により、地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。また、教育機関においては、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を行うなど、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

2 各種防災資料等の配布

市は防災アセスメント等の実施を検討し、適切な避難や防災活動の促進のため、ハザードマップ、避難時の心得等の作成に努め、市民等に配布する。

3 防災訓練の実施

市は、地域、職場、学校等で定期的な防災訓練を実施するよう指導し、大規模な災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・伝達

火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。また、情報収集連絡を行うための各種通信手段を確保する。

第2 災害応急活動体制の確立

大規模火災が発生した場合において、市・消防機関は、県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1 大規模火災対策本部

(1) 設置の基準	大規模な火災が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、大規模火災対策本部を設置する。
(2) 廃止の基準	大規模火災対策本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。

→ 第II部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第3 救助・救急及び医療救護活動

1 救助・救急活動

→ 第II部第2章第16節第6「救出及び救急救助活動」・第7「救急救助用装備・資機材の確保」を参照

2 医療救護

→ 第II部第2章第19節「医療救護」を参照

第4 消火活動

→ 第II部第2章第9節「消防体制」を参照

第5 交通の確保・緊急輸送活動

→ 第II部第2章第17節「交通確保・規制」、第18節「緊急輸送」を参照

第6 避難収容活動

→ 第II部第2章第16節「避難、救出・救助」を参照

なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

第7 災害広報の実施

→ 第Ⅱ部第2章第13節「災害広報」を参照

第3節 災害復旧・復興

市は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定期限を明示する。なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第7章 雪害対策計画

第1節 災害予防

第1 雪害に強いまちづくり

1 雪害に強いまちの形成

市及び関係機関は、冬季における交通の確保を図り、都市機能を維持するための防雪施設等の整備に努める。また、建物の維持補修・新築等に対し雪害防止の指導を行う。

2 除雪体制の整備

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなつた時など、事故がおこりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(1) 道路除雪体制	豪雪時の道路交通の確保を図り、除雪要員の確保や業者委託等除雪体制の整備に努める。なお、民間所有の借上機械については、借上可能除雪機械名簿を作成する。また、県・国・市の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。
(2) 除雪支援体制	住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を越え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。このため、市は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めるこことできる体制の整備に努める。また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合には、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道等のライフライン関連施設や情報ネットワーク施設等について、雪害に対する安全性を検証し、安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

4 雪害に対する建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第2 災害応急・復旧体制の整備

1 災害発生直前対策関係

(1)警戒・避難体制の整備	雪崩が発生する危険のある場合などの避難指示や気象警報等を市民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。
(2)避難誘導体制の整備	積雪、融雪等に配慮した避難所・避難路の指定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など、避難誘導活動のための対策を検討する。また、高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

2 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

雪害による被害が、県、市などの中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互において連携を図り、情報の収集・連絡に努めるとともに、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる体制の整備を図る。

3 災害応急活動体制の整備

(1)参集及び動員の体制	雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合などに備え、的確な応急対策が実施できるよう、雪害対策本部設置要綱、雪害対策実施要領に基づく動員配備体制を整備する。
(2)応急マニュアルの整備	市は、応急活動マニュアルの作成を検討する。
(3)防災関係機関相互の連携体制	災害時の相互応援に関する協定等に基づき食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

4 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

→ 第Ⅱ部第1章第9節「救急・救助体制の整備」・第10節「医療体制の整備」を参照

5 緊急輸送活動体制の整備

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討する。また、豪雪時に孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

6 避難収容活動体制の整備

(1)避難・収容活動	<p>① 避難所の指定に当たっては、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を指定するとともに、指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、常備薬、炊き出し道具、毛布、仮設トイレ、マット等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の備蓄に努める。</p> <p>② 避難所の暖房設備の状況を検証し、必要な整備の実施とともに、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討する。</p>
(2)応急仮設住宅	応急仮設住宅の建設については、危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅

	や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。
--	--

7 食糧、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通が途絶している中の輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

第3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 防災知識の普及・啓発

(1) 降雪の危険に関する普及・啓発	土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているが、併せて降雪等に関する早期避難も同様の対策を検討する。
(2) 自主的な除雪活動等の普及	自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、雪降ろし中の転落事故等や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

2 防災訓練の実施

雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練が今後実施された場合、市は、県、消防機関、民間企業、ボランティア団体等関係機関と連携し、訓練の参加を図る。

第2節 災害応急対策

第1 災害発生直前の対策

市は県と連携し、警戒を行うとともに、事前避難が必要と判断される場合、市民に対する避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または県に連絡する者とする。

第3 災害応急活動体制の確立

雪害が発生した場合において、市は、県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るために、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1 雪害準備体制

大雪警報が発表されたとき、準備体制を設置する。

2 雪害警戒本部

(1) 設置の基準	大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合、指定観測所（国道9号線県道黒井田安来線交差点付近観測機器・草野横田線交差点付近道路カメラ・西伯伯太線交差点付近観測カメラ）で警戒積雪深（それぞれ30cm・70cm・70cm）に達したときに、雪害警戒本部を設置する。
(2) 廃止の基準	雪害警戒本部は、概ね次の基準により廃止する。 ① 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 ② 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

3 雪害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、雪害対策本部の設置を決定する。雪害対策本部設置要綱は資料編を参照。

→ 第Ⅱ部第2章第1節「災害対策本部」を参照

第4 除雪の実施活動

1 除雪対策の組織

国土交通省、県、近隣市町村等と連絡を密にし、協力体制を確保するとともに、重要路線道及び消防上必要な道路を緊急除雪し、その他の道路についても市民の協力を得て必要に応じ除雪に当たる。なお、除排雪に伴う二次災害（雪降ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

(1)自治会との協力体制の確立	自治会と緊密な連絡をとり、特に市街地における除雪を実施する場合には、沿道の屋根の雪おろしの時期及び雪捨て場について住民に周知する。
(2)交通状況の把握	自治会、運送業者等との連絡を密にして、常時交通状況を把握する。

2 消防団員等の出動要請及び資機材の確保

主要交通路を確保するとともに緊急に除雪作業を行うため、消防団員に応援を要請する。また、必要に応じてボランティア団体等に対し、協力を要請する。

3 除雪路線

除雪路線は市道の区間のうち、原則として日交通量が50台以上のものを次の区分により指定する。

除雪路線	日交通量	除雪目標
1級路線	500台以上	概3日以内に確保
2級路線	200台以上500台未満	概5日以内に確保
3級路線	200台未満	概7日以内に確保

第5 救助・救急及び医療救護活動

1 救助・救急活動

→ 第Ⅱ部2章第16節第6「救出及び救急救助活動」・第7「救急救助装備・資器材の確保」を参照

2 医療救護活動

→ 第Ⅱ部第2章第19節「医療救護」を参照

第6 交通の確保・緊急輸送活動

→ 第Ⅱ部第2章第17節「交通確保・規制」、第18節「緊急輸送」を参照

なお、雪害に伴う輸送拠点等を確保するため、市、道路・鉄道交通等各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧を図る。

第7 避難収容活動

→ 第Ⅱ部第2章第16節「避難、救出・救助」を参照

なお、除雪により避難路の確保を図るとともに、避難誘導に当たっては、雪崩の危険をはじめ避難所及び避難路に対する孤立地区の対策を考慮する。また、避難施設及び应急仮設住宅の設置に当たっては、積雪期の気候、要配慮者などについて考慮する。



第8 災害広報の実施

→ 第Ⅱ部第2章第13節「災害広報」を参照

なお、除雪を開始した場合は、毎日定時及び必要に応じ、降雪量、積雪量、交通確保路線、除雪作業、交通規制等の状況を発表する。



第3節 災害復旧

➔ 第Ⅱ部第3章「風水害等復旧・復興計画」を参照

第8章 津波災害対策計画

第1節 災害予防

公的機関の業務継続性の確保

市は、津波災害発生時の災害応急対応策等や優先度の高い通常業務の継続のため、地震や想定される災害の特性等を踏まえつつ、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性がある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第1 津波浸水被害予測および対応

平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が施行され、これに伴い国が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が平成26年8月に公表した調査結果を踏まえ、島根県では、地域特性を踏まえた地震津波浸水の想定を検討するため、学識経験者等からなる「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、検討を進められた。

平成29年3月に委員会の意見を踏まえ、同法第8条第1項に基いて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定が設定された。

当市の浸水想定は下記のとおりである。

1 津波浸水想定区域

安来町・飯島町・東赤江町・赤江町・荒島町のそれぞれ一部。

浸水面積は4haで、吉田川からの遡上による浸水。

2 避難対象地域、避難困難地域及び避難場所等

上記津波浸水想定区域が避難対象となり、最大浸水深が1mのため、津波の浸水に対しては、家屋の2階等への垂直避難を行う。そのため、避難困難地域については想定していない。

但し、家屋の被害等により垂直避難等が避難に適さない場合、地震等に対応した指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難を行う。

避難経路については、迅速に避難可能な経路を複数選択しておくなど、各自で定めるものとする。

第2 津波に強いまちづくり

県及び市は、津波災害の恐れのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を行うものとする。

1 土地利用の適正化

市は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。

(1) 土地利用計画

県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設

の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 津波災害警戒区域の指定

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、県及び市は必要な措置を講ずるものとする。

また、県及び市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行うものとする。

なお、市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報等伝達に関する事項、避難所等及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮をする者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるよう努めるものとする。

2 建築物・公共土木施設災害の予防

県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るよう努めるものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からまちづくりに努めるものとする。また、ハザードマップ等を用い、都市計画部局等と防災行政の中に防災の観点を取り入れるように努める。

第3 情報伝達体制の整備

(1) 市は、住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

(2) 県及び市は、連携して多数の人出が予想される海岸及び港湾等のレジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

第4 避難予防対策

避難にあたっては、浸水被害想定の結果、最大浸水深が1mに満たないので、家屋の2階等への一時的な垂直避難を行うよう、市民へ周知を図るものとする。

市は、平常時において住民、自治会等に対し、災害時における避難所周知の徹底に努める。なお、周知に当たっては避難誘導標識等の整備に努め、外国人等に配慮し「やさしい日本語」や多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第5 津波対策の教育・啓発

市は津波対策の教育・啓発にあたって、家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、自治会等）において、広報誌、ホームページ等を活用して実施する。

第2節 災害応急対策

第1 災害応急活動体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県、市、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。そのため、県、市、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施できるよう、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

また、消防職・団員、水防団員、警察官、市町村職員など救急・救助活動に従事する者の危険を回避するため、住民等の自主避難を徹底するとともに津波到達時間内での救急・救助活動に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

なお、職員の参集等については、安来市地域防災計画第IV部震災対策編第2章震災応急対策計画第2節配備体制と動員計画の配備体制の区分・基準に従うものとする。

第2 災害情報の収集・伝達

1 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは大津波警報、津波警報、津波注意報をいう。

(1) 発表基準

① 大津波警報、津波警報

担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

② 津波注意報

担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

③ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

① 津波警報・注意報

警報・注意報の分類		予想される津波の高さ			とるべき行動
		発表する値	高さの区分	巨大地震の場合の表現	
特別警報	大津波警報	10m超	10m < 高さ	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m	5m < 高さ ≤ 10m		
		5m	3m < 高さ ≤ 5m		
警報	津波警報	3m	1m < 高さ ≤ 3m	高い	

注意報	津波注意報	1m	20cm≤ 高さ≤1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中に入る人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-----	-------	----	----------------	--------	---

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

② 津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 被害情報等の収集・伝達

津波災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、把握できた範囲から総合防災情報システム等により、直ちに県へ報告するものとする。

第3 避難情報の発令と伝達

市は、津波警報等の発表状況に基づき、避難情報を発令し、行政告知放送、緊急速報メール等多様な情報伝達手段を用い周知を行う。

なお、避難情報の発令の基準及び対象地域は、以下の通りとする。

発令基準	区分	対象地域
津波予報区「島根県出雲・石見」に津波注意報（1m）が発表されたとき	状況により避難指示	安来町・飯島町・東赤江町・赤江町・荒島町の一部 (状況により設定)

第4 災害広報の実施

→ 第Ⅱ部第2章第13節「災害広報」を参照

第Ⅳ部

震災対策編

第 1 章 震災予防計画.....	175
第 1 節 地盤災害の予防.....	175
第1 崩壊危険地域の予防対策.....	175
第2 液状化危険地域の予防対策.....	175
第3 土地利用の適正化.....	176
第 2 節 建築物・公共土木施設等の耐震化・不燃化.....	177
第1 建築物の耐震化等.....	177
第2 建築物の不燃化の推進.....	177
第3 都市の不燃化の推進.....	178
第4 ライフライン施設の耐震化.....	178
第5 交通施設の耐震化.....	178
第6 河川、砂防等施設の耐震化.....	179
第7 危険物施設等の安全対策.....	179
第 3 節 調査研究.....	180
第 4 節 防災組織の整備.....	181
第 5 節 情報管理体制の整備.....	181
第1 情報通信設備の整備.....	181
第2 震度情報ネットワークシステム.....	181
第3 県総合防災情報システムの運用体制の整備.....	181
第4 災害広報体制の整備.....	181
第 6 節 避難予防対策.....	182
第 7 節 火災予防.....	183
第1 出火防止及び初期消火.....	183
第2 消防力の強化.....	183
第 8 節 救急・救助体制の整備.....	184
第 9 節 医療体制の整備.....	184
第10 節 輸送体制の整備.....	184
第11 節 食糧・水・生活必需品等供給体制の整備.....	184
第12 節 廃棄物等処理体制の整備.....	184
第13 節 防疫・保健衛生体制の整備.....	184
第14 節 自主防災体制の整備.....	184
第15 節 防災教育.....	185
第16 節 防災訓練.....	185
第17 節 要配慮者等安全確保体制の整備.....	185
第 2 章 震災応急対策計画.....	186
第 1 節 災害対策本部.....	186
第1 災害対策本部の設置.....	186
第2 災害対策本部の構成.....	187
第 2 節 配備体制と動員計画.....	189
第1 配備体制の区分・基準.....	189

※Jアラートによる緊急地震速報が放送（震度4以上で放送される）された場合、又は、隣接市

町で震度4以上の地震が発生した場合、防災課課員は収集し、情報収集を実施する。	
第2 動員配備の方法.....	190
第3 節 情報管理体制.....	191
第1 情報管理体制の確立.....	191
第2 県総合防災情報システムの活用.....	191
第4 節 地震情報及び被害情報等の収集・伝達.....	192
第1 地震情報の収集・伝達.....	192
第2 被害情報等の収集・伝達.....	193
第5 節 自衛隊の災害派遣要請.....	195
第6 節 避難、救出・救助.....	197
第1 避難指示等の実施.....	197
第2 警戒区域の設定.....	200
第3 避難の誘導等.....	200
第4 避難場所及び避難所の開設、運営.....	201
第5 広域一時滞在.....	203
第6 救出及び救急救助活動.....	204
第7 救急救助用装備・資機材の確保.....	205
第7 節 消防体制.....	206
第1 市による消防活動.....	206
第2 他の消防機関に対する応援要請.....	207
第8 節 浸水対策.....	208
第9 節 災害警備体制.....	209
第10 節 交通確保・規制.....	209
第1 交通規制の実施.....	209
第2 緊急通行車両等の事前届出・確認.....	209
第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置.....	209
第4 道路啓開.....	209
第11 節 緊急輸送.....	210
第12 節 社会公共施設等の応急対策.....	210
第1 社会公共施設の応急対策.....	210
第2 建築物の応急対策.....	210
第3 宅地の応急対策.....	211
第4 ライフライン施設の応急復旧.....	211
第5 危険物施設等の応急対策.....	212
第6 河川砂防及び治山施設等の応急対策.....	212
第7 家畜及び畜産施設の応急対応.....	212
第13 節 医療救護.....	214
第14 節 広域応援体制.....	214
第1 市町村相互の応援.....	214
第2 消防機関の応援.....	214
第15 節 災害救助法の適用及び災害救助体制.....	216
第16 節 食糧の供給.....	217
第17 節 飲料水等の供給.....	219
第18 節 生活必需品等の供給.....	220
第19 節 文教対策.....	221
第1 児童・生徒等の安全確保.....	221

第2 懸念教育の実施.....	221
第3 学用品の調達及び支給.....	222
第4 就学支援措置.....	222
第5 文化財の保護.....	222
第20節 災害ボランティアとの連携・支援体制.....	223
第21節 要配慮者への支援.....	224
第1 要配慮者に対する対策.....	224
第2 社会福祉施設等に係る対策.....	224
第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策.....	224
第4 児童に係る対策.....	225
第5 観光客及び外国人に係る対策.....	225
第22節 廃棄物等の処理.....	226
第23節 防疫・保健、環境衛生対策.....	227
第1 防疫活動.....	227
第2 精神保健活動.....	227
第3 食品衛生監視.....	227
第4 環境衛生対策.....	227
第5 動物愛護管理対策.....	227
第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬.....	228
第25節 住宅確保及び応急復旧.....	229
第1 応急住宅の提供.....	229
第2 被災住宅の応急修理.....	230
第3 住宅関係障害物除去.....	231
第26節 労務確保体制.....	232
第1 ボランティア団体等の応援協力、要員雇用体制.....	232
第2 協力命令、従事命令の実施体制.....	232
第27節 災害広報.....	234
第3章 震災復旧・復興計画.....	236
第1節 災害復旧事業の実施.....	236
第2節 生活再建等支援対策の実施.....	238
第3節 激甚災害の指定.....	240

第1章 震災予防計画

第1節 地盤災害の予防

第1 崩壊危険地域の予防対策

1 急傾斜地・地すべりの予防対策

関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等、並びに市の指定する避難場所等の防災情報について、市民への周知に努める。

また、土砂災害警戒区域等の指定結果等を参考に、ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

2 土石流の予防対策

急傾斜地・地すべりと同様に土石流の危険のある区域を県が指定を行い、市民への周知に努める。

3 土砂災害警戒区域における対策

(1) 警戒避難体制の整備

市町村は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ 土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

(2) ハザードマップによる周知

市町村は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

4 山地災害の防止対策

(1) 山地治山事業

本市の山林は、概ね急峻な地形が多く、河川流域の荒廃、砂れきの流出等、被害を受けることがある。被害を防止するため、植林等による林相の改善並びに治山事業を実施するよう適切な措置を講ずるものとする。

(2) 森林整備・保全

森林は、降雨等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧、防災林の設置及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。また、間伐・保育など対策を実施する。

第2 液状化危険地域の予防対策

1 液状化現象の調査研究

県の被害想定調査報告書（平成24年6月）では、宍道湖南方地震が発生した場合、沖積地において液状化の可能性が高いと推定されており、市は県と協力し、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布予測など調査研究を実施し、その結果を市民に普及するよう努める。

2 液状化対策工法の指導

液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじ

めとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

① 地盤改良による工法	ア) 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法 イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等） ウ) 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法 エ) 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法） オ) 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）
② 構造物で対応する方法	ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法 イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、液状化現象が発生しても深刻な被害を受けないように、建築物の耐震化工法を施すことも効果がある。なお、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造と布基礎やベタ基礎とする。
- ② 締固め、置換え、固化等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

(3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

① 管路に施す工法	ア) 既存施設の技術的改良 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。 イ) 新設管の耐震化 管渠の設計に先立ち、土質調査もしくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。 ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。
② 地盤改良工法	上記 (1) ① に同じ

第3 土地利用の適正化

1 土地条件の評価

(1) 土地自然情報の整理	地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関する情報を収集・解析し、安全な土地利用の推進に資する。
(2) 災害強度評価の実施	対象とする土地の地震に対する強度を評価し、適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。その結果は、防災カルテ、ハザードマップ等に掲載する。

2 土地利用の誘導、規制

国土利用計画、都市計画をはじめとする個別法令等により、安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設等の耐震化・不燃化

第1 建築物の耐震化等

看板・建物飾りの倒壊または落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。この際、市は、地震により人的被害が発生する恐れがある場合は、その管理者に対して落下防止の措置を講ずるよう指導する。

1 建築物の耐震化の推進

(1)既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築技術者の養成 耐震診断、耐震改修講習会の開催や情報の提供に努める。 ② 広報活動等 建築物の耐震化に関する相談を検討するとともに、講習の情報提供等、市民等の意識啓発を図る。 ③ 建築物の所有者等への指導 不特定多数の者が利用する建築物の所有者等に対し「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める耐震診断・耐震改修の促進を指導する。 ④ 地震（ゆれやすさ）マップによる周知 住んでいる地域や職場などの生活の場の揺れやすさや危険度を認識してもらうためマップを作成し住民に周知する。
(2)コンクリートブロック造りの塀等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及を図る。 ② 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。 ③ ブロック塀を設置している市民に点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては補助制度の活用により、建替え（補強コンクリートブロック造の塀を除く。）又は除去を推進する。 ④ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。
(3)応急危険度判定制度の確立	余震等による二次災害を防止するため、島根県地震被災地建築物応急危険度判定士の確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

2 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化	市及び防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進する。
(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保	避難路や緊急輸送道路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

→ 第II部第1章第3節「都市構造の防災化」を参照

なお、建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を

実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

第3 都市の不燃化の推進

都市防火区域の整備や避難地・避難路確保等都市レベルの対策及び、密集市街地等を対象とした地区レベルの対策を促進する。

1 防火、準防火地域指定の検討

建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある商業街区等を対象に、地域指定による建築物の不燃化の推進を検討する。

2 木造建築物等密集市街地等の不燃化

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災が発生するおそれがある防災上危険な状況にあるため、整備事業等の導入を検討する。

3 延焼遮断地帯等の整備

安来港飯島線などの街路整備事業、土地区画整理事業等により道路・公園等を拡充し、消防活動困難地域の解消に努める。また、都市計画道路や国道・県道など広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備により、火災の延焼防止を図る。

4 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、各年度の整備計画に基づき整備する。

第4 ライフライン施設の耐震化

鳥取県西部地震では、配水管や給水管の破損、ガス漏れ、変電所の変圧器の故障等が起こり、生活に大きな影響を及ぼした。そのため、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

→ 第II部第1章第4節第3「ライフライン施設の安全化」を参照

なお、上水道については県企業局の今津浄水場の液状化が想定されており、本市水源の多系統化を促進する。

第5 交通施設の耐震化

→ 第II部第1章第4節第4「交通施設の安全化」を参照

なお、道路施設に関しては、土砂崩壊や落石等の危険箇所は法面防護工事の実施、橋梁等道路構造物は耐震補強等を実施し、地震時の非難及び緊急物資等の輸送に支障がないよう整備を行う。

(1) 道路の整備	震災時における円滑な交通を確保するため、狭い区間等の整備を検討する。
(2) 落石等通行危険箇所対策	日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、法面防護施設等の整備を行う。
(3) 橋梁等の耐震化対策	橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第6 河川、砂防等施設の耐震化

→ 第II部第1章第1節「浸水・高潮災害の予防」、第2節「土砂災害の予防」を参照

なお、伯太川、飯梨川等の築堤河川及び中海の護岸は、液状化等による破堤・沈下・崩壊の危険もあり、耐震点検の結果に基づき対策と護岸の整備を促進する。また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

第7 危険物施設等の安全対策

→ 第III部第5章「危険物等災害対策計画」を参照

なお、地震による危険物施設等の災害の未然防止対策及び被害拡大防止対策を講ずるため、県と連携を図り、危険物施設等の実態把握に努めるとともに、事業者に対する施設の耐震性・耐火性の向上等安全対策の指導に努める。

第3節 調査研究

1 震災対策調査研究の推進（被害想定に関する調査・研究）

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標設定が目的であるため、実際の災害により近く、また、最悪の条件下における災害を考慮する必要がある。したがって、市は近隣市町村と協力し、県の被害想定調査の結果等を参考に調査研究を行い、予防対策及び応急対策に資するものとする。

※ 第I部第4章「安来市の災害特性」における「島根県地震被害想定調査報告書」は、県が平成22年度から平成24年度の3ヶ年にわたり実施した島根県地震被害想定調査に基づくもので、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容は更新される。

2 地域危険度調査研究の促進

（1）災害の防止、防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるため、以下の項目について、効果的な対策を調査する。

- ① 地盤調査
- ② 建築物の耐震調査
- ③ 危険物の状況
- ④ 電気、ガス、上・下水道の状況
- ⑤ 道路、橋梁の状況、交通障害対策
- ⑥ 消防水利状況
- ⑦ 停電、通信障害状況
- ⑧ 地震火災対策
- ⑨ 避難場所及び避難路の状況
- ⑩ 自主防災組織

3 防災カルテ・ハザードマップ等の整備

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、きめ細やかな地区別防災カルテ・ハザードマップの作成に努める。

第4節 防災組織の整備

→ 第II部第1章第6節「防災組織の整備」を参照

第5節 情報管理体制の整備

第1 情報通信設備の整備

→ 第II部第1章第7節第1「情報通信設備の整備」を参照

第2 震度情報ネットワークシステム

県内の各市町村に地震計を設置し、震度情報の収集・伝達を行うシステムであり、有効に活動できるように、システムの習熟を図る。

第3 県総合防災情報システムの運用体制の整備

→ 第II部第1章第7節第3「県総合防災情報システムの運用体制の整備」を参照

第4 災害広報体制の整備

→ 第II部第1章第7節第4「災害広報体制の整備」を参照

第6節 避難予防対策

1 基本的な考え方

地震発生時には、市、関係機関と市民が一体となって出火防止、初期消火等の被害軽減措置が重要であるが、地震火災が拡大し、危険が及ぶような場合に備え、避難計画を定めるとともに、避難地及び避難路の確保に努める。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策により、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

(1) 市民、市及び防災関係機関の連携

避難計画の策定にあたって、市民、市及び防災関係機関と事前に協議し、市民に周知する。

(2) 高層ビル、駅等の都市施設の避難予防対策の推進

不特定多数の利用がある都市施設については、地震時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や管理者と連携した避難予防対策を進める。

(3) 夜間・停電時の避難への備え

懐中電灯、非常灯、自家発電設備等の照明対策を進め、訓練・普及啓発を行う。

(4) 避難収容及び情報提供活動

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

2 避難計画の策定

→ 第II部第1章第8節第1「避難体制の整備」を参照

3 避難地及び避難路の確保

(1) 避難地の選定と確保

密集市街地等の延焼拡大に備え、要避難地区の市民を対象に、広域避難地を選定確保し、周知徹底を図る。

- ① 広域避難地は、対象地区の全ての市民を収容できるよう配慮する。
- ② 木造密集地以外を原則とし、適切な避難場所が選定できない場合は、あらかじめ延焼等の防止対策を計画する。
- ③ 大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところ。
- ④ 一人当たりの必要面積は、概ね2m²以上とする。
- ⑤ 火災の輻射熱及び液状化に対する安全性を考慮する。

※ 広域避難地は、純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では、200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている場所とする。この距離が保てない場合、火災の延焼を防止する特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画する。

(2) 避難地区分けの実施

→ 第II部第1章第8節第2「避難地及び避難路の整備・周知」を参照

① 広域避難地及び周辺道路の交通規制

地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察は平常時から次により交通規制を実施する。

- ア) 広域避難地にある道路は、終日全域駐車禁止とする。
- イ) 周辺の道路で避難者の通行に支障がある道路は駐車禁止とする。
- ウ) 上記以外の道路は、避難地から流出方向への一方通行や指定方向進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

第7節 火災予防

第1 出火防止及び初期消火

1 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、県、市、消防本部は、耐震装置や過熱防止機構等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止装置の徹底など防災教育を推進する。

(2) 短期計画

地震が発生したら、ガス、ストーブ等を消火するという知識や耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及しているが、個人差があるため、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進し、特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2 初期消火

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災の発生、消防機関の消防活動に悪条件が重なることが予想されるため、市民に対して家庭に小型消火器の常備と初期消火活動に関する指導を推進する。また、自主防災体制の充実化を図り、震災時に有効に機能するよう組織と活動力の高い体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

県及び市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 短期計画

地域及び事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

第2 消防力の強化

災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に抑えるため、消防力の充実強化と消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。

1 消防機械器具の増強

- (1) 「消防力の基準」に適応するよう年次計画を樹立し、消防用車両の不足を補い車両更新を図るとともに、消防機械のうち、特に救急・救助資器材の整備に努める。
- (2) 消防団用の施設・機器については、特に小型動力ポンプ付積載車を主体として、初期出動体制の機動力アップ及び大型車進入困難地域への防災を充実する。
- (3) 震災時に予想される同時多発火災に備え、化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

2 消防水利等の増強

- (1) 消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と湖等の自然水利をバランスよく配置する。防火水槽については、中山間地域における林野火災の拡大防止、農業集落の防災安全を目的として整備を図る。また、「消防水利の基準」に基づく水利整備を目標とし、水利施設の整備増強を図る。
- (2) 路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動については、消防法第3条による屋外の措置命令等をもって措置する。また、消防出動路を阻害する工作物等につい

ては、関係機関に改善及び取り締まりを依頼する。

第8節 救急・救助体制の整備

→ 第II部第1章第9節「救急・救助体制の整備」を参照

第9節 医療体制の整備

→ 第II部第1章第10節「医療体制の整備」を参照

第10節 輸送体制の整備

→ 第II部第1章第11節「輸送体制の整備」を参照

第11節 食糧・水・生活必需品等供給体制の整備

→ 第II部第1章第12節「食糧・水・生活必需品等供給体制の整備」を参照

第12節 廃棄物等処理体制の整備

→ 第II部第1章第13節「廃棄物等処理体制の整備」を参照

第13節 防疫・保健衛生体制の整備

→ 第II部第1章第14節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照

第14節 自主防災体制の整備

→ 第II部第1章第15節「自主防災体制の整備」を参照

第15節 防災教育

→ 第II部第1章第16節「防災教育」を参照

なお、風水害対策の措置に加え以下の項目に配慮し実施する。

(1)市職員及び防災関係機関の職員に対する防災教育	① 地震についての一般知識 地振動、液状化、地震に伴う土砂災害などの知識 ② 震災対策の現況と課題 震災後土砂災害警戒フロー等の取組みなど
(2)市民に対する防災教育	① 地震に関する一般知識と過去の災害事例 ② 津波を含む地盤災害等災害危険性の把握 ③ 家具の転倒防止等室内の整理点検 ④ 地震時にとるべき行動
(3)学校教育における防災教育	① 地震体験車（起震車）等による擬似体験

第16節 防災訓練

→ 第II部第1章第17節「防災訓練」を参照

なお、地形上、震災と同時に浸水被害を被りやすい地域のため、その点を留意した訓練を実施するとともに、有線通信途絶時を想定した情報収集・伝達訓練を実施する。

第17節 要配慮者等安全確保体制の整備

→ 第II部第1章第18節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照

第2章 震災応急対策計画

第1節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置

地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条第1項」及び「安来市災害対策本部条例」により、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は本部長（市長）の統括のもとに強力な防災体制を敷く。また、災害の危険が解消したと認められるときは、市長が廃止する。

1 設置の基準

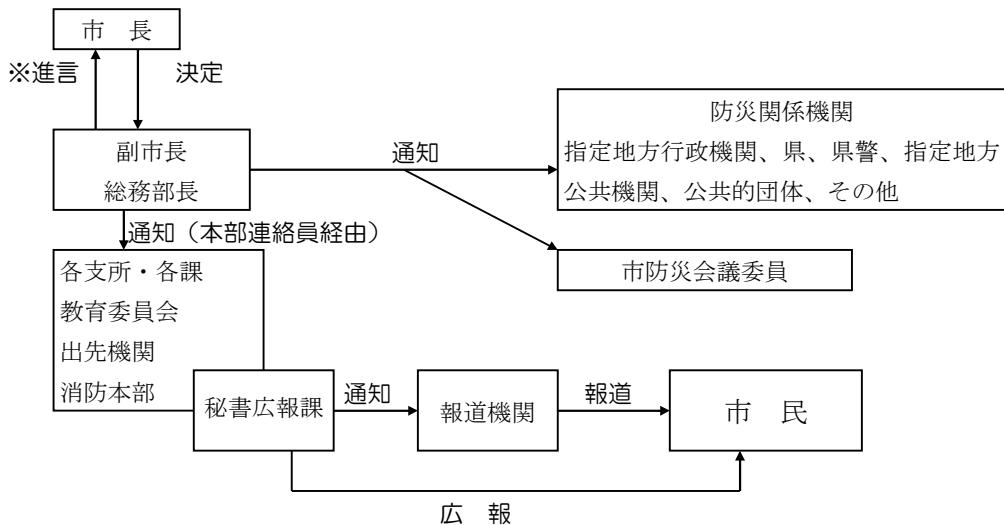
次の各号のいずれかに該当するとき、市長は災害対策本部を設置する。

- (1) 大規模な震災が予想され、その対策を要するとき。
- (2) 震災が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法の適用を受けるような震災が発生し、対策を要するとき。
- (4) 市域で震度5弱以上の地震が観測されたとき。（自動設置）

2 廃止の基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったと認めるとき。
- (2) 震災予防及び応急対策が終了したと認めるとき。

3 災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統図

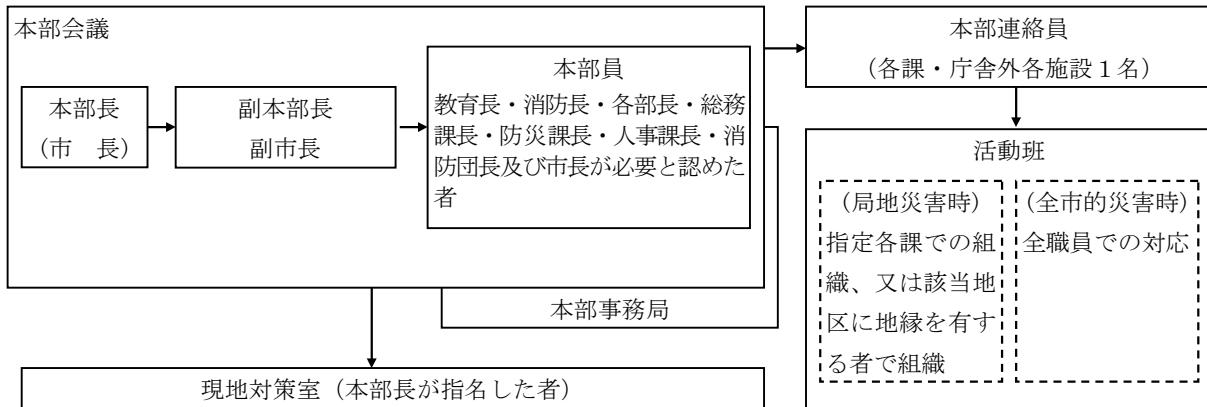


※進言については、総務部長が進言する。

4 決定権者（本部長）の順位

市長が本部長業務を行うことができないときは、副市長、総務部長、政策推進部長の順で災害対策本部の本部長となる。

第2 災害対策本部の構成



1 本部会議

本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員で構成し、災害対策の基本的事項を決定する。

- (1) 配備体制の切り替え及び災害対策本部廃止の決定
- (2) 震災情報、被害状況の分析及び対策活動の基本方針の決定
- (3) 市民に対する避難準備情報や避難指示等の決定
- (4) 自衛隊及び県、他の地方公共団体に対する応援要請、災害救助法適用の要請検討
- (5) 災害広報及びその他重要な事項の決定

※消防長は、緊急消防援助隊の応援出動が決定した時点、又は消防相互応援協定に基づく消防応援を要請した時点で、消防本部に指揮本部を設置して緊急消防援助隊指揮支援隊の指揮等を行なうため、消防本部において受援体制の確立を図る。

→ 第IV部第2章第7節「火災予防」を参照

2 本部連絡員

本部会議の補助機関として、本部会議からの指令、連絡事項を各部に伝達するとともに、各部所管の被害状況・応急対策の実施状況をとりまとめ本部会議に報告する。

- (1) 本部長の命により、所定の場所に常駐（原則として本部室内）
- (2) 本部長の指令及び本部会議の決定事項の各班への伝達
- (3) 各班所管の被害状況・応急対策の実施状況のとりまとめ・報告

3 本部事務局

災害対策本部の事務局は、防災課とし、災害活動に必要な情報や指令等の収集伝達にあたる。

4 活動班

災害対応のための活動班を職員で組織する。

- (1) 局地的災害への対応…指定各課又は該当地域に地縁を有する職員で組織する。地区内での短期的な活動重視（避難所開設・安否確認・被害状況やその他応急対策の集約と報告）。
- (2) 全市規模の災害対応…全職員体制。各課指定事務分掌に応じ、発災から復興に至るまでの中長期的な活動重視（炊出・被害状況調査・防疫・復興資金貸付 e t c）。

→ 各部各班の所掌事項は資料編を参照

5 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は安来市役所安来庁舎あるいはその近辺に開設する。ただし、本庁が被災した



時は、この限りではない。

第2節 配備体制と動員計画

第1 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い災害応急活動を実施する。なお動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

震災体制の基準

区分	準備体制	警戒本部	災害対策本部		
		警戒体制	第1次体制	第2次体制	
時期	管内地震計が震度3を計測し、特に必要のある場合※	管内地震計が震度4を計測した場合	管内地震計が震度5弱を計測した場合	管内地震計が震度6弱以上を計測した場合	
決定者	関係者と協議の上、統括危機管理監が決定	統括危機管理監が進言し、総務部長が決定(体制移行は総務部長の指示による)	自動設置(体制移行は市長の指示による)		
処理体制事項内容	【共通】防災課職員による情報収集	【勤務時間中】来庁者の避難誘導及び職員の庁舎外への一時避難 【共通】所属職員の安否確認(庁舎内外)、必要に応じた被害調査	【勤務時間中】来庁者の避難誘導及び職員の庁舎外への一時避難 原則職場待機(庁舎内業務のみ) 【勤務時間外】原則自宅待機 【共通】所属職員の安否確認(庁舎内外)、被害調査班組織	【勤務時間中】来庁者の避難誘導及び職員の庁舎外への一時避難 原則職場待機 【勤務時間外】指定する庁舎へ参集 【共通】所属職員の安否確認(庁舎内外)、被害調査班組織	
担当動員区分	防災課職員及び統括危機管理監が必要と認めた部課員	警戒本部事務局員(防災課、総務課、その他統括危機管理監が必要と認めた部課員) 独自展開班(広瀬・伯太地域センター、建設部、農林水産部、健康福祉部、上下水道部など)、消防本部、市立病院	①第1次体制人員のほか、必要に応じ地区活動班を組織。 ②状況により第2次災害体制に移行しうる体制とする。	全職員による組織配置	

※Jアラートによる緊急地震速報が放送(震度4以上で放送される)された場合、又は、隣接市町で震度4以上の地震が発生した場合、防災課課員は参集し、情報収集を実施する。

第2 勤員配備の方法

地震が発生し災害のおそれのあるときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の勤員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

1 勤員の伝達系統及び方法

(1) 平常勤務日の伝達及び系統

総務部長（本部事務局 防災課）は、震災対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ）、本部長（市長）の指示に従い、各部課長に対し決定した配備体制を指令する。各部課長は、直ちに所属職員（団員）に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。

※勤務時間中、震度4以上を感じた場合、職員は屋外に一時避難を行う。

(2) 休日又は退庁後

【震度3程度】

- ① 震度3程度の地震があった場合、統括危機管理監が状況を判断し、警戒本部（準備体制）の有無について検討する。
- ② 職員は、市内に震度3程度の地震があったことを知った場合、テレビ、ラジオ等の報道に地震後1時間程度注意を払う。

【震度4程度】

- ① 震度4程度の地震があった場合、総務部長、統括危機管理監、総務課長、防災課長、警防課長は速やかに登庁し、震災第1次体制の有無について検討する。
- ② 職員は、市内に震度4程度の地震があったことを知った場合、テレビ、ラジオ等の報道に地震後1時間程度注意を払う。

【震度5弱】

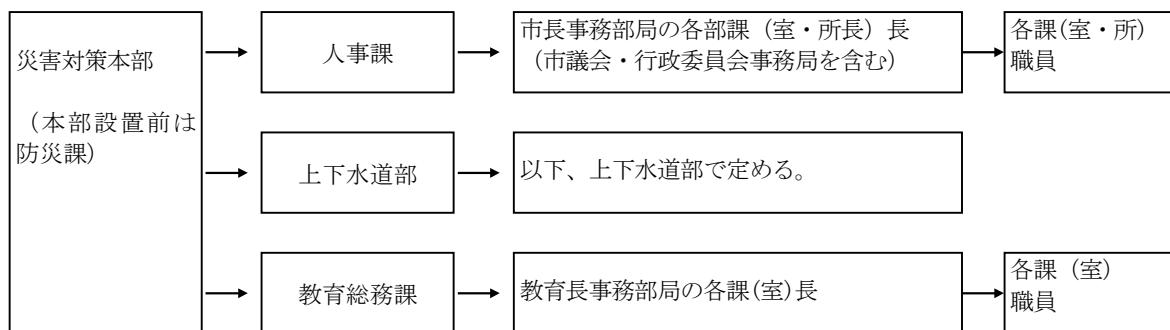
- ① 本部員及び本部連絡員は、松江地方気象台における震度が5弱以上の場合、動員の通知・昼夜の別にかかわらず、登庁し待機する。
- ② 災害対策本部第1次体制要員は、市内に震度5弱の地震があったことを知った場合、動員の通知を待ち自宅待機する。

【震度6弱以上】

- ① 災害対策本部第2次体制要員は、松江地方気象台における震度が6弱以上の場合、動員の通知・昼夜の別にかかわらず、指定された場所に到着する。

2 連絡の方法

災害対策本部の設置、震災体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、口頭、電話、防災行政無線、行政告知放送施設等のほか、消防法で定められている出動信号等最も迅速な方法で行う。



第3節 情報管理体制

第1 情報管理体制の確立

震災時の市の通信連絡系統として、県防災行政無線・県総合防災情報システム及びNTT一般加入電話（普通利用）・災害用優先電話とする。また、その他の各種通信手段を組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

1 有線通信施設

(1) 電話の優先利用

緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、輻輳などにより利用が制限される場合、西日本電信電話（株）から指定を受けている災害時優先電話（代表電話）を利用し、「非常（緊急）通話」又は「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
西日本電信 電話(株) 島根支店	非常通話 緊急通話	(0852)22 -8205	事業推進 担当課長	・申し込み受け付け番号は100番 ・申し込みの際の通告事項(通話の種類、発信機関名、発信、通信先電話番号、通信内容)
	非常電報 緊急電報			・申し込み受け付け番号は115番

(2) 専用電話の利用

電話の利用ができなくなった場合又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用電話の利用を図る。

① 島根県防災行政無線電話による通信

② 警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話等による通信

通 信 依 頼 先	通信依頼先所在地等	連絡責任者	電話番号
安来警察署	安来市今津町674-1	警備課	0854-22-0110
西日本旅客鉄道(株)米子支社	米子市弥生町2	施設課	0859-32-8105

2 無線通信施設

県防災行政無線、警察等無線局においても、その業務上の通信のため輻輳することが予想され、アマチュア無線局等に協力を求める。なお、市内で無線局の利用ができない場合、中国地方非常通信協議会（県防災危機管理課内0852-22-5889）に移動無線局の派遣を要請する。

第2 県総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムを活用し被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の収集・検索、災害発生即報等の登録などを行う。

第4節 地震情報及び被害情報等の収集・伝達

第1 地震情報の収集・伝達

震災時において、初動対応及び震災応急対策を的確に実施するため、地震に関する情報、津波に関する情報、その他震災に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 地震及び津波に関する情報の発表、伝達及び種類

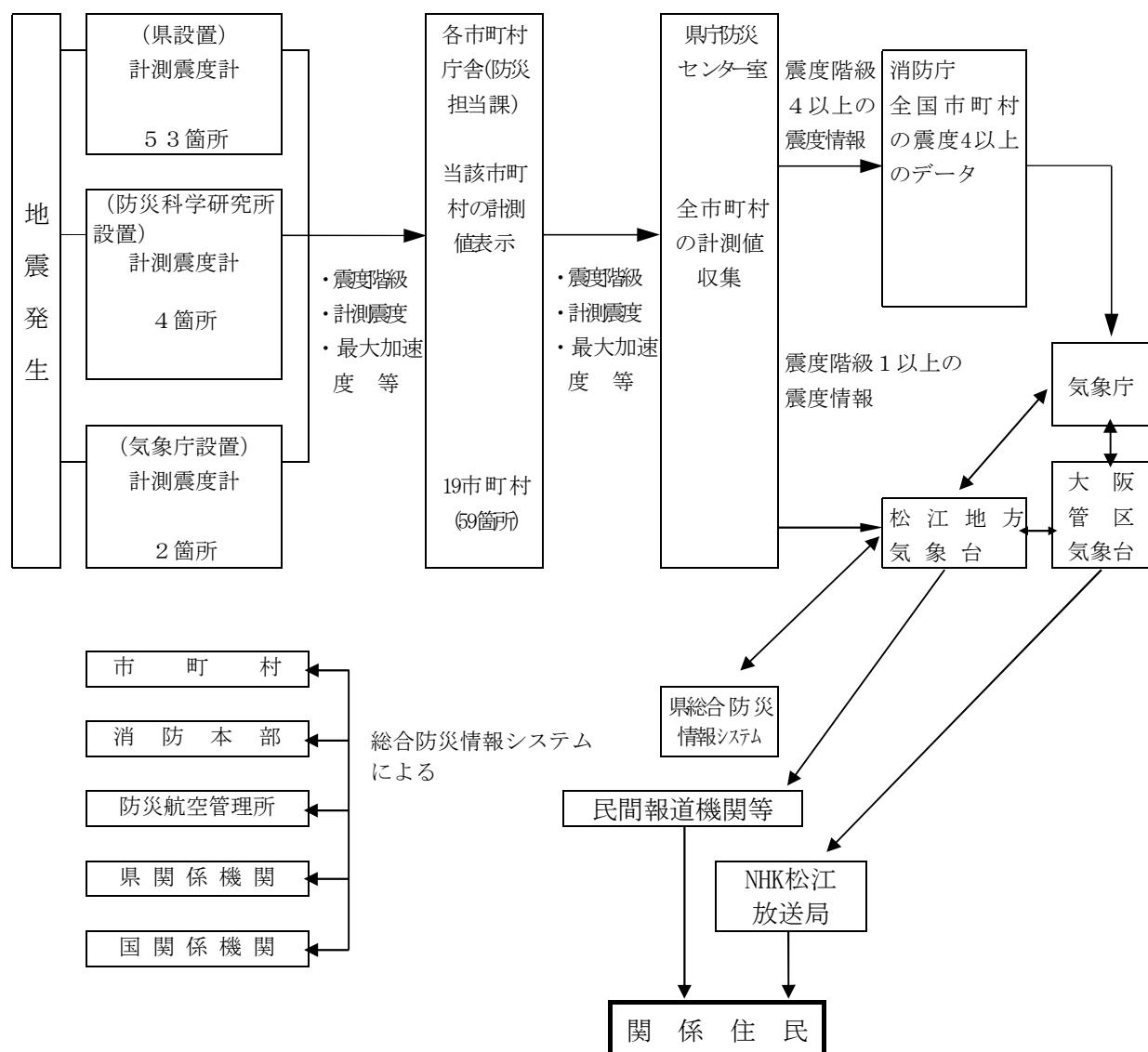
(1) 発表基準

松江地方気象台は発表基準により以下の情報を発表し、島根県防災危機管理課へ送達する。

- ① 県内で震度1以上を観測したとき。
- ② 県内の沿岸（津波予想区：「島根県出雲・石見」「隠岐」）に大津波警報、津波警報、津波注意報、及び津波予報が発表されたとき。
- ③ その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 震度情報ネットワークシステムの活用

県の震度情報ネットワークシステムにより得られた市及び県内全体の震度情報等を活用し、速やかな災害対策をとる。



第2 被害情報等の収集・伝達

1 被害情報の収集・把握

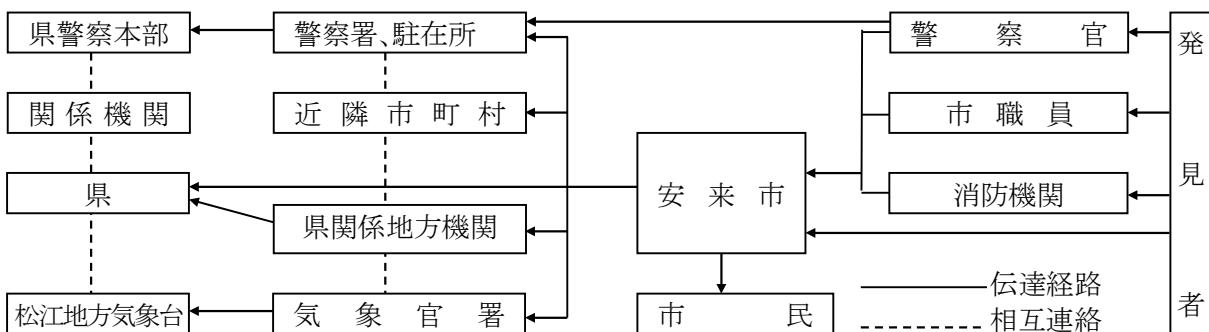
(1) 情報の収集	県総合防災情報システムの端末からの報告のほか、電話（119番通報を含む）、ファックス等により情報収集する。
(2) 県総合防災情報システムの活用	県内各地の被害の発生及び応援要請の状況並びに県全域での被害規模等が、表示・更新されるため、端末において常時活用する。

2 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

異常現象等情報の受領及び伝達の責任者は総務部長とする。

(1) 発見者の通報	災害が発生する恐れのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署・駐在所、消防機関に通報する。
(2) 関係各機関への通報	市長は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 ① 松江地方気象台 ② 警察署、海上保安官署 ③ 県の関係地方機関 ④ 災害に関係ある近隣市町村長

通報系統



3 被害状況の調査

災害状況の調査は、的確な状況判断に基づく適切な対策を行うための基本的条件となるので、その調査並びに報告は次により迅速確実に行う。

(1) 被害状況の調査実施者

被害状況の調査は、県管理の公共土木等施設災害を除き、市が行う。なお、県管理の公共建物、公共土木施設において災害が発生した場合は、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

(2) 調査の種類、時期

調査の種類	調査時期
発生調査	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。 本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
随時調査	災害発生後の状況の変化に伴い、隨時に調査を詳細に行う。 本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。
確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。 本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

(3) 調査事項

被害報告様式の内容について調査する。

→ 被害状況等の判定基準は資料編を参照

4 災害状況の通報及び被害状況報告

被害状況をとりまとめるとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から、県総合防災情報システム等により直ちに県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

→ 被害状況等の収集・伝達系統図は資料編を参照

(1) 市から県への報告

- ① 各所掌事務に係る報告は、所轄各班が所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。
- ② 災害発生速報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は事務局）及び松江県土整備事務所に報告する。
- ③ 被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県防災システムの被害地点報告として登録し、報告する。
- ④ 被害規模を早期に把握するため、市は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

→ 報告の種類及び時間等は資料編を参照

→ 報告様式及び様式別報告系統は資料編を参照

(2) 市から国への報告

県に報告できない場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。

ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う

第 5 節　自衛隊の災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法

(1) 災害派遣の範囲

→ 自衛隊の災害派遣の範囲、災害派遣活動は資料編を参照

(2) 災害派遣要請の手続き

① 實施責任者

自衛隊の派遣要請は、知事が自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の派遣要請の要求により行う。

② 派遣要請の要領

○ 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市長は必要に応じてその旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。緊急の場合は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。

ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ) 派遣を希望する期間
ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 ウ) その他参考となるべき事項

③ 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

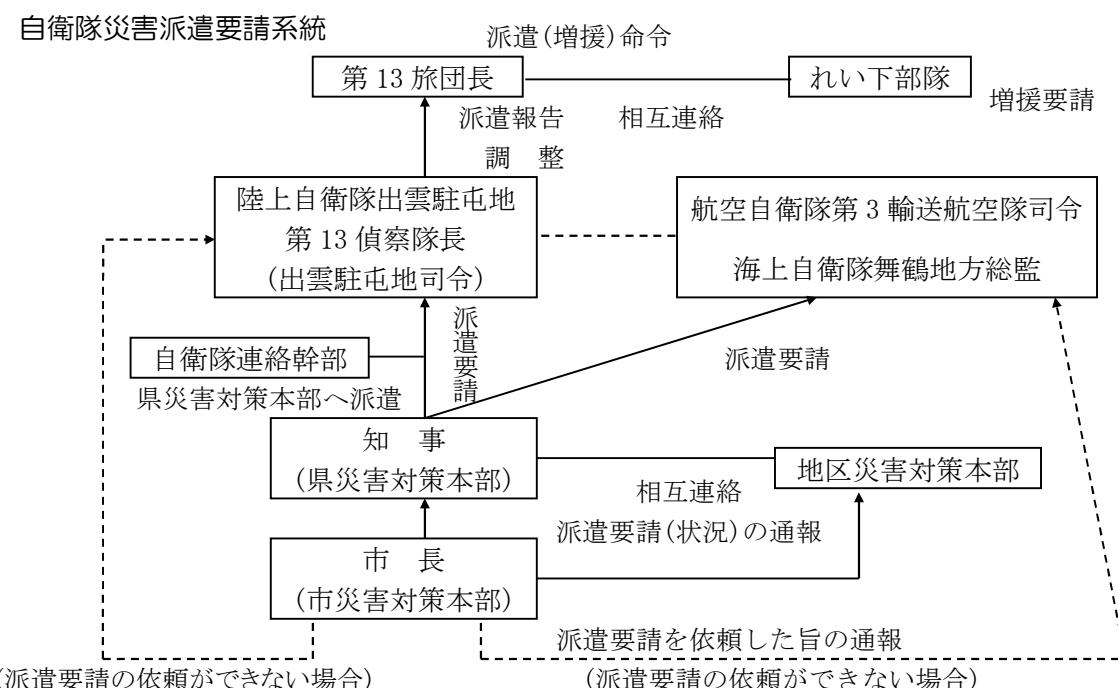
知事に要求するいとまがないとき、通信の途絶等により要求ができないときは、その旨及び災害の状況を、直接自衛隊に通知する。事後速やかに知事に通知する。

機関名	所在地	電話
陸上自衛隊第13偵察隊	出雲市松寄下町	0853(21)1045(代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773(62)2250(代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859(45)0211(代)

(3) 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、知事及び派遣部隊の長と協議して知事に撤収要請の依頼を行う。

→ 自衛隊災害派遣関連の様式は、資料編を参照



2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

- ① 宿泊施設の選定又は野営施設を準備する。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
- ② 重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ③ 作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- ④ その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意する。

(2) 使用資器材の準備

- ① 派遣部隊の装備資材、食糧、燃料、衛生資材等を除き、市、県又は関係公共機関が必要な資器材を準備する。
- ② 派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として撤収後に返還又は代品弁償する。
- ③ 使用資器材の準備については、できる限り事前に市が準備する資器材、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等について協議を行う。

→ 経費の負担区分については、資料編を参照

(3) 自衛隊受け入れのための場外離着陸場の準備

ヘリコプターによる物資、人員の輸送を考えられるので、地域ごとに適地を選定し、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

→ 場外離着陸場については、資料編を参照。

第6節 避難、救出・救助

第1 避難指示の実施

1 避難指示の実施責任者及び時期

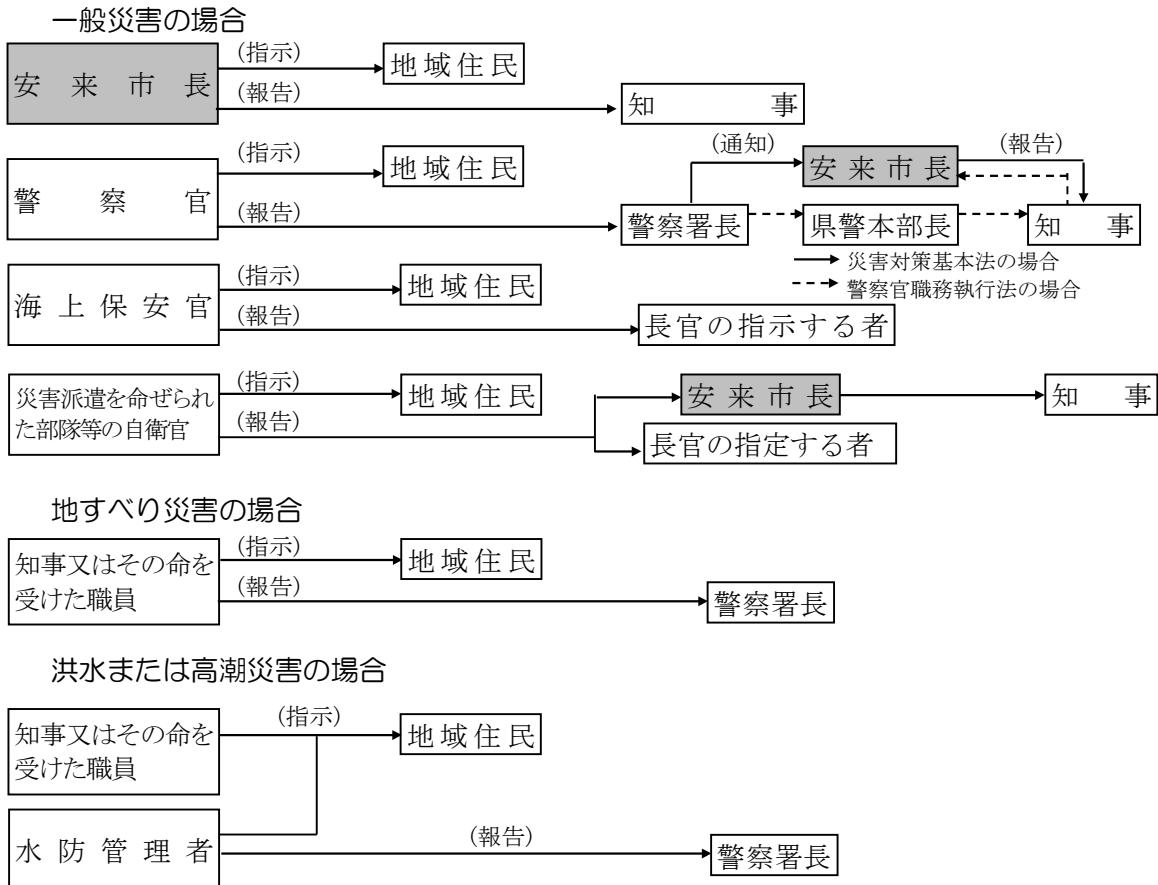
市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難指示を行う。

(1) 避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長 (委任を受けた職員、消防団幹部又は消防職員)	災害対策基本法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの勧告、指示 立退き先の指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示	県知事に報告（窓口防災危機管理課）
知事 (委任を受けた職員)	災害対策基本法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなかつた場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	同上	立退きの指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
	警察官職務執行法第4条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けおそれのある者	警告、避難の措置（特に急を要する場合）	
海上保安官	災害対策基本法第61条	全災害 ・市長が避難のため立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 ※屋内安全確保等安全確保措置の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官	自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けおそれのある者	警告、避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	・地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた県職員)、水防管理者	水防法第22条	・洪水又は高潮による災害・洪水、又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

※1 指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立退かせるためのもの。

(2) 避難指示系統図



2 避難指示の基準と区分

(1) 避難指示の基準と区分

避難指示	大規模火災や土砂災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が迫っていると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。
------	--

(2) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底する。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置
- ⑤ その他必要な事項

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者に必要な事項を通報する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部））に報告する。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(3) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者が要配慮者であることを考慮し、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、しまね災害福祉広域支援ネットワークによる福祉専門職の派遣要請をするなど、必要な要請・協力を行う。

(ア) 避難体制の確立

- ・あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- ・特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。
- ・市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(イ) 緊急連絡体制等の確立

災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(4) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

(ア) 避難体制の確立

- ・あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、的確な避難対策を実施する。
- ・特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した安全な避難誘導を行う。
- ・市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等との連携を図りながら、早期避難のための協力体制を確立する。

(イ) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(5) 車両等の乗客の避難措置

- ・公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。
- ・天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(6) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会等において別途定める。

4 避難指示の伝達

(1) 避難指示の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。

有線通信設備の活用	行政告知放送を活用する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット等により、避難情報の伝達を行う。
広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。消防車両においては、サイレン等も使用する。
スマートフォンによる伝達	ヤフー(株)のプッシュ通知サービス等により、避難情報の伝達を行う。
個別巡回による伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、警察官、消防団員等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う。 ・必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。

(2) 関係機関への報告・情報提供

避難の指示を行った場合、市災害対策本部は直ちに県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部）に報告する。この場合、島根県避難情報等情報伝達連絡会において定めた「避難情報等情報伝達に関する申合せ」により、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の指示が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、妊産婦及び外国籍住民等への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、必要な警戒区域を設定する場合は、市長もしくは委任を受けた吏員が行う。なお、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (1) 市長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官・海上保安官は、市職員が現場にいない場合、又は市長からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官・海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。

第3 避難の誘導等

1 避難誘導の実施

(1) 避難誘導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急を要する避難に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が誘導に当たり、安全に避難できるようにする。また避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所を定め、自動車等を活用し集団
---------------	---

	避難をする。 ② 避難立退きは原則として各個に行うものとするが、自力による立退きが不可能な場合は、市が車両等によって行う。
(2) 避難経路	周辺状況を検討し、浸水等のおそれのある危険箇所を避ける。なお、避難誘導に先立ち、避難経路の周知・徹底を図る。
(3) 避難の順位	避難立退きの誘導は、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先する。浸水や斜面崩壊などの被害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者に避難を優先するよう努める。
(4) 携行品の制限	携行品は、必要最小限の食糧、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。
(5) 危険防止措置	① 避難場所の開設にあたっては、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないか確認する。 ② 難経路の危険箇所には、標識、なわ張り等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。 ③ 夜間にあっては特に誘導者を配置する。
(6) 避難者の移送	被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び近隣市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

2 自主避難の実施

土砂災害など二次災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難することを推進する。

3 その他避難誘導に当たっての留意事項

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市職員等の安全が確保されることを前提とした上で、要配慮者の避難支援などの緊急支援を行う。

(1) 要配慮者の事前の避難誘導・移送	要配慮者に対しては、市民組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況に応じて車両等の手配、介護機能等を備えた福祉施設等へ移送などを実施する。
(2) 避難が遅れた者の救出・収容	避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、救出、避難施設への収容を図る。

第4 避難場所及び避難所の開設、運営

1 避難場所及び避難所の開設

(1) 避難場所及び避難所の開設

避難場所及び避難所の開設は市長が行う。また、次の事項についての県へ報告する。

- ① 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数、収容状況及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み
- ④ 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- ⑤ 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 開設の方法

避難場所又は避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難場所又は避難所に収容すべき者を誘導し保護する。避難場所又は避難所には、それぞれ責任者を配置し、管理及び避難者の保護にあたる。

なお、以下の点に留意し、避難所を開設する。

- ① 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- ② 警察署等との連携
- ③ 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ④ 避難所責任者の選任とその権限の明確化
- ⑤ 避難者名簿の作成
- ⑥ 要配慮者に対する配慮

(3) 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営のため、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 開設が長期化する場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① グループ分け | ② プライバシーの確保状況の把握 |
| ③ 情報提供体制の整備 | ④ 避難所運営ルールの徹底 |
| ⑤ 避難所のパトロール等 | ⑥ 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等 |
| ⑦ 福祉避難所の開設等 | ⑧ 年齢性別によるニーズの違いへの配慮 |
| ⑨ 食事供与の状況把握 | |

(2) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営

- ① 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
 - i) 避難所運営における管理責任者や職員の配置など女性の参画の推進
 - ii) 女性専用の物干し場の設置
 - iii) 女性専用の更衣室、授乳室の設置
 - iv) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
 - v) 性暴力・DV 防止に関するポスター等を掲示
 - vi) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
 - vii) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営
- ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- ③ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営
- ④ 女性や子供等への安全配慮
 - i) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
 - ii) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
 - iii) 照明の増設
 - iv) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

(3) 保健・衛生対策

- ① 救護所の設置
- ② 巡回健康相談、栄養相談の実施
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等における巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
- ③ 仮設トイレの確保
要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置などについて女性等への配慮を行う
- ④ 入浴、洗濯対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

⑤ 食品衛生対策

食品衛生、食事供与の状況把握、栄養管理・食物アレルギー等への必要な対策の実施

⑥ ごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施

⑦ 家庭動物のためのスペースの確保

⑧ 感染症対策の実施

(4) 収容施設の確保

大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、市は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、交流センター等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

3 避難所の閉鎖

市は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第5 広域一時滞在

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2) 市は、避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第6 救出及び救急救助活動

1 救急救助活動

市は警察署、自衛隊、医師会及び病院等の医療機関と密接な連携を図り、迅速・的確な救急救助活動にあたる。

関係機関	項目	活動内容
市	助救活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 ② 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ) 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ① 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、救命処置を要する者を優先する。なお、消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 ② 救護所等からの後方医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多発時活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し救助隊、医療救護班と密接な連携を図り救護活動を行う。なお、後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等の情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 ② 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど効率的な活動を行う。
警察機関		<ul style="list-style-type: none"> ① 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助にあたる。 ② 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 ③ 救出活動は、市及び関係機関と連絡を密に協同して行う。
自衛隊		<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じ、又は知事の要請に基づき救出活動を行う。 ② 救出活動は、市及び関係機関と連絡を密に協同して行う。
消防庁		<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる。
国土交通省及び高速道路会社		<ul style="list-style-type: none"> ① 高速道路のサービスエリア等を、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

2 惨事ストレス対策

→ 第II部第2章第9節第1「3 惨事ストレス対策」を参照

3 市民及び自主防災組織による救急救助活動

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動、救急救助活動を行う関係機関へに協力するよう努める。

第7 救急救助用装備・資機材の確保

- (1) 初期の救急救助用装備・資機材は、各関係機関が保有しているものを活用する。
- (2) 救急救助用装備・資機材等が不足する場合は、その他関係機関、民間業者からの借り入れ等を図る。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等は、協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、市民及び自主防災組織の協力を得る。

第7節 消防体制

第1 市による消防活動

1 市の消火活動

消防本部は、「安来市消防本部警防規程」に基づき統制ある消防活動を行い、火災防ぎよ活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

119番通報、消防無線、参集職員等により情報を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

① 消防水利の確保	防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・湖沼、ため池等からの取水等、消防水利の多様化に努める。
② 避難地及び避難路の確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。
③ 重要地域・消火可能地域の優先	同時・複数の延焼火災の場合は、重要かつ危険度の高い地域、消火可能地域を優先に消防活動を行う。
④ 市街地火災消防活動	市街地大火に際しては、的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、適切な広報を実施する。 大工場、大量危険物貯蔵取扱い施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、鎮圧後、部隊を集中して消防活動にあたる。
⑤ 重要対象物の優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

① 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の状況等を総合的に判断し、行動を決定する。
② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する
③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の市民に対し、出火防止対策を広報するとともに、出火の場合は市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防機関と協力して行う。また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等、警戒活動を行う。

(3) 救急救助

市による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対して必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、市民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら安全に避難させる。

3 惨事ストレス対策

→ 第II部第2章第9節第1「3 惨事ストレス対策」を参照

第2 他の消防機関に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

消防長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防機関の長に応援を要請する。

2 市長による応援出動の指示要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出勤の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

大規模災害時において知事から、あるいは緊急を要し消防庁長官から直接、応援出動等の措置が求められた場合、市長は直ちに応援活動を行う。また、県内に被害が発生し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めたときは、知事は消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

4 要請要領と留意事項

(1) 要請要領

① 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、他の消防機関の長に対して、消防応援の必要な部隊数等について電話により要請する。

② 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、知事に対して大規模な消防応援について電話により要請する。

(2) 留意事項

① 迅速な要請

市長が行なう大規模な消防応援の要請の連絡は、当該要請連絡の遅延による被害拡大の防止及び万全な防災体制の早期構築について留意する。

② 指揮者の措置

緊急消防援助隊の出動が決定した時点で、消防本部に設置した指揮本部を消防対策の中核機関として各防災機関は連携して災害対応にあたる。指揮者は、指揮支援隊による消防本部と消防団、県内消防応援隊、及び緊急消防援助隊の活動の調整と管理等の補佐を受け活動を指揮する。なお、被災地の防災体制の指揮統括にあたる市長が指揮本部にて消防対策の指揮者として従事しがたい状況にあるときは、市長は消防長にその任に関して委任することができる。

(3) 応援隊の受け入れ体制

① 受援体制

消防長は、消防本部において災害対応及び受援の体制を整備する。

第8節 浸水対策

1 管理者が自ら行う活動

(1) 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる。

(2) ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「農業用ため池点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市、県を通じて中四国農政局長に報告する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

2 水防計画に準拠した活動

地震による浸水対策の必要があると認められる場合には「島根県水防計画」及び「安来市水防計画」に準拠した浸水対策措置を実施する。

第9節 災害警備体制

→ 第II部第2章第10節「災害警備体制」を参照

第10節 交通確保・規制

第1 交通規制の実施

→ 第II部第2章第17節第1「交通規制の実施」を参照

第2 緊急通行車両等の事前届出・確認

→ 第II部第1章第11節「輸送体制の整備」を参照

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

→ 第II部第2章第17節第3「発見者等の通報と運転者の取るべき措置」を参照

第4 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集	啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、その他の県道等も、各道路管理者の情報収集に協力する。
(2) 優先順位の決定	啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を行う。

(2) 啓開作業

緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 道路啓開は第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。
- ② 警察、自衛隊等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。
- ③ 2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- ④ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去は、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- ⑤ あらかじめ立案しておいた調達計画により、各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。
- ⑥ 道路啓開及び应急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- ⑦ 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

第11節 緊急輸送

→ 第II部第2章第18節「緊急輸送」を参照

第12節 社会公共施設等の応急対策

第1 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や地域住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、避難所として使用する公共建築物の応急危険度を実施し、その建築物の使用の可否を判断する。また、災害対策活動の拠点となる建築物の被災度区分判定を実施し、補修又は補強が必要な建物は早急に補修又は補強を実施する。

建築物解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言を行う。

第2 建築物の応急対策

1 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定の目的	地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の新たな倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災した建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の危険性の度合いの判定を行う。
(2) 応急危険度判定実施の主体	市は、災害対策本部が設置された場合は応急危険度判定実施本部を設置し県支援本部へ設置したことを連絡する。判定実施要否の判断は、被害の状況に応じて、実施本部長の判断に基づき判断し応急危険度判定を実施する。実施の場合は、市民に十分広報する。また、県支援本部に対し応急危険度判定実施について、措置できない事項について支援要請を行う。

2 被災建築物応急危険度判定実施本部

実施本部の所管は建築住宅課とし、実施本部長は建築住宅課長とする。実施本部は安来市伯太庁舎建築住宅課および庁舎内あるいはその近辺に開設する。ただし、庁舎が被災した時は、この限りではない。



3 災害対策活動に必要な施設の被災度区分判定

建築構造技術者が被災建築物に立入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷の状況等について調査し、被災度の区分を行い、その後の補修・補強等の要否を判定する。

4 応急対策工事の実施体制

震災時の応急対策としては、被災建物の応急補修・復旧の体制づくり、労務・資材の確保及び備蓄、各業界の役割等体制の整備を行う。

5 応急危険度判定制度の確立

余震等による二次災害を防止するため、島根県地震被災地建築物応急危険度判定士の確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

第3 宅地の応急対策

1 応急危険度判定の目的

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

2 応急危険度判定実施の主体

地震発生後速やかに宅地悲哀の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、市民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第4 ライフライン施設の応急復旧

1 ライフライン施設の復旧に係る道路啓開

県及びライフライン施設管理者と連携し、ライフライン施設復旧に必要な道路の除雪、及び倒木・土砂等の撤去作業については、優先的に実施する。

2 電力施設応急復旧体制

中国電力ネットワーク(株)は非常災害対策実施規程等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

3 ガス施設応急復旧体制

LPGガス事業者及び県は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。また、LPGガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、老人ホーム等におけるLPGガス設備の安全総点検を実施する。

4 上下水道施設応急復旧体制

(1) 上水道施設応急体制

① 資機材調達	各事業者が所有している主要資機材等の調達体制を確立する。
② 応援体制	協定等に基づく近隣市町村との緊急応援体制を確立する。
③ 図面等用意	常備している水道施設・管路図面を活用できるようにする。

(2) 上水道施設応急復旧

被害状況を把握し、生活用水確保のため応急復旧計画を策定し、応急復旧を実施する。

① 送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧

② その他の配水管、給水装置の順で復旧

③ 配水調節により段階的に断水区域を解消しながら正常給水を図る。

(3) 下水道施設応急対策

① 資機材の確保	備蓄資機材及び関連事業者から調達するなど、調達体制を確立する。
② 施設の点検	処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。 管渠等は巡回点検し、漏水、道路陥没等の有無及び被害程度を把握する。

(4) 下水道施設応急復旧対策

① 処理場・ポンプ場	停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
------------	---

② 管渠施設	復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。
③ 広報活動	被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を行う。

4 電気通信設備応急復旧体制

市は、災害時において電気通信設備への不測の事態が生じた場合、市民からの照会や(株)西日本電信電話ほか携帯電話各社への情報の収集等に対応し、広報等により迅速かつ的確な情報を提供する。

第5 危険物施設等の応急対策

危険物施設等が被害を受けた場合は、直ちに県へ報告するとともに、応急対策に努める。

第6 河川砂防及び治山施設等の応急対策

1 河川施設等応急対策

堤防の破壊等については、クラック等の雨水浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備など応急対策を行い、災害発生の恐れのある場合は速やかな避難対策を実施する。

2 砂防施設等

県と連携し、砂防施設等の損傷、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事の実施を図る。

3 治山施設等の応急復旧活動

県と連携し、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等に努める。

4 ため池の応急対策

ため池管理者等から堤体等に異常がある旨の報告を受けたときは、ため池管理者と連携し、ため池の水位低下を直ちに行うなど、必要な応急措置をとる。

第7 家畜及び畜産施設の応急対応

地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を東部農林水産振興センターに報告するとともに、関係機関と一体となって家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

1 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

県の指示に従い、薬剤散布等、家畜伝染病の発生及びまん延の防止に努める。

2 飼料等確保対策

被災地における家畜飼料を確保するため、飼料販売業者に対し、必要数量の供給について協力要請を行う。また、搾乳事業者と連携し、震災時における集乳路線の確保を行う。

第13節 医療救護

→ 第II部第2章第19節「医療救護」を参照

第14節 広域応援体制

第1 市町村相互の応援

1 応援要請

- (1) 災害が発生した場合、隣接市町は相互に応援協力を行う。
- (2) 災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（松江県土整備事務所管内）の市は、被災市からの要請に基づき、応援協力を行う。また、必要な場合、県に対し応援を要請する。
- (3) 災害が大規模となり、ブロックを超える応援が必要とされる場合、県に対して応援を要請する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。
- (4) 応援の種類

- ① 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- ② 生活物資及びその補給に必要な資器材の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- ⑤ ボランティアのあっせん
- ⑥ その他特に必要な事項

(5) 要請手続き

次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする場所、期間
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ⑤ その他の必要事項

2 受け入れ体制の整備

- (1) 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- (2) 指揮命令は、派遣を受けた市長が行う。

3 市内所在機関相互の応援協力

県、指定地方行政機関等の出先機関及び市域の公共団体等は、市が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

第2 消防機関の応援

1 県内市町村・消防機関への応援要請

大規模災害及び特殊災害等の発生により持てる消防力では災害の防ぎよが困難な場合には、「島根県消防広域相互応援協定書」に基づき、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し応援の要請を行う。

2 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、大規模な消防の応援等が必要と判断した場合は、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。

第15節 災害救助法の適用及び災害救助体制

1 災害救助法の実施機関

(1) 実施責任者

知事より委任されている救助は市が実施する。また、災害の事態が急迫して知事による救助を待つことができない場合、市が代行する。

(2) 市への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となるが、災害救助法第30条及び島根県災害救助法施行細則第29条の規定により、次の各号に掲げる救助の実施権限は、市長に委任される。

- ① 避難所の供与
- ② 応急仮設住宅入居者の決定
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 災害にかかった者の救出
- ⑦ 住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市の滅失世帯（住家滅失世帯）数が60世帯以上のとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,000世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域におよぶ大災害で、県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※ 被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

3 災害救助法の適用手続き

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、以下のとおりとなるが、関係各課は総務課と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- (1) 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- (2) 適用申請（市長から知事へ）
- (3) 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から市長へ）
- (4) 災害救助法による救助の実施指示（市長（本部長）から関係各課へ）

4 災害救助法の実施方法等

災害救助法の適用を受けた場合には、各担当班において適切な指示及び処理をするよう指導する。

→ 災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間は、資料編を参照

第16節 食糧の供給

1 食糧の調達

→ 食糧の調達方法及び調達先等については、資料編を参照

市は市内及び近隣市町村からの食糧の調達が困難な場合又は不足する場合は、県に要請を行う。

その場合、次の事項を明らかにして、島根県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、島根県防災危機管理課）へ、電話、ファックスにより要請し、後日、速やかに島根県災害時等救援物資要請書（様式第25号）を提出するものとする。

- (1) 救援物資を必要とする理由
- (2) 救援物資の品名、数量
- (3) 救援物資の受入場所及び受入場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 食糧の供給

(1) 供給対象者

→ 第II部第1章第12節第1「食糧及び給食用資器材の備蓄並びに調達体制の整備」を参照

(2) 食糧供給の手段・方法

食糧の供給は、避難所等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。食糧の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 各避難所等における食糧の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 市民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要援護者への優先配分
- ④ 食糧の衛生管理体制の確保

(3) 給食基準

① 配布基準

炊出しその他のによる食品給与の配布基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる。なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品目	基 準
米 穀 等	被災者（炊出し）：1食当たり精米換算200g以内
	応急供給：1人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者：1食当たり精米換算300g以内
乾 パ ン	1食当たり：1包（100g入り）
	食 パ ン
	1食当たり：185g以内
調 整 粉 乳	乳幼児1日当たり：200g以内

② 炊出しの実施

ア) 炊出し責任者	市職員等責任者を置き、原材料の調達管理、衛生管理に当たる。
イ) 炊出しの場所及び輸送	炊出しは給食施設等を利用し、もしくは仮設の給食施設を設置し実施する。ただし、避難所又は近くに適当な場所がないときは、車両等で運搬する。
ウ) 協力団体	炊出しの実施は、ボランティア団体等による協力を得て行う。不足する場合は、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼する。
エ) 炊出し物資の確保	応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、市内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町村又は県に確保、輸送あるいはあっせんを要請する。

3 食糧の輸送

- (1) 調達した食糧の集積地までの輸送及び市域内の移動は市が行う。
- (2) 集積地には、管理責任者を定め、同時に調達した食糧の集配拠点とする。
- (3) あらかじめ選定した集積地点への輸送が難しい場合、県と協議の上、適切な場所を定め卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引きとる。

第17節 飲料水等の供給

1 被災者に対する給水

(1) 実施責任者	飲料水供給の直接の実施は市が行う。
(2) 情報の収集	次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ① 被災者や避難所の状況 ② 医療機関、社会福祉施設等の状況 ③ 通水状況 ④ 飲料水の汚染状況
(3) 給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
(4) 給水活動	① 給水の方法は、給水車で輸送する「運搬給水」を原則とする。 ② 水質検査により安全性を確認し、供給可能な水源のうちどちらかを選ぶ。(矢田水源、宮内水源、今津水源、川平水源、原代水源)
(5) 広 報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。
(6) 医療機関等の対応	医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、的確な対応を図る。
(7) 要員の確保	応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。自力で給水を受けることが困難な要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を図る。
(8) 給水基準	最低給水量は、1人1日20Lを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する(被災直後は、生命維持のための量(1人1日3L)とするなど。)。
(9) 応援要請	最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

2 給水の方法

給水方法	内 容
水源地・浄水場等での拠点給水	容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等に仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	① 医療機関、社会福祉施設及び救護所等は、他に優先して給水車で行う。
仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	① 使用可能な消火栓等に仮設給水栓を接続し応急給水を行う。 ② 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル、災害対応型自動販売機等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

第18節 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の確保

- (1) 被災者への生活必需品の給（貸）与の必要がある場合は、次の情報を収集し、必要品目及び必要量の判断をする。
 - ① 被災者や避難所の状況
 - ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 市の備蓄・調達体制のもと、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- (3) 市で対応が困難な場合、近隣市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時に生活を安定させるものとする。被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則による。また被災者の実態、人員を確実に把握し、個人別給（貸）与台帳を作成し、次により給（貸）与を実施する。

(1) 被害状況の調査	市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量を判断する。 ① 被災者や避難所の状況 ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
(2) 物資の確保	生活必需品等は、市内及び近隣市町村の業者より調達する。 状況により、市のみでは対応が困難な場合には、近隣市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。
(3) 給与の実施	① 給与の実施にあたっては、迅速・円滑に給与が行えるように、給与台帳を作成する。 なお、災害救助法が適用される場合は、被害状況報告書を作成し、県へ報告する。 → 被害状況報告書は資料編を参照 ② 台帳に基づき物資給与券を発行するが、困難なときは口頭をもって伝達する。 ③ 避難所における寝具は、原則として一時貸与の方法をとり、避難所の責任者が管理した後において、実状により給与の方法をとる。 ④ 自力で生活必需品等を受けとることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。 ⑤ 激甚災害等のため、市だけでは実施困難な場合には、県、近隣市町村及び関係機関へ応援を要請する。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 調達した物資の集積地までの輸送及び市域内の移動は市が行う。
- (2) 集積地には、管理責任者を定め、同時に調達した物資の集配拠点とする。
- (3) あらかじめ選定した集積地点への輸送が難しい場合、県と協議の上、適切な場所を定め卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引きとる。

第19節 文教対策

避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第1 児童・生徒等の安全確保

(1) 最優先課題	学校等は、児童・生徒等の安全確保を最優先し、中でも災害時に弱者となることが予想される幼児や小学校低学年児童、特別支援学級の児童などに特段に配慮する。
(2) 地震発生時の対応	揺れがおさまり次第、児童・生徒等の安全を確認し、校庭等への第2次避難の決定を行う。授業時間以外にあっては教職員は速やかに児童・生徒等のもとへ駆けつけて掌握に努める。
(3) 保護者への引き渡し	安全を確保した後は保護者等へ連絡し、速やかに引き渡す。その際、児童・生徒等が自分で勝手に下校したり、保護者が学校側の確認がないまま子どもを連れ帰ったりすること等がないよう、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。なお、留守家庭や諸般の事情で引き渡すことが困難な場合、一時的に学校で保護する。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第2 応急教育の実施

1 災害時の対応

市は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を推進する。特に情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連絡体制の確保に努める。

- (1) 状況に応じて適切な緊急避難を指示する。
- (2) 第一に児童・生徒等の安全確保に努め、児童・生徒等及び教職員の被害状況を把握し教育委員会へ報告する。また、危険箇所は立ち入り禁止にするなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 状況に応じ、各校長は教育委員会と協議し臨時休校措置をとる。
- (4) 学校に避難所が開設される場合、災害対策担当部局と協力し、運営にあたる。

2 災害復旧時の対応

市は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。市教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなど、情報収集伝達に万全を期する。

(1) 学校施設の確保	避難場所として提供したこと等により、長期間学校が使用不能な場合、他の学校や公共施設を確保し、授業再開を期する。 校舎の大部分が使用できない場合は、公共施設等を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。施設がないときは応急仮校舎の対策を講ずる。
(2) 児童・生徒等の健康管理	被災学校の児童・生徒等、教職員への健康相談活動、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題に配慮し、臨床心理士などの支援を得て対応する。
(3) 教育職員の確保	教育職員の被災状況を把握するとともに県及び県教育委員会と連絡を取り、教育職員の確保に努める。

第3 学用品の調達及び支給

1 基本事項

(1) 給与対象者	① 災害により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童等を含む。）。 ② 市において、り災者として確認された児童・生徒等であること。
(2) 給与の時期	災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材	① 市教育委員会は、学校別、学年別、使用教科書ごとに数量を速やかに調査し、県へ報告する。 ② 教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき一括調達し、配給する。 ③ 学用品の給与は市が行うが、調達が困難なときは、県が調達を行う。
(2) 文房具、通学用品	給付の対象となる児童・生徒等を調査把握し、市が、各学校長を通じて現物をもって行う。

第4 就学支援措置

公立学校においては、保護者の申請によりその被害の程度に応じて費用の支払いの延期、減額免除などの必要な措置を講じる。

第5 文化財の保護

文化財が被災した場合には、市教育委員会は所有者と協力し必要な処置を講ずる。

第20節 災害ボランティアとの連携・支援体制

1 災害ボランティアの受け入れ、支援

(1) ボランティアセンターの開設

市及び市社会福祉協議会は、関係機関と連携し、災害ボランティアの活動拠点を設ける。また、関係団体と連携し、受け入れ、支援に関する協議を行う機関を整備する。

- ① 災害及び被災状況の情報収集
- ② ボランティアニーズの把握
- ③ ボランティアの受付・登録
- ④ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- ⑤ ボランティアの派遣・撤収
- ⑥ ボランティア活動の企画・開発
- ⑦ ボランティア活動の記録
- ⑧ ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ⑨ ボランティアセンターの運営に必要な資器材の確保
- ⑩ 関係機関との連絡調整 等

(2) 協力体制の確立

市及び市社会福祉協議会は、被災状況に応じて、県を通じ専門ボランティア、ボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。

(3) 被災地周辺における支援

市及び市社会福祉協議会は、他の市町村より災害ボランティアの活動要請があった場合には、協力等に努める。

2 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は国が受け入れを決定し、国の受け入れ計画に基づいて県が受け入れるものとし、市はこれに協力する。

第21節 要配慮者への支援

第1 要配慮者に対する対策

平常時から福祉サービスの利用者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスを提供する。

(1) 安否確認の実施	民生委員・児童委員、市民組織等の協力を得て、避難行動要支援者名簿等を元に、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。
(2) 援護活動の実施	① 地域住民等と協力して避難所へ移送する。 ② 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。 ③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。 ④ ホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスを、災害発生1週間を目処に開始できるようにする。そのため、災害発生後2~3日目から、避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。また、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で社会福祉施設に入所させる。

(1) ライフライン優先復旧	社会福祉施設の早期の機能回復を図るために、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。
(2) 生活救援物資の供給	施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び市に協力を要請する。
(3) マンパワーの確保	ボランティア、自主防災組織、市民等へ呼びかけ、マンパワーを確保する。

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

避難所や在宅の一般的な要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。要配慮者への支援を行うにあたっては、必要に応じてしまね災害福祉広域支援ネットワークによる福祉専門職の派遣要請をする。

また、市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファックス、防災行政無線、行政告知放送等を活用するとともに、報道機関の協力により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食糧、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所において、車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資の調達やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等の派遣を行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要援護者を収容するため、

- 福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める
- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- (8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

- (1) 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市に通報される体制を確立する。
- (2) 住民基本台帳の犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2 児童の保護等のための情報伝達

掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、ホームページの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等の情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

市及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供	生活や災害に関する情報を英語等の多言語による携帯メールマガジン、パンフレット等、広報誌等を活用し、外国人への情報提供を行う。
(2) 相談窓口の設置	相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアを配置して対応する。

第22節 廃棄物等の処理

1 情報収集

災害が発生した際の初動期は、人命救助を優先しつつ、被災状況、収集運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報など災害廃棄物に関する情報について収集する。

2 災害廃棄物発生量の推計

環境省が示す災害発生量の発生原単位及び推計式を用いて発生量の推計を行う。

3 仮置場の設置

道路や家の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物は、瞬間に膨大な量が発生する可能性がある。そのため、災害廃棄物を一時的に分別、保管、処理するための仮置場の設置を検討する。

4 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、可能な限り分別を進めることにより、廃棄物の処理・処分量の減少、最終処分量の削減、処理期間短縮などが期待できるため、処理の基本方針、地域事情を加味して、処理フローや再資源化、処分の手順を検討する。

5 収集運搬体制の確保

災害発生後は、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、関係団体に支援を要請する。

6 し尿処理

災害時には、通常のし尿処理に加え、避難所などに設置される仮設トイレ等などのし尿処理が必要になるため、仮設トイレ数や避難者数などからし尿の発生量を推計し、収集及び処理体制を確保する。収集及び処理体制の確保が難しい場合は、県へ支援要請を行う。

7 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、環境省が策定する処理指針や市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

第23節 防疫・保健、環境衛生対策

第1 防疫活動

1 防疫活動組織

県・保健所等の指導を得て市が実施する。なお、災害の状況により、防疫班を編成する。

2 防疫活動

防疫班は、県の協力を得て次の要領により活動を実施する。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を実施する。
- (2) 避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。
- (3) 井戸の消毒を実施する。
- (4) 状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- (5) 床上浸水地域に対しては、被災直後に消毒剤を配布して衛生上の指導を行う。
- (6) 災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは指定医療機関へ搬送する。

3 避難所の防疫措置

(1) 避難所の管理	避難所を開設したときは、防疫に万全を期する。
(2) 健康調査	避難者の発病を防ぐため、必要に応じ健康調査を実施する。
(3) 消毒剤の配置 及び衛生指導	避難場所及び被災地では消毒、手洗の励行などについて指導する。

第2 精神保健活動

災害発生後、精神的に不安な状態にある市民に対して、相談窓口の開設や県健康福祉部（精神保健活動班）等との連携を図りながら、精神的ケアの対応に努める。

第3 食品衛生監視

炊出し等が行われる場合、行政管理を十分留意するとともに、県が行う食品衛生指導が円滑に行われるよう、施設の被害状況を把握し、松江保健所及び関係団体との連携強化に努める。

第4 環境衛生対策

県健康福祉部（環境衛生監視班）の監視指導の下に環境衛生上の危害の発生防止を図る。

第5 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体の搜索は、警察署、消防団、ボランティア団体等の協力を得て、搜索に必要な車両・舟艇その他の機械器具を借上げ、市が実施する。

(2) 応援要請

搜索の実施が困難であり、他市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村にあると予想される場合は、県、近隣市町村に応援を要請する。

2 遺体の処理

(1) 実施者及び方法

遺体の収容処理は、必要に応じ医師等の協力を求めて、市が実施する。

(2) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案（医学的検査）を終えた遺体は、知事に報告の上、遺体収容所に輸送する。

(3) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

① 遺体収容所の設置	ア) 市は、被害現場付近の寺院、公共建物等に遺体収容所を開設する。 イ) 既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。 ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定める。
② 遺体の一時保存	身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬・火葬ができる場合は、特定の場所に集めて埋葬・火葬の処理まで安置する。

3 遺体の埋・火葬

災害の際死亡したもので、身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市が応急的に行う。

(1) 火葬	① 火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。 ② 市で実施が困難な場合は、県に広域的な火葬を要請する。 ③ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂等に一時保管し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。
(2) 仮埋葬	① 収容した遺体が多数のため火葬に付すことができない場合、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。 ② 仮埋葬した遺体は、適当な時期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第25節 住宅確保及び応急復旧

第1 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定	入居者の選定は、市長が行う。 「対象者」 ① 家屋が全壊・全焼又は大破・半焼して生活できない状態の者。 ② 居住する仮住家がなく、また借家等の借上げもできない者。 ③ 自己の資力で住宅を確保することができない者。
(2) 必要住宅戸数の把握	市は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。
(3) 応急住宅提供の方針	公的住宅の空家から提供し、不足する場合、応急仮設住宅を建設・提供する。
(4) 応急仮設住宅建設の実施主体	① 応急仮設住宅の建設は市が実施する。 ② 災害救助法が適用された時は、市の要請により県が建設・提供する。この場合、仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。
(5) 建設用地の選定	市は、敷地の選定に当たって、集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。
(6) 仮設住宅の構造・規模	① 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とする。 ② 規模は入居世帯の人数に応じて定める。 ③ 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 提供可能戸数の把握	市の公的住宅の空家で提供可能な住宅戸数を把握する。
(2) 必要住宅戸数等の把握	住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。
(3) 県への援助要請	市の提供可能住宅では必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。
(4) 入居者の決定	入居者の決定は市が行う。 なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設着工期限及び貸与期間	災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
(2) 建設資材の調達	必要な建築資材は、関係業者が確保するが、資材が不足する場合は、県に対し資材のあっせんを要請する。
(3) 仮設住宅の管理	仮設住宅の管理は、市長が知事から委託を受けて管理する。

4 応急仮設住宅の建設にかかる市の対応

(1) 建設場所	建設予定場所は、原則として県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。
(2) 建設着工期間及び貸与期間	災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
(3) 仮設住宅の規模	入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。
(4) 災害救助法の適用の場合	① 仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県へ要請する。 ② 建設用地の選定は、県と協議の上決定する。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第2 被災住宅の応急修理

1 方針

(1) 市は、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。
(2) 県は、市町村から被災住宅の応急復旧相談に対応する相談員の派遣要請があった場合、市が設置する相談窓口にこの相談員を派遣するとともに、円滑な応急復旧の実施に向けた支援を行う。
(3) 災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。
(4) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公社、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合を対象とする。
(5) 住宅の応急修理は市が実施する。

2 実施内容

(1) 対象者	① 災害により住宅が半壊（焼）・半流失し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯 ② 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
(2) 修理家屋の選定	市は、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高いものから順次選定する。
(3) 応急修理	応急修理箇所は居室、炊事場、便所等のような生活に欠くことのできない部分とする。 その他、緊急を要する応急修理（例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等）を行うが、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(4)修理資材の調達 応急仮設住宅の建設の場合に準ずる

第3 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の崩壊後のがれき等とは異なる。

市は、災害救助法に則って行うが、除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、県に近隣市町村からの派遣等の要請を行う。

第26節 務務確保体制

第1 ボランティア団体等の応援協力、要員雇用体制

1 要員の確保

震災応急対策を実施するため要員を確保する場合は、ボランティア団体等の動員、要員の雇上げを行い、特に必要な場合は近隣の者の協力を得て行う。

2 応援の要請

各班がボランティア団体又は要員を必要とするときは、次の事項を示し、災害対策本部へ申し出る。作業が不可能又は人員が不足するときは、県等に応援並びに派遣の要請を行う。

- | | | | |
|----------------|----------|----------|--------|
| (1) 応援を必要とする理由 | (2) 従事場所 | (3) 作業内容 | (4) 人員 |
| (5) 従事期間 | (6) 集合場所 | (7) その他 | |

3 ボランティア団体等の編成及び活動

(1) 市及び市社会福祉協議会は、主に次の団体の協力を得てボランティア団体を編成する。
また、市災害ボランティアセンターによる災害ボランティアの受け入れを行う。

- | | | | |
|-------|-------|---------------|-------|
| ① 自治会 | ② 婦人会 | ③ 日本赤十字社島根県支部 | ④ その他 |
|-------|-------|---------------|-------|

(2) 活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 炊出し、保育その他救助活動の協力 | ② 清掃及び防疫 |
| ③ 災害応急対策用物資、資材等の輸送 | ④ 応急復旧作業で危険を伴わない作業 |
| ⑤ その他災害応急措置の応援 | |

4 要員の雇用

災害応急対策実施に際し必要を認めるときは、要員を雇上げる。なお、賃金等費用は要請した各課において負担する。

第2 協力命令、従事命令の実施体制

1 強制執行の委任等

知事の行う従事命令又は協力命令執行の必要があるときは、市長はその権限の委任又はその執行を要請する。

2 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長 又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用 救助のため)	従事	災害救助法第24条	知事
	協力	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害対策基本法第71条	知事
	協力	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官又は海上保安官

3 強制命令の対象者

強制命令の種別による従事対象者は、次に掲げるとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、準看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 自動車運送業者及びその従業者 7. 鉄道事業者及びその従事者 8. 軌道経営者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従事者 10. 港湾運送業者及びその従事者
災害救助、その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長、警察官の従事命令)	市域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

第27節 災害広報

1 広報体制の確立

市が保有する以下の媒体等を活用して広報を実施する。また、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行うものとする。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

- (1) 市広報車
- (2) 消防車両
- (3) 放送機関
- (4) 掲示板
- (5) 広報紙
- (6) 市ホームページ
- (7) 防災行政無線
- (8) 行政告知放送
- (9) 安来市災害対応型自動販売機
- (10) SNS(フェイスブック、ツイッター)
- (11) 協定に基づく情報発信(ヤフー株)

2 広報の方法

(1) 市民に対する広報

① 広報の方法

広報担当班は、各対策部等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図る。

1に記載する広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道関係に協力を要請して災害広報を実施する。また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、住所を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

② 広報内容

ア) 地震発生直後の広報

- ・ 地震に関する状況
- ・ 津波に関する状況

イ) 発生直後の広報

- ・ 災害発生状況(家屋の倒壊、火災発生等災害発生状況)
- ・ 災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況)
- ・ 道路交通状況(道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等)
- ・ 市民のとるべき措置(火災防止、近隣助け合いの呼びかけ、車両使用の自粛等)
- ・ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等
- ・ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ) 応急復旧活動段階の広報

- ・ 市民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
- ・ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

エ) 支援受け入れに関する広報

- ・ 各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等)
- ・ 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

オ) 被災者に対する広報

安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど

(2) 報道機関に対する情報発表の方法

市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定めて行う。

(3) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び島根県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

また、観光業の風評被害については、積極的に正しい情報発信に努める。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

1 災害復旧事業計画の作成

(1) 事業計画の作成方針の検討

- ① 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題も踏まえた計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- ② 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の視点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を推進するものとする。

(2) 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じて国、県他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 災害復旧事業の実施

(1) 公共施設の復旧等

① 基本方針	被災した公共施設の災害復旧を行うため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。
② 実施計画	<p>ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等を活用して、復旧事業を行う。</p> <p>イ) 原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から改良復旧を行う。</p> <p>ウ) 地盤の緩みに伴う土砂災害など二次災害防止の観点から、可能な限り災害防止対策を行う。</p> <p>エ) ライフライン交通輸送施設等の関係機関は、復旧に当たり地区別の復旧予定期を明示する。</p> <p>オ) 関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。</p> <p>カ) 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。</p> <p>キ) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>ク) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p>

(2) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア) 河川 イ) 砂防設備 ウ) 林地荒廃防止施設
 - エ) 地すべり防止施設 オ) 急傾斜地崩壊防止施設 カ) 道路 キ) 港湾
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 上、下水道災害復旧事業計画
- ④ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑤ 公立学校施設災害復旧事業計画
- ⑥ 公営住宅災害復旧事業計画
- ⑦ その他の災害復旧事業計画

3 がれき処理

(1) 基本方針	復旧・復興を迅速に行うため、がれき処理を早期に開始する。
(2) 実施計画	<p>① 市において仮置き場、最終処分地を確保するが、困難な場合、県を通じ市外で確保する。</p> <p>② 適切な分別を行い、可能な限りリサイクルに努める。</p> <p>③ 環境汚染の未然防止及び、市民、作業者の健康管理・安全管理に配慮する。</p> <p>④ がれきの処理計画を定める。また円滑な処理を図るため広域的な調整を行う。</p>

4 災害復興計画の作成

(1) 復興計画の作成	大規模災害により地域が壊滅状態となり、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の再建には、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。
(2) 防災まちづくり	<p>① 県及び市は再度災害防止と快適な都市環境を目指し、安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求める。</p> <p>② 県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>③ 県及び市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</p> <p>④ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p>

第2節 生活再建等支援対策の実施

1 被災者の生活相談

被災者や事業者の自立復興を支援するため、当面の生活のための支援として、生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

2 雇用機会の確保

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等については、公共職業安定所と連絡協力して対応を図る。

3 義援金品の受け入れと配分

寄託された義援金品を被災者に配分するため、市は、受付、保管、輸送等について県、日本赤十字社島根県支部と協力し、活動を実施する。

(1) 義援金品の受付	市は義援金品の受付に関する計画を樹立する。
(2) 配分及び輸送	県、日赤から送付された義援金品を災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、被災者に配分する。
(3) 保管場所	市は被災者に配分するまでの間、一時的に保管する。

4 生活資金の及び事業資金の融資

(1) 被災者個人への融資

① 生活福祉資金	ア)県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度により災害援護資金及び住宅資金の貸付を行う。 イ)市は、被災者への広報活動及び相談・指導等を行う。
② 住宅復興資金	ア)独立行政法人住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補償資金の貸付けを行う。 イ)市は、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を実施する。県は融資の適用に関する相談や機構から受託した工事審査の業務を行なう。

(2) 被災中小企業への融資

① 県商工労働部と連携し、被災した中小企業の再建を促進する融資等について所要の指導及び広報を行う。
② 市は、歳計現金の運用による緊急金融措置をとる。

(3) 被災農林水産業関係者への融資等

① 被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進するため、天災融資法、日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。
② 市は、県農林水産部と連携し、問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

5 郵便・電話等の支援措置

(1) 郵便関係	① 小包郵便物及び現金書留の料金の免除 ② 郵便はがき等の無償交付 ③ 利用の制限及び業務の一部停止
(2) 電報電話の料金免除等	被災地の郵便局で利用する被災者の災害関係電報電話の料金の免除
(3) 為替貯金	① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

業務関係	② 郵便貯金の非常貸付け ③ 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 ④ 国債元利金の非常払
(4) 簡易保険 業務関係	① 保険料払込猶予期間の延伸 ② 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い ③ 保険金、賠償倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い ④ 解約還付金の非常即時払い ⑤ 保険貸付金の非常即時払い
(5) 災害寄付金の料金免除	通常払込、通常振替の料金の免除

6 租税の減免措置等

市条例の規定に基づき、市税の減免又はこれに準する措置を実施する。

7 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

以下の弔慰金の支給等に関し、安来市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき市が実施する。

災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に支給する。
災害障害見舞金	災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に支給する。
災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付ける。

8 災害見舞金の支給

安来市災害見舞金支給条例の規定に基づき、災害により全半壊の被害を受けた世帯の世帯主に支給する。

9 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号 以下「法」という。)に基づいて全国の都道府県が拠出した基金を活用して、被災世帯に支援金を支給し、国が費用を助成することにより被災者を支援する。県は、支援金を支給するための措置を定め、自立した生活の開始を支援する。市は、被災者からの申請書の取りまとめなど、必要な事務を行なう。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(1) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(2) 市単被災者生活再建支援制度に基づく支援

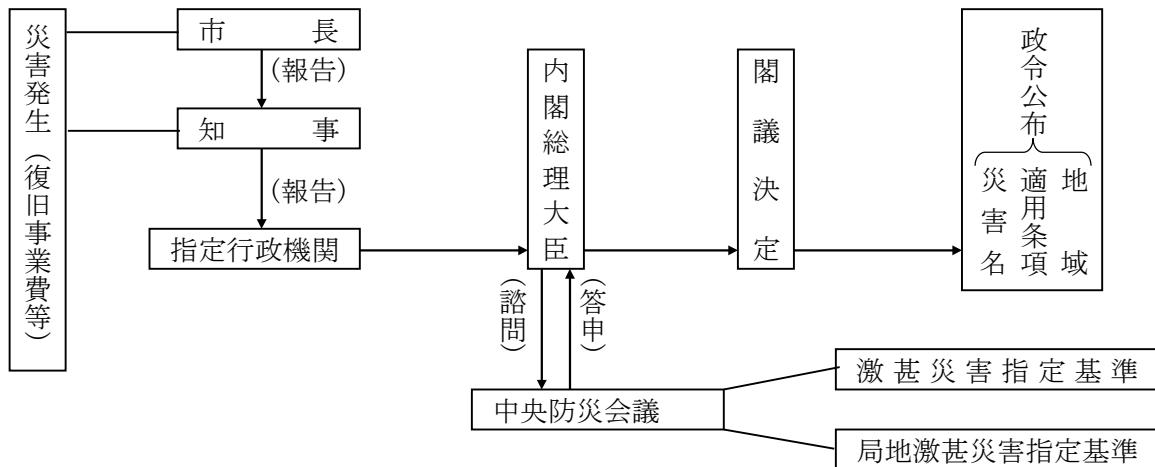
市は、法による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、その生活の再建を支援するため、安来市被災者生活再建支援金を支給する。

→ 被災者生活再建支援法に基づく支援の詳細については、資料編を参照

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害指定手続き

市は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃までに手続きを行う。

2 激甚災害指定基準

→ 激甚災害指定基準は資料編を参照

3 局地激甚災害指定基準

→ 局地激甚災害指定基準は資料編を参照

4 特別財政援助等の申請手続き等

市は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

5 激甚法に定める事業及び関係部局

→ 激甚法に定める事業及び関係部局は資料編を参照

第V部 原子力災害対策編

第1章 総 則.....	241
第1節 計画の目的.....	241
第2節 計画の性格.....	241
1.安来市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画.....	241
2.安来市における他の災害対策との関係.....	241
3.計画の修正.....	242
第3節 計画の周知徹底.....	242
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針.....	242
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定.....	242
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	243
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施.....	245
1.島根原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施.....	245
2.放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施.....	245
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	245
第2章 原子力災害事前対策.....	256
第1節 基本方針.....	256
第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理.....	256
第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収.....	256
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携.....	256
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	257
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	257
1.情報の収集・連絡体制の整備.....	257
2.情報の分析整理.....	258
3.通信手段・経路の多様化等.....	260
第7節 緊急事態応急体制の整備.....	260
1.警戒態勢をとるために必要な体制等の整備.....	260
2.災害対策本部体制等の整備（原災法第10条の通報すべき基準）.....	261
3.オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制.....	262
4.長期化に備えた動員体制の整備.....	264
5.防災関係機関相互の連携体制.....	264
6.消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊.....	264
7.広域的な応援協力体制の拡充・強化.....	265
8.モニタリング体制等.....	265
9.専門家の派遣要請手続き.....	265

10.複合災害に備えた体制の整備	266
11.新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下における防護措置	266
12.人材及び防災資機材の確保等に係る連携	266
第8節 避難収容活動体制の整備	266
1.避難計画の作成	266
2.避難所等の整備等	267
3.要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	268
4.学校等施設における避難計画の整備	269
5.不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	269
6.住民等の避難状況の確認体制の整備	269
7.居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	269
8.警戒区域を設定する場合の計画の策定	269
9.避難場所・避難方法等の周知	269
第9節 飲食物の摂取制限、出荷制限等	269
1.飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	269
2.飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	269
第10節 緊急輸送活動体制の整備	270
1.専門家の移送体制の整備	270
2.緊急輸送路の確保体制等の整備	270
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	270
1.救助・救急活動用資機材の整備	270
2.救助・救急機能の強化	270
3.安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	270
4.防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	270
5.物資の調達、供給活動体制の整備	270
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	271
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	271
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	271
第15節 防災業務関係者の人材育成	272
第16節 防災訓練等の実施	272
1.訓練計画の策定	272
2.訓練の実施	273
3.実践的な訓練の実施と事後評価	273
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬）	273
第18節 災害復旧への備え	274
第3章 緊急事態応急対策	275
第1節 基本方針	275
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	275
1.施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	275

2.施設敷地緊急事態应急対策等活動情報の連絡.....	278
3.一般電話回線が使用できない場合の対処.....	279
4.放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動.....	279
第3節 活動体制の確立.....	279
1.市の活動体制.....	279
2.原子力災害合同対策協議会への出席等.....	286
3.専門家の派遣要請.....	288
4.応援要請及び職員の派遣要請等.....	288
5.自衛隊の派遣要請等.....	288
6.原子力災害被災者生活支援チームとの連携.....	288
7.防災業務関係者の安全確保.....	289
第4節 避難、屋内退避等の防護措置.....	290
1.避難、屋内退避等の防護措置の実施.....	290
2.避難所等.....	292
3.広域一時滞在.....	293
4.避難退域時検査及び簡易除染の実施.....	293
5.安定ヨウ素剤の服用.....	294
6.避難行動要支援者への配慮.....	294
7.要配慮者等への配慮.....	294
8.学校等施設における避難措置.....	294
9.不特定多数の者が利用する施設における避難措置.....	294
10.警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置.....	294
11.飲食物、生活必需品等の供給.....	295
第5節 治安の確保及び火災の予防.....	295
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	295
第7節 緊急輸送活動.....	296
1.緊急輸送活動.....	296
2.緊急輸送のための交通確保.....	297
第8節 救助・救急、消火及び医療活動.....	297
1.救助・救急及び消火活動.....	297
2.医療措置.....	297
第9節 住民等への的確な情報伝達活動.....	297
1.住民等への情報伝達活動.....	298
2.住民等からの問い合わせに対する対応.....	300
第10節 自発的支援の受入れ.....	302
1.ボランティアの受入れ等.....	302
2.国民等からの義援物資、義援金の受入れ.....	302
第11節 行政機関の業務継続に係る措置.....	302
第4章 原子力災害中長期対策.....	303

第1節 基本方針.....	303
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	303
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	303
第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....	303
第5節 各種制限措置の解除.....	303
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	303
1.災害地域住民の記録.....	303
2.災害対策措置状況の記録.....	303
第7節 被災者等の生活再建等の支援.....	304
第8節 風評被害等の影響の軽減.....	304
第9節 被災中小企業等に対する支援.....	304
第10節 心身の健康相談体制の整備.....	304

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、島根県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

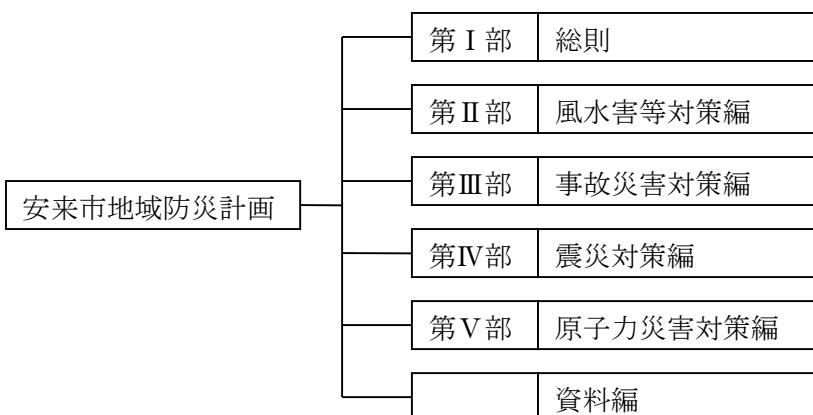
1 安来市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、安来市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触するこがないように、緊密に連携を図った上で作成した。

2 安来市における他の災害対策との関係

この計画は、「安来市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「安来市地域防災計画（風水害等対策編、事故災害対策編、震災対策編）」に拠る。

安来市地域防災計画の構成



3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第 3 節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

市の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定したものである。

第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を次のとおり定めるものとする。

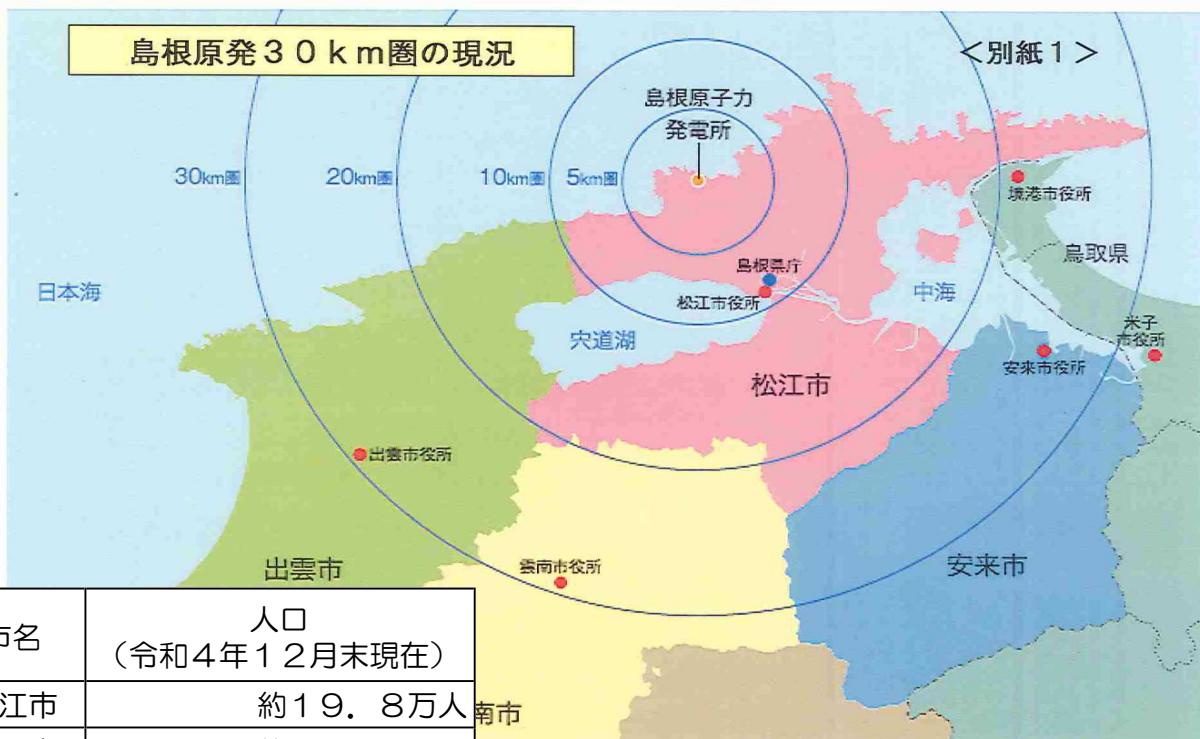
実施すべき対策の内容に応じて、「原子力災害対策指針」及び「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」により、地域の範囲を定める。

- ・緊急防護措置を準備する区域(UP Z:Urgent Protective action planning Zone):おおむね 30km

UP Zとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L (Emergency Action Level)、O I L (Operational Intervention Level)に基づき緊急防護措置を準備する区域である。UP Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、UP Zの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30 km」を目安とする。

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

地区名（交流センター単位）	
安来地域	社日、十神、赤江、荒島、飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、島田の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）
広瀬地域	広瀬、下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐
伯太地域	安田の一部（伯太町安田）



第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 島根原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、島根原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、当該発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

表1-7-1 中国電力(株)、市、国が採ることが想定される措置等
略（別添）

2 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : O p e r a t i o n a l I n t e r v e n t i o n L e b e l）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

表1-7-2 O I Lに準じた中国電力(株)、市、国が採ることが想定される措置等
略（別添）

第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、安来市地域防災計画第一部第2章に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

安来市

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
安来市	防災課	<p>1.原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発、訓練に関すること</p> <p>2.災害時の通信連絡網、連絡体制の整備に関すること</p> <p>3.環境放射線モニタリング設備、機器、資材の整備に関すること</p> <p>4.平常時モニタリングに関すること</p> <p>5.市災害対策本部の設置に関すること</p> <p>6.災害状況の把握及び情報伝達等に関すること</p> <p>7.緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>8.住民の退避・避難、立入制限、救助等に関すること</p> <p>9.県の原子力災害医療に対する協力に関すること</p> <p>10.汚染飲食物の摂取制限等に関すること</p> <p>11.緊急輸送及び必需物資の調達並びに飲料水・食料、生活必需品の供給に関すること</p> <p>12.島根県の汚染物質の除去に対する協力に関すること</p> <p>13.災害の各種資料の収集、整理及び保存に関すること</p> <p>14.緊急時における国・島根県等との連携に関すること</p> <p>15.制限措置の解除に関すること</p> <p>16.原子力災害に関する総合調整に関すること</p> <p>17.県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること</p>
	政策推進部 地域振興課	広域避難に係る陸路による緊急輸送の確保に関すること
	健康福祉部 福祉課 介護保険課 子ども未来課	<p>1.要配慮者の避難の支援に関すること</p> <p>2.福祉施設の避難の支援に関すること</p> <p>3.福祉施設が策定する避難計画の支援に関すること</p>
	上下水道部 水道工務課 水道管理課	<p>1.水道施設の防災管理、事後対策に関すること</p> <p>2.被災地における飲料水の確保に関すること</p>
安来市教育委員会	教育総務課 学校教育課	<p>1.公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること</p> <p>2.公立学校児童生徒の安全対策に関すること</p> <p>3.退避等に係る施設使用の協力に関すること</p>

		4.災害時における避難先での学校の運営に関すること
安来市立病院	経営管理課	1.原子力災害時の医療救護活動に関すること 2.原子力災害医療調整本部の支援に関すること 3.入院患者の避難支援・避難先の確保に関すること

消防機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
安来市消防本部	消防総務課	1.住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 2.原子力災害医療調整本部の支援に関すること 3.防護対策を講すべき区域の消防対策に関すること 4.消防防災・救急活動に関すること
安来市消防団		1.住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 2.交通規制及び立入制限に対する協力に関すること 3.警察官が行う治安維持に対する協力に関すること

島根県

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県	原子力安全対策課	1.原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること 2.通信連絡網の整備に関すること 3.環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備に関すること 4.防護資機材の整備に関すること 5.原子力災害医療体制の整備に関すること 6.環境条件の把握に関すること 7.平常時環境放射線モニタリングに関すること 8.県災害対策本部の設置に関すること 9.災害状況の把握及び伝達等に関すること 10.放射性物質による汚染状況調査に関すること 11.緊急時環境放射線モニタリングに関すること 12.一般住民の避難（広域輸送）及び立入制限等に関すること 13.原子力災害医療に関すること 14.汚染飲食物の摂取制限等に関すること 15.緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 16.汚染物質の除去に関すること

		<p>17.制限措置の解除に関すること</p> <p>18.損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>19.地域原子力防災協議会への参加等に関すること</p> <p>20.松江市及び周辺3市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言に関すること</p> <p>21.避難退域時検査及び簡易除染に関すること</p> <p>22.県防災ヘリを活用した防災活動</p>
安来警察署	警備課	<p>1.住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること</p> <p>2.入り等の制限措置及び解除に関すること</p> <p>3.緊急防護措置を準備する区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</p>

指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	広域調整第二課	<p>1.管区内各警察の指導、調整に関すること</p> <p>2.他管区警察局との連携に関すること</p> <p>3.関係機関との協力に関すること</p> <p>4.情報の収集及び連絡に関すること</p> <p>5.警察通信の運用に関すること</p>
中国四国防衛局	企画部地方調整課地方協力確保室	<p>1.災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関すること</p> <p>2.災害時における米軍部隊との連絡調整</p>
中国財務局（松江財務事務所）	総務課	<p>1.金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること</p> <p>2.地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付に関すること</p> <p>3.被災施設の復旧事業費の査定立会に関すること</p> <p>4.国有財産の無償貸付等に関すること</p>
中国四国厚生局	総務課	独立行政法人国立病院機構との情報共有並びに密接な連携に関すること
中国四国農政局	企画調整室	<p>1.農林畜産物等の安全確認のための調査への助言及び協力に関すること</p> <p>2.原子力災害時における食料等の支援に関すること</p> <p>3.農林漁業関係金融機関への金融業務への円滑な実施のための連絡調整等に関すること</p>

近畿中国森林管理局	企画調整課	災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	1.所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関すること 2.電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること 3.被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関すること 4.被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること
中国四国産業保安監督部	電力安全課	原子力発電所の安全確保に関する指導等に関すること
中国地方整備局	防災室	直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置に関すること
中国運輸局	島根運輸支局 輸送担当 総務企画担当	1.緊急輸送に関する要請及び支援に関すること 2.関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
大阪航空局	出雲空港出張所	1.災害時における航空輸送の調査及び指導に関すること 2.災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整に関すること
第八管区海上保安本部	環境防災課	1.海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制に関すること 2.海上モニタリングの支援に関すること
大阪管区気象台	松江地方気象台	1.気象状況等の把握、解析に関すること 2.緊急時モニタリングセンター等への支援に関すること
中国総合通信局	防災対策推進室	1.非常無線通信の確保に関すること 2.非常事態における有線電気通信の確保に関すること 3.災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること 4.災害対策用移動電源車の貸与
島根労働局	総務部総務課	1. 産業災害防止についての監督、指導に関すること 2. 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての監督指導に関すること 3. 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導に関すること

		<p>4. 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握、離職者の早期再就職への斡旋の実施に関すること</p> <p>5. 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること</p> <p>6. 被災事業主に対する特別措置等の実施に関すること</p>
中国四国地方環境事務所	総務課	<p>1.廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること</p> <p>2.災害時における環境省本省との連絡調整に関すること</p> <p>3.家庭動物の保護等に係る支援</p>

自衛隊（島根県資料から追加：必要により）

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班	緊急輸送の支援に関すること
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部 第三幕僚室	<p>1.緊急輸送及び救護活動の支援に関すること</p> <p>2.海上モニタリングの支援に関すること</p>
陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部 防衛課	<p>1.緊急輸送及び救護活動の支援に関すること</p> <p>2.空中モニタリングの支援に関すること</p>

指定公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便（株）松江中央郵便局	総務部	<p>1.被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること</p> <p>2.被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること</p> <p>3.被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること</p> <p>4.被災者救助団体に対するお年玉寄付金の配分に関すること</p> <p>5.被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること</p> <p>6.為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること</p> <p>7.簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関すること</p> <p>8.被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資に関すること</p>

西日本旅客鉄道 (株)中国統括本部	経営企画部総務（山陰）	鉄道による緊急輸送の確保に関すること
日本貨物鉄道(株) 関西支社	岡山支店伯耆大山駅	鉄道による緊急輸送の確保に関すること
西日本電信電話 (株)島根支店	設備部 災害対策室	1.電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2.災害非常通信の確保及び気象警報の伝達に関すること 3.被災電気通信施設の復旧に関すること 4.被災公衆電気通信設備の復旧に関すること 5.災害用伝言サービスの提供に関すること 6.緊急速報メールに関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	プラットフォームサービス 本部事業推進部危機管理室	電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること
(株)NTTドコモ 中国支社島根支店	企画総務担当	1.電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること 2.災害非常通信の確保に関すること 3.被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること
KDDI(株)	中国総支社管理部	1.電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること 2.災害非常通信の確保に関すること 3.被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること
ソフトバンク(株)	総務本部地域 総務部九州・中四国総務課	1.電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること 2.災害非常通信の確保に関すること 3.被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること
日本銀行	松江支店	1.銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2.資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3.金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4.金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5.各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社	島根県支部 事業推進課	医療救護活動の協力奉仕者（原子力災害医療派遣チームを除く）の連絡調整に関すること

独立行政法人国立病院機構本部 中国四国グループ	総務経理課	医療、助産等救護活動の実施に関すること
日本放送協会 (NHK)	松江放送局 放送部	放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関すること
西日本高速道路 (株)	保全サービス 統括課	1.道路等の防災管理及び災害復旧に関すること 2.災害救助等災害緊急車両の通行に伴う料金免除の取り扱いに関すること 3.緊急輸送路の確保に関すること 4.広域避難者の車両通行に伴う料金徴収の免除の取扱いに関すること
日本通運(株)	安来支店	陸路による緊急輸送の確保に関すること
社団法人島根県 トラック協会	安来支部	陸路による緊急輸送の確保に関すること
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時 支援・研修セ ンター	1.緊急時モニタリング体制の整備に関すること 2.専門家の派遣に関すること 3.避難退域時検査及び簡易除染の支援に関すること 4.住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること
中国電力(株)	島根原子力本 部	1.原子力発電所の安全性の確保に関すること 2.防災上必要な社内教育・訓練に関すること 3.環境放射線等の把握に関すること 4.防災活動体制の整備に関すること 5.防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）に関すること 6.異常時における連絡通報体制の整備に関すること 7.汚染拡大防止措置に関すること 8.県、松江市及び関係周辺3市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関すること 9.県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力に関すること

指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)山陰放送	松江支社	放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関すること
山陰中央テレビジョン放送(株)	報道制作局報道部	
日本海テレビジョン放送(株)	松江本社	
(株)エフエム山陰	放送事業部	

その他公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

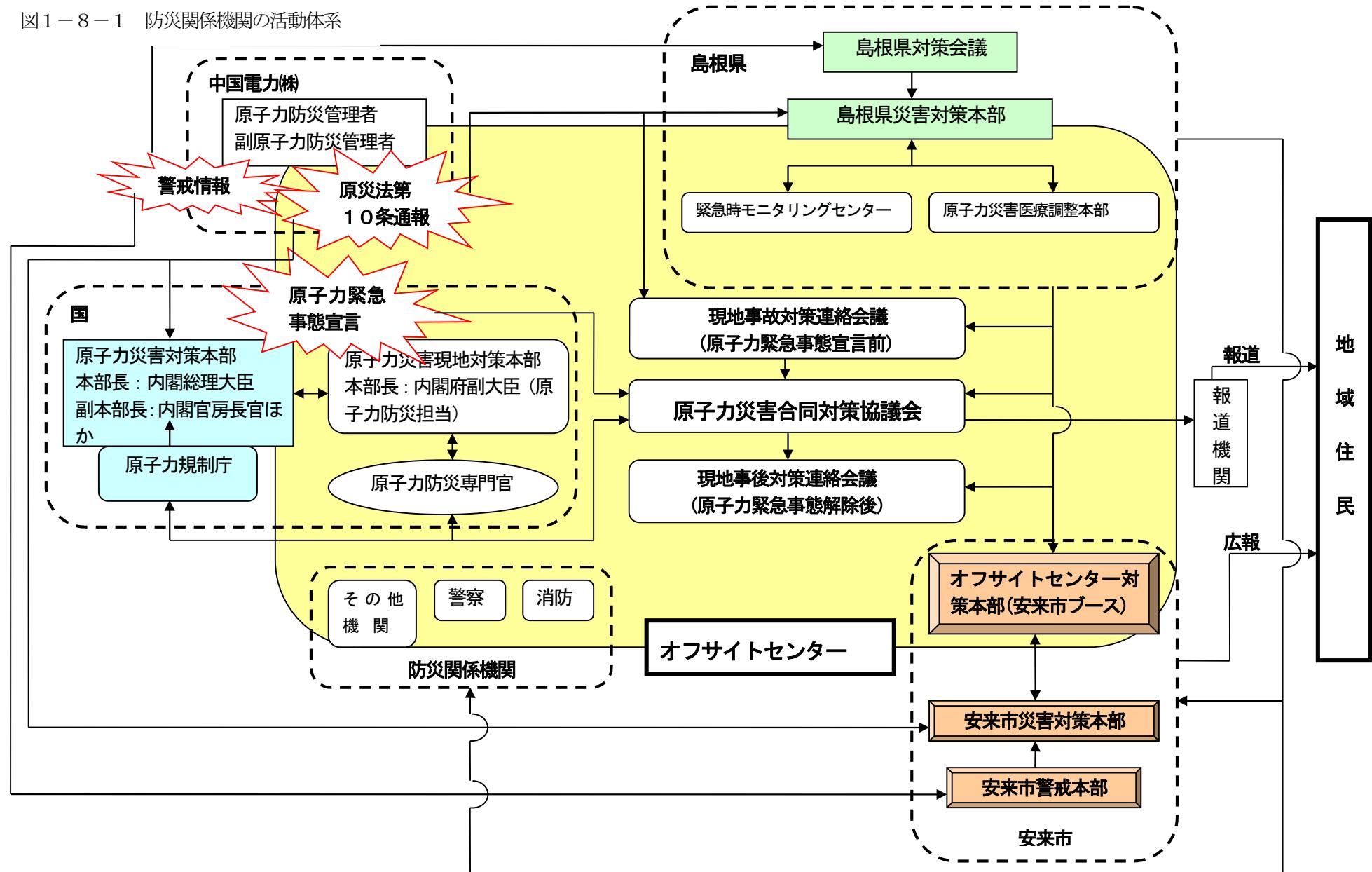
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
安来市医師会	事務局	負傷者等の医療、助産、救護に関すること
島根県農業協同組合やすぎ地区本部		1.緊急物資の調達に関すること 2.農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3.放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 4.避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること 5.原子力災害に関する広報に関すること 6.組合員への支援に関すること
しまね東部森林組合		1.林産物の汚染調査等に対する協力に関すること 2.放射性物質による汚染林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 3.原子力災害に関する広報に関すること 4.組合員への支援に関すること
安来商工会議所 安来市商工会		1.緊急時応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・斡旋に関すること 2.放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること 3.原子力災害に関する広報に関すること 4.会員事業所への支援に関すること
指定避難所管理者		退避施設としての協力に関すること
安来市建設業協会		1.協定に基づく協力に関すること 2.陸路による緊急輸送の確保に関すること 3.災害復旧に関する事業の協力に関すること

安来市社会福祉協議会		災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関すること
やすぎどじょっこテレビ		緊急事態応急対策等の広報活動に関すること
防災上必要な施設の管理者 社会福祉施設経営者		1.施設入所者などの避難計画の策定に関すること 2.施設入所者の安全確保に関すること 3.災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関すること

原子力規制庁

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
島根原子力規制事務所	原子力運転検査官	1.原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡回検討等に関すること 2.特定事象発生後、施設の状況確認に関すること
	原子力防災専門官	1.県、市への防災計画策定等に対する指導助言等に関すること 2.中国電力(株)への防災業務計画等に対する指導助言すること 3.緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等に関すること
	上席放射線防災専門官	1.緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等に関すること

図1-8-1 防災関係機関の活動体系



第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、中国電力(株)が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、島根県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。
- (2) 中国電力(株)が島根県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、島根県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収

- (1) 市は、必要に応じ中国電力(株)から島根県を通じた報告及び島根県が実施する適時適切な立入検査に同行すること等により、中国電力(株)が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査に同行する市の職員は、市長から権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査に同行するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、島根原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

(2) 市は、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官との連携を図り、実施する。

第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、島根県、中国電力(株)、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、島根県、中国電力(株)、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、島根県、中国電力(株)、その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

ア 中国電力(株)からの連絡を受信する窓口

イ 防護対策に關係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法

エ 関係機関への指示連絡先

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び島根県と連携し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会 [*] と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

[*] 電波法第74条の2の規定により国、地方公共団体、電気通信事業者等（無線設備及び有線設備）の防災関係機関で構成する協議機関

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、海上保安庁無線、警察無線、公共安全LTE（PS-LTE）、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、島根県、及び中国電力㈱その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような島根原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、防護措置の判断に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策本部に適切に備え付け、これらを確實に管理する。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

＜整備を行うべき資料の例＞

① 島根原子力発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 施設の配置図

市は、①の資料については、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部へ備え付けるものとする。

② 社会環境に関する資料

ア 周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（島根原子力発電所との距離別、方位別、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料

オ 周辺地域の特定施設（保育所、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 拠点となる原子力災害医療施設に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 防護措置の判断に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（過去30年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

ア 島根原子力発電所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

イ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 市の避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び島根県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、島根原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、電気通信事業者に対する移動通信基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整に努める。

① 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置地域の解消に努める。

② 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話（株）等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

③ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

第 7 節 緊急事態应急体制の整備

市は、原子力災害時の应急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害应急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

(2) 警戒事態又は施設敷地緊急事態における市の体制

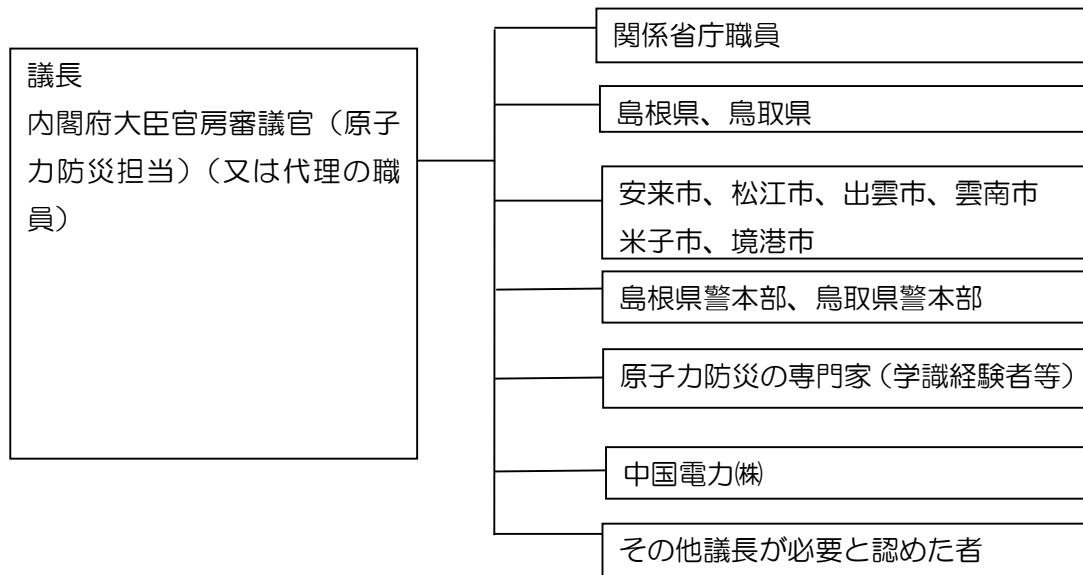
市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び島根県と協力して、オフサイトセンターに職員を派遣し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部からの情報収集のため、職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市

の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段を定めておく。

図2-7-1 現地事故対策連絡会議の構成



2 災害対策本部体制等の整備（原災法第10条の通報すべき基準）

市は、原災法第10条の通報すべき基準（施設敷地緊急事態）の通報があった場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、オフサイトセンターに設置する安来市の現地災害対策本部（以下「オフサイトセンター現地災害対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行う。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

① 災害対策本部及びオフサイトセンター現地災害対策本部等の設置場所

原則として安来市災害対策本部は市庁舎内に、オフサイトセンター現地災害対策本部はオフサイトセンターに設置する。

② 職務権限

本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他については、安来市地域防災計画第Ⅱ部第1章第6節「防災組織の整備」の

規定を準用する。

③ 参集配備体制

参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえ定める。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、島根県、及び松江市、関係周辺2市、鳥取県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力(株)の代表者から権限を委任された者から構成され、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

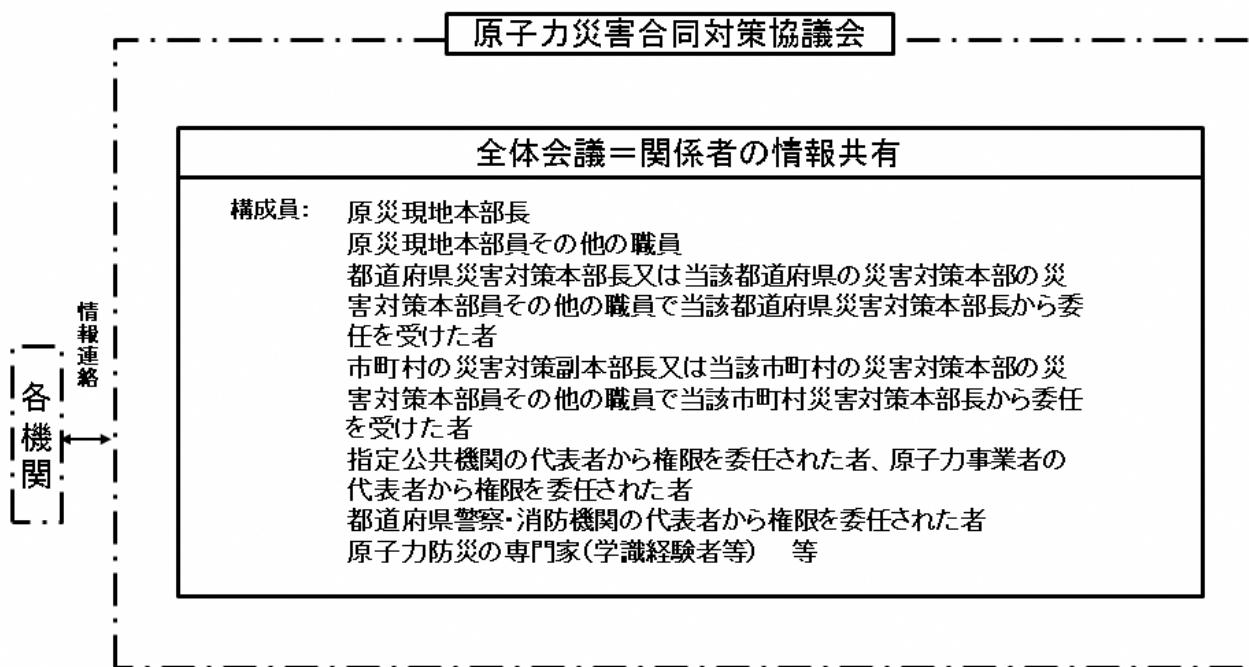
また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、島根県、鳥取県、市、関係機関及び中国電力(株)等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

【参考】

原子力災害合同対策協議会の目的等

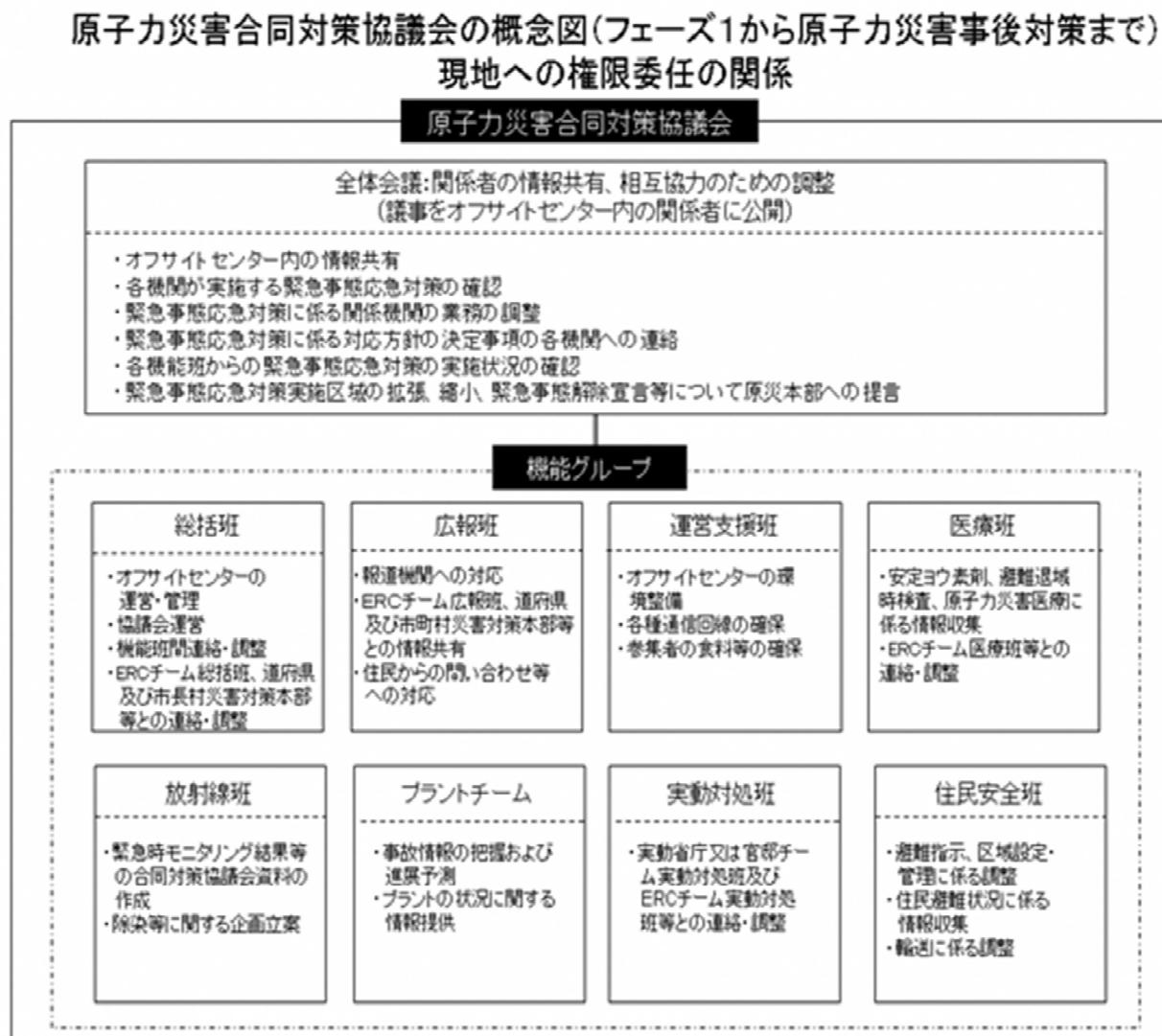
- 目的：当該原子力緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等
- 事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）
- 事務：原災現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他機能班についても同様。）が行う。
- 開催場所：オフサイトセンター

図2-7-3-① 原子力災害合同対策協議会の構成



原子力災害合同対策協議会の運営事務局として、機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）が組織され、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及び各種防護対策措置の検討、支援を行う。

図2-7-3-② 原子力災害合同対策協議会及び機能班の構成並びに業務等



4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、島根県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、島根県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力株、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(2) 市は屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は島根県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について島根県内外の近隣市町村及び島根県内全市町村による協定の締結の促進、消防広域相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、島根県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退避時検査（避難住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、島根県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

8 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは関係省庁、関係地方公共団体（P A Z を含む地方公共団体及びU P Z を含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、中国電力株及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、国の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力をを行うための体制を整備する。

9 専門家の派遣要請手続き

市は、中国電力株より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要

請するための手続きをあらかじめ定めておく。

原災法施行令第5条の規定により、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

10 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び島根県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下における防護措置

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施するなどの感染拡大・予防対策を十分考慮し、国や県等と連携し対応する。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、島根県、指定公共機関、中国電力(株)と相互の連携を図る。

第 8 節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、島根県及び中国電力(株)の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や〇なしに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び島根県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

避難計画作成にあたりあらかじめ定めておくべき事項

◆ 人口

- ◆ 避難所 名称、所在地、収容可能者数
- ◆ 避難集結場所
- ◆ その他必要な事項

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、交流センター等公共的施設等を対象に、避難等を行うための場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び島根県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、島根県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、市は、島根県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、島根県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、島根県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、島根県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、原子力緊急事態には、島根県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、

仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、島根県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるよう努める

また、原子力緊急事態における避難所への物資等の輸送体制の整備を図る。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、島根県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。
- (2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映しものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。
- (4) 市は、島根県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。
なお、市は、島根県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。
- (5) 病院等医療機関の管理者は、島根県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- (6) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、島根県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、島根県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、島根県、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、島根県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備する。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効性を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立する。

9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合や、その他やむを得ないときには、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことも留意する。

第 9 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は国、島根県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2 飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、島根県と協力し、飲食物の摂取制限、出荷制限を行った場合における、住民の飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第 10 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について島根県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努める。

第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、島根県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は、島根県及び中国電力(株)と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行う。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を参考に、島根県、医療機関等と連携して、市内のUPZ圏内の一時集結所等において、安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布を実施する。

また、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、一時集結所等において速やかに安定ヨウ素剤の緊急配布および服用が行えるよう、準備しておく。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、国及び島根県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するよう努める。

(2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、島根県及び中国電力(株)と相互に密接な情報交換を行う。

5 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 市は、国、島根県及び中国電力(株)と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めるよう努める。

(2) 市は、国、島根県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び島根県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。
- (2) 市は、国及び島根県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、行政告知放送の更なる拡大、広報車両等の施設、装備の整備を図る。
- (3) 市は、国、島根県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び島根県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

表2-11 庁舎の業務を行うべき退避先施設

順位	業務を行うべき退避先施設の名称	所在地
1	安来市役所伯太庁舎	伯太町東母里 580
2	伯太中央交流センター	伯太町東母里 572-1
3	赤屋交流センター	伯太町赤屋 118-2

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 市は、国、島根県及び中国電力(株)と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 島根原子力発電所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、市、国及び島根県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること

⑦ 要配慮者への支援に関すること

⑧ 緊急時にとるべき行動

⑨ 避難所での運営管理、行動などに関すること

⑩ 飲食物の摂取制限に関すること

⑪ その他必要事項

(2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第 15 節 防災業務関係者的人材育成

市は、国及び島根県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

第 16 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 市は、国、島根県、中国電力(株)等関係機関と連携し、

① オフサイトセンターの設置運営訓練

② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練

③ 緊急時通信連絡訓練

④ 緊急時モニタリング訓練

⑤ 原子力災害医療訓練

⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練

⑦ 周辺住民避難訓練

⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を島根県と行う。

(2) 市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画

するよう努める。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、島根県、中国電力(株)等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、島根県、中国電力(株)等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、内閣府、原子力規制委員会、中国電力(株)の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的な訓練に努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価及び訓練参加住民のアンケート等により、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むよう努める。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬）

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、中国電力(株)と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力(株)に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力(株)と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、中国電力(株)と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 島根県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するため必要な措置を講じる。

第 18 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び島根県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力㈱により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

指定地方公共機関への連絡については、島根県と重複しないよう調整する。

(3) 島根原子力発電所から施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 島根原子力発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、島根県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファックスで送付することとされている。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急

事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、島根県、関係周辺都道府県、県警察本部に連絡するものとされている。また、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- ③ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、島根県に連絡することとされている。

図3-2-1 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡系統

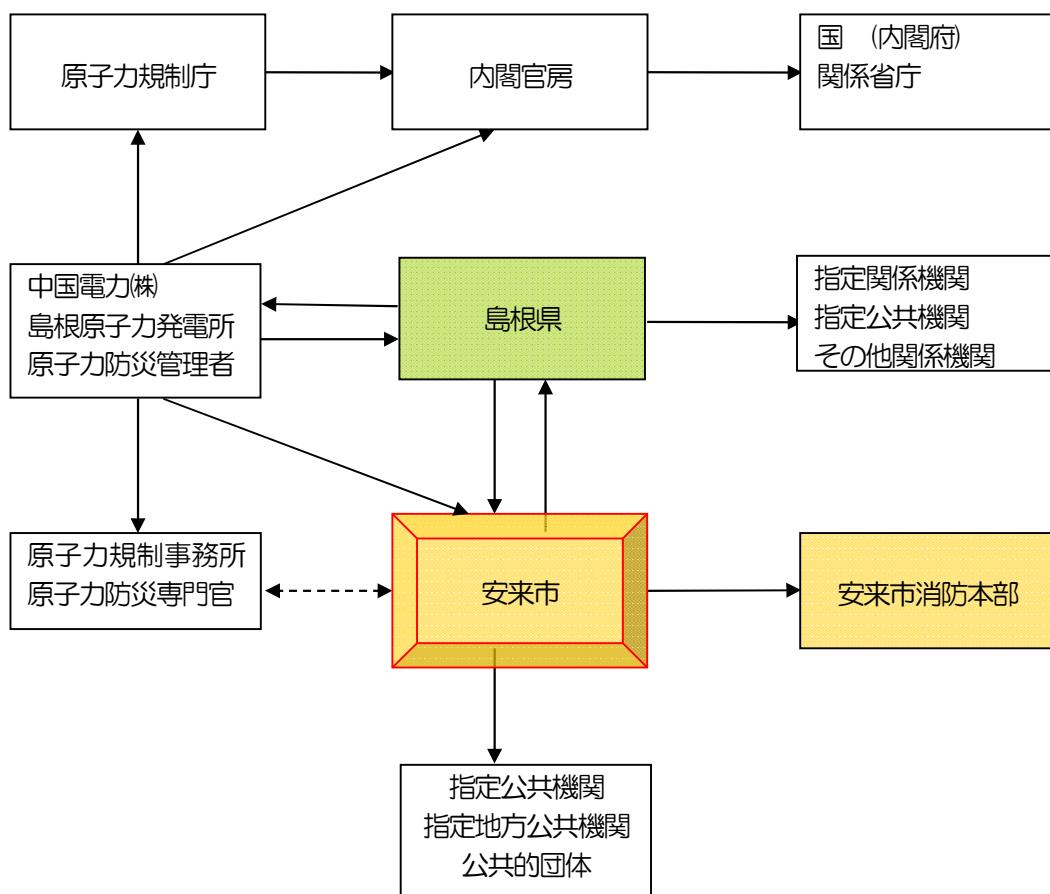


表 3-2-1 原災法における通報基準・原子力緊急事態の判断基準

原災法10条通報基準	原子力緊急事態の判断基準（原災法第15条）
<p>発電所の区域の境界付近において</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の空間放射線量率を検出 (1地点：10分以上、または2地点以上：同時) ※ガンマ線が $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合は、中性子線も測定し、それらの合計の線量が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上。なお、落雷によるものを除く 	<p>発電所の区域の境界付近において</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1時間当たり $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線が2地点以上において又は10分以上継続して検出 ※ガンマ線が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合は、中性子線も測定し、それらの合計の線量が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上。なお、落雷によるものを除く
<p>排気筒等の通常放出部分において、拡散後の放射能水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発電所の境界付近で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等 ※累積放出量で管理している場合には、一事象により $50 \mu\text{Sv}$ 以上に相当するような放出 	<p>排気筒等通常放出場所において、拡散した後の放射能水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発電所の境界付近において $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当するような放射性物質の放出等 ※ 累積放出量で管理している場合には、一事象により 5mSv 以上に相当するような放出
<p>火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の空間放射線量率を検出 ◆ $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等 	<p>火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ $5\text{mSv}/\text{h}$ 以上の空間放射線量率を検出 ◆ $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等
<p>発電所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から 1m 離れた地点で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の空間放射線量率 ◆ 放射性物質の漏えい等 	<p>発電所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から 1m 離れた地点で</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ $10\text{mSv}/\text{h}$ 以上の空間放射線量率 ◆ 放射性物質の漏えい等
臨界事故の発生又はそのおそれがある状態	臨界事故の発生
原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉において制御棒の挿入による原子炉の停止ができないこと等	原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉においてホウ酸水を注入する等の操作によって原子炉の停止ができないこと等

2 施設敷地緊急事態応急対策等活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後（原子力緊急事態前）の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 中国電力(株)は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、島根県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安本部署、原子力防災専門官等に施設の状況、島根原子力発電所の応急対策活動の状況及び島根原子力発電所に設置された事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、島根原子力発電所から連絡を受けた事項、島根原子力発電所の応急対策活動状況等を隨時連絡する。

現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連携は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。

- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、島根原子力発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、島根原子力発電所の応急対策活動の状況等を隨時連絡する。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 中国電力(株)の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、島根県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファックスで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。
- ② 市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び中国電力(株)その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。
- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び島根県をはじめ中国電力(株)、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般電話回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般電話回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や島根県等の関係機関に協力する。

第 3 節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、島根県及び中国電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、総務部長を本部長とする警戒本部を設置する。

② 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、島根原子力発電所等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力をを行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害対策本部の設置等

① 市は、原災法第10条による施設敷地緊急事態の通報があった場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

また、市が必要と認め、災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。

② オフサイトセンターに派遣する職員

市長の定めるもの

(3) 現地事故対策連絡会議機能班に派遣する職員

① 市は、機能班として広報班、放射線班、住民安全班等、必要に応じて情報収集のための必要な人員をオフサイトセンターへ派遣するものとする。

表 3-3-1 災害体制の設置基準

区分	体制	設置基準	処理事項
	本部・支部		
【警戒体制】 (トラブル発生)	警戒本部の設置 〔構成員〕 総務部長、政策推進部長、市民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設部長、上下水道部長、消防長、議会事務局長、教育部長、病院事務部長、統括危機管理監、危機管理監（広瀬地域センター長、伯太地域センター長）、総務課職員、防災課職員、その他総務部長が必要と認めた職員	・警戒事態発生の通報があったとき	1.情報収集 2.職員への注意喚起 3.職員の動員準備 4.災害予防対策 5.体制移行準備 6.住民広報 7.環境モニタリング 8.島根県への職員派遣
【第一次体制】 (原災法第10条事象)	災害対策本部の設置 〔構成員〕 市長、副市長、教育長、各部部長、次長、総務課職員、防災課職員、その他市長が必要と認めた職員	・島根県対策会議が設置されたとき ・施設敷地緊急事態（原災法第10条）発生の通報があったとき ・島根県からモニタリングポストにおいて原災法第	1.情報収集と共有 2.職員への注意喚起 3.関係機関との調整 4.災害予防体制 5.体制移行準備 6.住民広報 7.相談窓口開設準備

		10条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき • その他市長が原子力防災上必要と認めたとき	8.環境モニタリング 9.島根県への職員派遣 10.職員動員準備 11.市長の定めるもののOFCへの派遣
【第二次体制】 原災法15条事象	全職員とする	• 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法第15条）が発出されたとき • その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	1.情報収集 2.職員の出動 3.避難状況確認 4.安否確認 5.住民広報 6.相談窓口開設
【第三次体制】 (住民避難完了後)	事後対策の内容により最大全職員とする	• 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法第15条）が発出された後	1.情報収集 2.災害復旧対策本部設置準備 3.避難状況確認 4.住民広報 5.相談窓口開設

② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、島根原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は表3-3-2のとおりとする。

① 災害対策本部の本部長は市長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、市長が不在等の場合には、以下の順位で権限を委譲する。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 政策推進部長

② 災害対策本部が設置された場合の災害体制別の動員計画は、別に定める。

表3-3-2 災害対策本部の事務分掌表

部	部長職	班名	班長職	構成課(室)名	事務分掌
総務部	総務部長 (副) 統括危機管理監	事務班	統括危機管理監	防災課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②本部長の命令及び指示の伝達に関すること ③原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営に関すること ④オフサイトセンター及び原子力合同対策協議会に関すること ⑤災害対策に係る総合調整に関すること ⑥緊急時モニタリングセンターへの協力に関すること ⑦モニタリング情報等の収集及び伝達に関すること ⑧消防署、消防団との連絡調整に関すること ⑨災害救助、救急の総括に関すること ⑩自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること
	総務班	総務課長	総務課		①各部、各課との連絡調整に関すること ②関係機関との連絡調整に関すること ③原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営支援に関すること ④本部要員の装備用具に関すること ⑤原子力防災資機材の確保に関すること ⑥事務局の応援に関すること
	人事班	人事課長 (副)選挙・公平監査事務局長	人事課 選挙・公平監査事務局		①職員の動員及び配備計画に関すること ②職員及び家族の被災状況の把握に関すること ③職員の災害派遣に関すること ④職員の健康管理及びメンタルヘルスに関すること ⑤職員の被ばく管理に関すること

		財政班	財政課長	財政課	①災害対策経費の予算措置に関すること
		管財班	管財課長	管財課	①災害対策用資機材の調達及び賃借に関すること ②災害対策車両の確保及び配車に関すること ③市有財産(普通財産)の緊急使用に関すること ④支援物資等の受入れ、仕分け、保管配送に関すること
		情報システム班	情報管理課長	情報管理課 自治体 DX 推進室	①情報ネットワーク施設及び庁内ネットワークに関すること ②告知放送設備、避難所無線 LAN の管理に関すること
政策推進部 長	政策企画 班	政策企画課長	政策企画課	政策企画課	①緊急時広報の総括に関すること ②被災状況の把握の総括に関すること ③応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ④外国人への広報、災害対策に関すること
		広報班	秘書広報課長	秘書広報課	①報道機関への緊急時広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道内容の把握に関すること ④本部長及び副本部長の秘書に関すること ⑤災害見舞視察者の接遇に関すること ⑥市民への広報・広聴活動に関すること ⑦災害記録誌等の製作に関すること
		商工観光 班	観光振興課長 やすぎ暮らし 推進課長	観光振興課 やすぎ暮らし 推進課	①商・工業施設等の被災状況の把握に関すること ②食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関すること ③商・工業施設等の風評被害対策に関すること ④商工会議所等との連絡調整に関すること ⑤観光客等一時滞在者への緊急時広報に関すること ⑥観光客等一時滞在者の被災状況の把握に関すること ⑦観光に係る風評被害対策に関すること
	交通班	地域振興課長	地域振興課		①住民避難車両の確保に関すること ②民間輸送事業者との連絡調整に関すること

	地域班	地域振興課長	地域振興課	①交流センター等の災害応急対策に関すること ②施設利用者の防護対策に関すること ③避難所の供与に関すること ④避難所の管理・運営の協力に関するこ
市民生活部	市民生活部長	市民班	市民課長(副) 人権施策推進課	①市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること ②市民相談窓口の設置、運営に関するこ ③避難所での被災地住民登録に関するこ ④市民の所在確認に関するこ
	環境班	環境政策課長	環境政策課	①ヒアリング要員に関するこ ②清掃業務計画に関するこ
	税務班	税務課長	税務課	①避難地区住民の輸送に関するこ ②災害対策要員の輸送に関するこ
健康福祉部	健康福祉部長	福祉班	福祉課長(副) 介護保険課 子ども未来課	①要配慮者の避難支援に関するこ ②要配慮者の被災状況の把握に関するこ ③幼児等の被災状況の把握に関するこ ④被災地区住民の生活支援に関するこ ⑤義援金、見舞金及び救援物資の配分に関するこ ⑥災害ボランティアの受け入れに関するこ ⑦老人福祉施設等の入所者の安全確保に関するこ ⑧日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関するこ
	医療班	いきいき健康課長	いきいき健康課 病院改革推進室	①緊急時医療対策に関するこ ②医療品、衛生材料の確保に関するこ ③被災者の保健、栄養指導に関するこ ④寝たきり老人等の要支援者の安全確保に関するこ ⑤被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関するこ ⑥防災業務関係者の健康相談及びメンタルヘルスに関するこ ⑦避難所健康相談窓口の設置に関するこ ⑧避難所の衛生管理に関するこ ⑨安定ヨウ素剤の配布に関するこ

農林水産部	農林水産部長	農林振興班	農林振興課長(副) 農林整備課長	農林振興課 農林整備課 安来市土地改良区 農業委員会事務局	①農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関すること ②農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関すること ③生鮮食料品等の確保及び供給に関すること
建設部	建設部長	道路班	土木建設課長(副) 都市政策課長	土木建設課 都市政策課 建築住宅課	①市道の通行規制に関すること ②道路交通の確保に関すること ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関すること ④市道の工事情報等の把握に関すること ⑤交通規制に係る市民への指導に関すること
上下水道部	上下水道部長	上下水道班	水道工務課長(副) 下水道課長	水道工務課 水道管理課 下水道課	①飲料水源の確保及び使用制限に関すること ②飲料水源の被災状況の把握に関すること ③飲料水の供給対策に関すること ④下水道施設の維持管理に関すること
会計管理者	会計管理者	出納班	会計課長	会計課	①災害対策経費の収支に関すること ②義援金の受領に関すること
議会	議会事務局長	支援班	議会事務局次長	議会事務局	①市議会議員への情報提供に関すること
教育部	教育部長	学校教育班	教育総務課長(副) 学校教育課長	教育総務課 学校教育課 給食教育課	①学校との連絡調整に関すること ②児童・生徒の被災状況の把握に関すること ③学校教育施設の災害応急対策に関すること ④児童・生徒の防護対策に関すること ⑤被災児童・生徒の育英奨学に関すること ⑥応急教育に関すること ⑦学校給食に関すること ⑧非常炊き出しの実施に関すること ⑨PTA等その他教育団体との連絡調整に関すること ⑩避難所の供与に関すること ⑪避難所の管理・運営の協力に関すること *⑩⑪は学校施設を避難所とした場合
					①文化施設等の災害応急対策に関すること ②施設利用者の防護対策に関すること ③避難所の供与に関すること

病院部	事務部長	医療班	経営管理課長	経営管理課	①緊急時医療措置に関すること ②緊急時医療対策に関すること ③原子力災害医療調整本部への協力に関すること ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること
地域センター	地域センター長	地域センター班	危機管理監	広瀬地域センター 伯太地域センター	①安来庁舎との連絡調整に関すること ②災害体制の指示及び伝達に関すること ③市民の被災状況の把握に関すること ④市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること ⑤市民相談窓口の設置、運営に関すること ⑥災害救助・救急の総括に関すること ⑦住民への防護、避難対策に関すること ⑧地域センター職員の動員及び配備計画に関すること ⑨市民に対する緊急時広報に関すること ⑩原子力防災資機材の確保に関すること ⑪モニタリングに関すること ⑫避難所の管理運営に関すること
消防本部	消防長 消防署長	消防班			①消防署、消防団との連絡調整に関すること ②災害救助、救急に関すること ③住民への防護、避難対策に関すること ④救急搬送に関すること ⑤救出・救助、消火に関すること ⑥消防団員の動員及び配備計画に関すること ⑦消防車両による緊急時広報に関すること

※次長は課長と兼務のため、課長として配置する。

(5) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換

し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

原子力災害合同対策協議会の構成員は次のとおりである。

- 構成員：事務局長 内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）
 - 原災現地本部長
 - 原災現地本部員その他の職員
 - 県災害対策本部長又は県災害対策本部の災害対策本部員
 - その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者
 - 市災害対策副本部長又は市災害対策本部の災害対策本部員
 - その他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者
 - 指定公共機関の代表者から権限を委任された者、中国電力(株)の代表者から権限を委任された者
 - 県警・消防機関の代表者から権限を委任された者等

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

専門家の派遣要請文書の記載事項

- ・派遣を要請する事由
- ・その他必要な事項

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、島根県を通じて、消防庁緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、島根県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、島根県知事に対し派遣を要請するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに島根県知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部設置後直ちに、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

原子力被災者生活支援チーム

【組織体制】

原子力被災者支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、中国電力(株)、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ア 原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- イ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、規制庁、厚生労働省）
- ウ 放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- エ 原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退避時検査に準じた検査及び除染（規制庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- オ 緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限（厚生労働省、農林水産省等）
- カ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
- キ 避難指示区域等の見直し・再設定

（原子力災害対策マニュアル）

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

（1）防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

（2）防護対策

市は、島根県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

（3）防災業務関係者の防護措置

① 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護は「原子力災害対策指針」による。

緊急事態応急対策に従事する者の防護措置

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、法令に基づく被ばく限度又はあらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。

原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動することを基本とする。

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。

民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行わなければならない。

(原子力災害対策指針)

- ② 市は島根県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、原子力災害合同対策協議会において、必要に応じ島根県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(4) 安全対策

- ① 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ② 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、島根県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

(1) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは島根県の要請又は独自の判断により、UP Z内における屋内退避の準備を行う。

(2) 市は全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原

災法第15条事象)を発出した場合は、国若しくは島根県の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民に対し、屋内退避の実施やOHLに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民に対し、必要に応じて予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOHLの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には島根県と連携し国に要請する。

(3) 放射性物質が放出された後は、国は地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じたOHLに基づき地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

(4) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、島根県と連携し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害対策本部等及び島根県に対しても情報提供する。

(5) 市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、島根県と連携し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び島根県に対しても情報提供する。

(6) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、島根県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

(7) 市及び県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等を行うことができる。

一方で、市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会等は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施する

に当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。

- ・UPZ 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

2 避難所等

- (1) 市は、島根県と連携し、緊急時に必要に応じ避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
 - (2) 市は、島根県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について島根県及び市に提供する。
 - (3) 市は、島根県と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
 - (4) 市は、島根県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- また、市は、島根県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、島根県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女

ペアによる巡回警備や防災ブザー配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (6) 市は、島根県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (7) 市は、島根県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び島根県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、市は島根県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び島根県に資機材の調達に関して要請する。

3 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては島根県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、島根県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- (3) 島根県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び島根県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

4 避難退域時検査及び簡易除染の実施

国、指定公共機関及び県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を実施することとされている。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を参考に、島根県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の必要な措置を講じる。

6 避難行動要支援者への配慮

市は発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

7 要配慮者等への配慮

(1) 市は、島根県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないことに十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、島根県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させる。

10 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域^{*}又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

* 原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定される警戒区域をいう。

1.1 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、島根県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- (3) 市及び島根県は、備蓄物資の状況等踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第 5 節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すよう努める。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第 6 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 国は放射性物質が放出された後、OICLに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限・出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。
市は、国の指示に基づき、島根県等と連携して、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施する。
- (2) 国は、OICLに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び島根県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、島根県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、国及び島根県の指示及び要請に基づき、又は独自の判断により、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、島根県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 **避難者の輸送**（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、**避難者等**
- ③ 災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、市の災害対策本部、市の現地災害対策本部等設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、島根県、島根県トラック協会、バス会社、日本通運(株)安来支店等との間で事前協議し、連絡手段を確保するよう努める。

なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整する。

- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、島根県を通じ

関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ島根県や周辺市町村に支援を要請する。

③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2 緊急輸送のための交通確保

市の道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通確保に必要な措置をとる。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ島根県又は中国電力(株)その他民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材確保などの措置を講ずる。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、島根県、中国電力(株)等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を島根県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

② 応援要請を行う消防機関の種別と人員

③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

など

緊急事態宣言発出時においては、島根県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意する。

2 医療措置

市は、島根県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び島根県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

※市が行う広報事項

- ① 原子力災害時には、状況に応じ次の事項を広報するものとする。
- ア 市（災害対策本部）からの緊急広報であること
 - イ 発表の日時
 - ウ 事故が発生した場所
 - エ 事故の状況
 - オ 放射性物質の放出状況や、今後の予測及び環境への影響
 - カ 原災法上の対応状況（10条通報、原子力緊急事態宣言等）
 - キ 市の体制（災害対策本部の設置等）
 - ク 国、島根県の体制（原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部の設置等）
 - ケ 市、島根県、国等の対応状況
 - コ 住民等の取るべき対応
 - サ その他必要な事項

② 防護対策区域*が決定された場合の広報事項

- ア 防護対策の内容（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）
- イ 防護対策地区の範囲及び具体的な地区
- ウ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- エ 飲食物の摂取制限に関すること
- オ 安定ヨウ素剤の服用等防護措置に関すること
- カ その他必要事項

*放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策（屋内退避コンクリート屋内退避、避難等）実施するために設定される区域を防護対策区域という。

できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って市が行うべき広報事項を定める。

原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点をおいて簡単明瞭な表現とする。

(3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（島根原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、島根県、周辺市町及び中国電力(株)と相互に連絡をとりあう。

原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行う。

(5) 市は、情報伝達に当たって、行政告知放送、同報系防災無線、掲示板、メール配信、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

本部及び現地本部における報道機関対応責任者、本部プレスセンター及び現地プレスセンターの設置場所、市の広報実施体制等を定めておく。

報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。

住民広報の留意事項

- ◆ 国・島根県と連携し、情報の一元化を図る
- ◆ 住民が理解しやすく、誤解を招かない平易な表現とする

- ◆ 情報の発信元、発信時刻を明らかにする
- ◆ 定期的に、繰り返し広報する

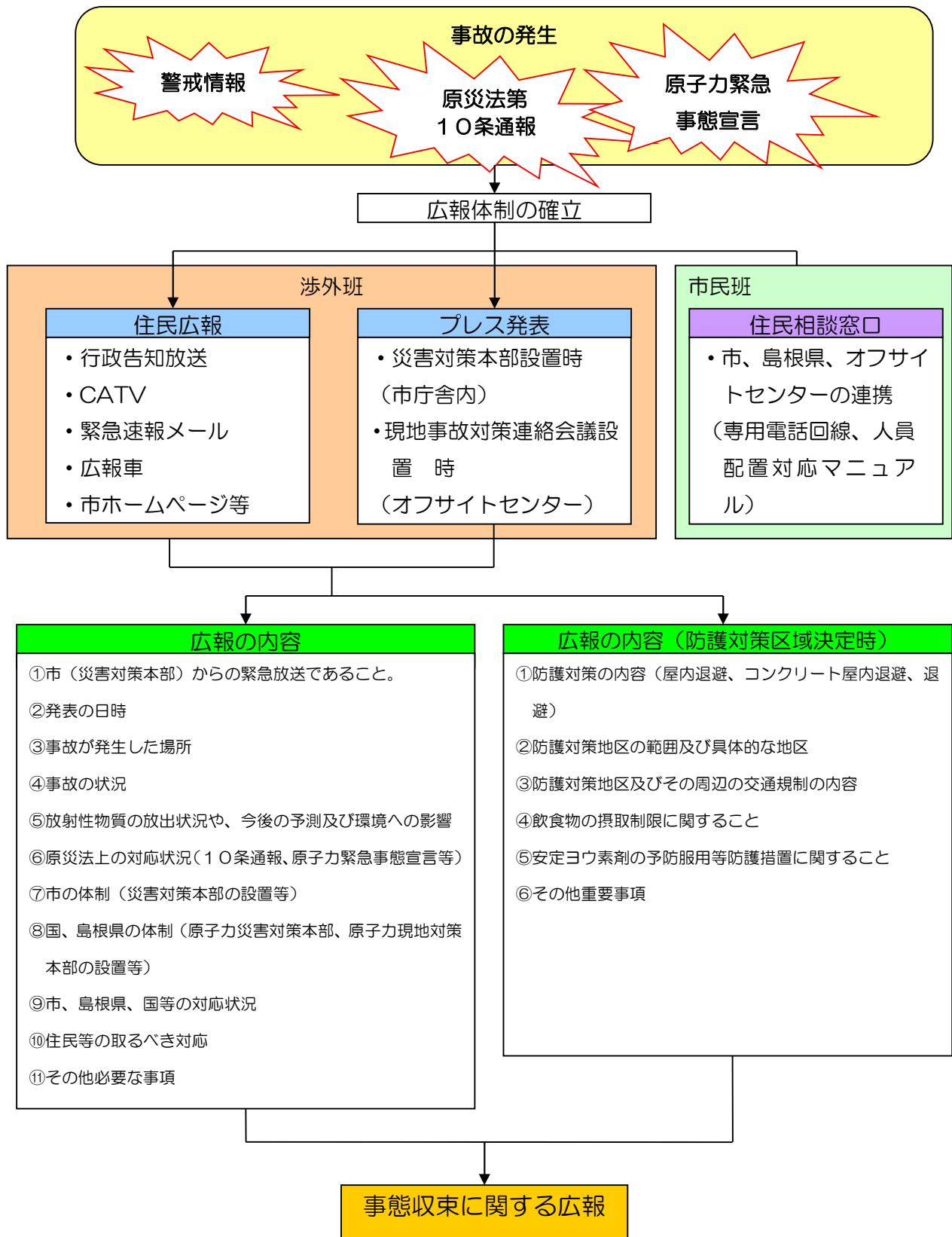
2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、島根県及び関係機関等の協力のもと、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の確立に努める。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等からの照会があったときは、被災者等の権利利益不当に侵害するとのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障の及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、島根県及び関係周辺都道府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受けるお恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

図3-9-2 原子力広報



第 10 節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

市は、国、島根県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、島根県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物及び受入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

(2) 義援金の受入れ

市は、島根県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び島根県と協議のうえ、状況に応じて原子力対策災害実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第 4 節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、島根県、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

市は、中国電力㈱から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定める。

第 5 節 各種制限措置の解除

市は、島根県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びに各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第 6 節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第 7 節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は国及び島根県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は国及び島根県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は島根県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第 8 節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び島根県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第 9 節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び島根県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸及び中小企業災害復旧資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び島根県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

表1-7-1 中国電力(株) 市、国が採ることが想定される措置等(1/4)

区分			PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分 (原発法第110条の通報すべき基準) 施設敷地緊急事態	警戒事態	中国電力(株)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—
		市	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	(原発法第110条の通報すべき基準) 施設敷地緊急事態	中国電力(株)	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・自治体へ通報	—	—
		市	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避難者の避難実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示

中国電力(株)、市、国が採ることが想定される措置等（2／4）

		PAZ (～概ね5km)				UPZ (概ね5～30km)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分 （原燃法第15条の基準） 全面緊急事態（原子力緊急事態）	中国電力 (株)	・要員追加召集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・自治体へ通報	—	—
	市	・要員追加召集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）
	国	・要員追加召集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）を指示

中国電力(株) 市、国が採ることが想定される措置等（3／4）

区 分		UP Z外（概ね30km～） （※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る）			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分 <small>（原燃法第10条の通報すべき基準）</small>	警戒事態	中国電力 (株)	—	—	—
		市	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	施設敷地緊急事態	中国電力 (株)	—	—	緊急時モニタリングの準備及び支援
		市	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受け入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	【避難】 ・自治体に施設敷地緊急事態要避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請

中国電力㈱、市、国が採ることが想定される措置等（4／4）

区 分		UP Z外（概ね30km～） (※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分 <small>(原燃法第15条の基準)</small>	中国電力 (株)	—	—	緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【避難】 ・避難等の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退却時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力
	市	—	—	—	—
	国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退却時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を要請

表1-7-2

O1Lに順じた中国電力(株)、市、国が採ることが想定される措置等(1/2)

		UP Z(概ね5~30km)				UP Z外(概ね30km~)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O-I-L-1	中国電力(株)	—	国及び自治体へ通報	—	—	—	—	—	—
	市	—	住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	—	—	—	【避難】 ・(近)避難の実施
	国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング 情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示
O-I-L-2	中国電力(株)	—	国及び自治体へ通報	—	—	—	—	緊急時モニタリングの実施及び支援	—
	市	—	住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定の準備	—	・住民等への情報伝達	—	—
	国	—	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング 情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング 情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
O-I-L-4	中国電力(株)	—	国及び自治体へ通報	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 避難・退却時検査及び簡易除染への協力	—	—	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 避難・退却時検査及び簡易除染への協力
	市	—	住民等への情報伝達	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 ・避難退却時検査及び簡易除染の実施	—	・住民等への情報伝達	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 ・避難・退却時検査及び簡易除染の実施
	国	—	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 ・避難退却時検査及び簡易除染の指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	—	【避難・退却時検査及び簡易除染】 ・避難・退却時検査及び簡易除染の指示

○ I Lに順じた中国電力(株)、市、国が採ることが想定される措置等（2／2）

			UP Z (概ね5~30km)				UP Z外 (概ね30km~)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 2	O I L	中国電力(株)	—	・国及び自治体へ通報	—	—	—	—	緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		市	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	—	・住民等への情報伝達	—	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示
O I L 6	O I L	中国電力(株)	—	—	—	—	—	—	—	—
		市	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	—	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提であり、O I Lは示されていない。

安来市地域防災計画

(令和5年7月策定)

編集・発行 安来市防災会議

事務局 安来市総務部防災課
〒692-8686
島根県安来市安来町 878 番地 2
電話 0854-23-3074